

平成23年第1回平群町議会  
定例会会議録(第3号)

招集年月日	平成23年3月14日
招集の場所	平群町議会議場
開会(開議)	3月14日午前9時3分宣告(第3日)
出席議員	1番 戎井政弘      2番 土井重尋 3番 岡嘉道      4番 森田勝 5番 植田いづみ      6番 山口昌亮 7番 奥田幸男      8番 山田仁樹子 9番 高幣幸生      10番 窪和子 11番 池田研二      12番 繁田智子 13番 下中一郎      14番 馬本隆夫
欠席議員	なし
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 岩崎万勉 教育長 森井惠治 会計管理者 瓜生浩章 総合政策課長 今村雅勇 総務財政課長 西本勉 税務課長 経堂裕士 住民生活課長 城光良 健康保険課長 水谷隆英 福祉課長 塚本敏孝 経済建設課長 植田充彦 監理課長 上田武司 教育委員会総務課長 岡田仁 上下水道課長 森岡博續 総合政策課主幹 太田正治 総務財政課主幹 大辻孝司 総務財政課主幹 西谷英輝 住民生活課主幹 中村九啓 清掃センター所長 森田弘行 健康保険課主幹 山口繁雄 健康保険課主幹 辰巳育弘 福祉課主幹 今田良弘 福祉課主幹 太田育代 経済建設課主幹 寺口嘉彦

<p>地方自治法第 121条の規定に より説明のため 出席した者 の職氏名</p>	<p>経済建設課主幹 監理課主幹 教育委員会総務課主幹</p>	<p>北川 晃 生 加藤 恒 一 松村 嘉 容</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議会事務局長 主 幹 書 記</p>	<p>西脇 洋 貴 森田 アイ子 田中 政 子</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

平成 2 3 年 第 1 回 ( 3 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 3 号 )

平成 2 3 年 3 月 1 4 日 ( 月 )  
午 前 9 時 開 議

日程第 1           一 般 質 問

## 一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨	頁
1	9番	高幣 幸生	1 今後の町づくりで大事なことは何か 2 町内公共交通に関する路線バスの強化について 3 教育を考えると、夢と構想が必要です。町は学校再編を含め、保護者にどの様に理解を求めているか	
2	10番	窪 和子	1 乳幼児医療費の無料化を小学校卒業までに拡充を 2 小中学校の特別教室の冷房化を 3 コミバス運行のさらなる利便性拡大について	
3	4番	森田 勝	1 「BUY へぐり」運動の導入について 2 町出資公益法人等について	
4	6番	山口 昌亮	1 学童保育の入所基準について 2 公園の遊具入れ替えについて 3 コミバスについて	
5	3番	岡 嘉道	1 ごみ減量化への取組方針について	
6	2番	土井 重尋	1 財政の長期展望について	
7	7番	奥田 幸男	1 国民健康保険について	
8	8番	山田 仁樹	1 路線バス、コミバスの運行状況、路線状況について 2 平群町土砂条例について	

## 一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨	頁
9	1 番	戎井 政弘	1 2 期目のスタートにあたり、岩崎町長の抱負、決意を伺いたい	
1 0	1 1 番	池田 研二	1 バス回転場跡地売却に係る裁判の経緯について 2 人事評価制度の本格的運用に向けて	
1 1	1 2 番	繁田 智子	1 平群町役場の組織再編 2 岩崎町長 2 期目の行政執行について	
1 2	5 番	植田いずみ	1 資源ごみの回収体制の拡充について 2 高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の助成制度について 3 第 5 期介護保険計画での保険料引き下げについて	

再 開 （午前 9時03分）

議 長

皆さん、おはようございます。

3月11日、三陸沖を震源とする巨大地震が発生し、東北関東大震災の被災地の皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。また、亡くなられた方々にお悔やみを申し上げます。ただいまより黙禱を行いますので、御起立をよろしくお願いいたします。

黙 禱。

黙 禱

議 長

ありがとうございました。

町長より発言を求められておりますので、町長を許可いたします。はい、町長どうぞ。

町 長

東日本の大震災で、被災されました方々に対しまして衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたします。

本町といたしまして、いまできることは何かと考えたとき、まずは全町民に義援金を呼びかけることかと考えまして、平群町社会福祉協議会を窓口とし、日本赤十字社平群分区並びに共同募金会などにも呼びかけを行うこととし、現在、手はずを整えているところでございます。

なお、今後の物的、人的支援といたしましては、現地の被害が膨大で広範囲にわたる上、混乱をきわめていますので、少なくとも受け入れ態勢が整い、国や県からの要請に基づき対処したいと考えています。

以上、御報告申し上げますとともに、議会の皆様にも御理解と御協力をお願い申し上げる次第です。

以上でございます。

議 長

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより平成23年平群町議会第1回定例会を再開をいたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

議 長

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおり一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は12名の議員から提出されておりますので、順次、質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号9番、高幣君の質問を許可いたします。はい、高幣君。

9 番

それでは、おはようございます。

議長の許可をいただきまして3項目について質問させていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますよう、お願いいたします。

まず、質問に入る前に、いまま議長、町長もお述べになりましたが、3月11日に発生した東日本大震災で被災され、お亡くなりになられた方々に対して、また負傷の方々に対して哀悼とお見舞いを申し上げます。一日でも早い復旧及び御回復を念じます。私たちもできる限りの御援助をさせていただきたいと思っております。

さて、1番目の質問は、今後のまちづくりで大事なことは何かであります。まちの活性化の大きな原動力、人口を考えると、若い世帯の流入を図る以外、高齢者の安心・安全のまちづくりであります。10年後のまちはどのようなになっているか、町長のお考えを聞きたいと思っております。

2番目は、町内公共交通に関する路線バスの強化についてであります。

人口増への流れに影響のある住民の高齢化率は27.8%であります。この方々の住環境の整備です。その大きな一つが、町内公共交通にかかわるバス路線の強化です。コミバスとNC路線バスの乗車賃の格差とか、いろんな問題がありますが、どういうふうに当局は見られているのでしょうか、お尋ねいたします。

さて、昨年5月に平群町地域公共会議を設置し、住民代表9名の皆さんと国や県、まち及び警察、バス等の事業者ほか計21名の会議であります。経過は特別委員会で報告を受けていますが、いま一つコンサル主導のように聞こえます。二元代表制の議会は、同会議に参画しておりません。報告を受けるのみです。なぜか。この代表者会議に議会が参画しなかったのか、お尋ねいたします。

次に、まちは昨年8月に平群町公共交通に関するアンケートを集めました。その結果、1,449人の回答を受け、まちにふさわしい公共交通の基礎資料として同会議で活用するということでしたが、本当にこのアンケートを参考に

しているのかをお尋ねします。アンケート結果を住民に、地域別の住民に対しても御意見として公表したかお尋ねいたします。

次に、この会議は、結論的にはコミバスの強化となっているが、まちの北部地域のNCバス路線についての提案がありません。なぜ北部地域のバス路線問題でなく、南部、西山間のコミバスに集中論議されているか、北部地域の交通課題はどうなっているかをお尋ねします。

同会議での住民代表との議論に対して町側はどうリードされていっているのか、私は疑問であります。どのようにコンサルをリードしているか、これもお尋ねいたします。このアンケートの北部住民の声で日々本当に大変です、困りますと切実な願いを述べられています。北部地域のNCバス路線の声が反映されていません。なぜNCバス路線の声が届いていないのか、お尋ねいたします。

3番目は、教育を考えると、夢と構想が必要です。まちは学校再編を含め、保護者にどのように理解を求めているかです。今後のまちづくりで大事なことは何でしょうか。若い世帯の流入を図らねばならない時代です。まちの宝とは、子どもたち、力は子どもたちです。まちは既に住基登録等で年代別の転出入を見ていると思いますが、若い世代の流入はあっても、住んでみて、まちの教育環境を見ての動きがあるようです。人口増への流れに影響のある若い世代の流出です。その大きな問題は教育環境の整備です。学校再編をどのようにまちは進められるか、この課題を残したままです。複数学級問題や跡地利用等のいろいろとありますが、この課題をどのように進めようとしているのでしょうか。もう一度申し上げます。まちの宝と力は子どもたちです。いまのまちの教育に対する姿勢が問われています。このためにも教育の大切さを訴えねばなりません。まちは教育の将来構想、夢をどう考えているかをお尋ねいたします。

次に、教育とは、保護者の方々と行政と学校がもっと話し合い、保護者と子どもに夢を持ってもらうことではないでしょうか。今後の教育環境について、保護者の意見はどこにポイントを置いているかを、あるいは掌握されているなら、そのポイントを尋ねます。さらに、いまの時代は、前にも一般質問で申し上げましたけれども、国際化社会に突入しております。有名企業においては、社内の公用語は英語だとする会社も出ています。昔から商社等では国際化を考え、世界を見た企業経営が根幹でありました。そんな時代に向けての教育はどうあるべきかをお尋ねします。

次に、大事なことは、御父兄との教育に対する対話が必要です。住民説明会での保護者発言等を傍聴しましたが、子どもたちの保護者の考えをどのようにまちは聞きまとめているのかです。何人の方と対話されたか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、行政と学校がもっと話し合い、保護者と子どもに夢を持ってもらうことではないでしょうか、再編について、十分に理解願うには、教育と夢と構想を持って話し合う必要があります。十分御理解を得る場を持ったのか疑問です。

一方では、廃校になる学校の跡地利用も大きな課題です。幼保一体化による移転とありますが、本来、幼稚園や保育園の今後はどうあるか、このような施設は、最近はやりの言葉で言いますと、駅近です。跡地活用で保護者にメリットを与えるべきです。もっと真剣にまちの活性化を具体的に説明すべきですが、どのように説明されるか、お尋ねします。

最後に、学校再編での財政効果をどう見ているかをお尋ねします。

以上3項目について町当局の前向きでわかりやすい御答弁をお願いいたします。

最後になりますけれども、これは質問状には書いておりませんでした、いまもありましたように東北大震災、このためにきょうの朝のテレビでもありましたが、計画停電とか計画何とかというふうに言われています。私たちにできることってというのは何かと私は考えますと、家で少しでも節電したらどうかなと、例えば電子レンジや炊飯器等々、また、いつも差しっ放しコンセント、これを考えてみたら、ちょっとでも節電ができる、節電ができ、そして、関西電力ですけれども、私たちのまちは。関西電力の燃料っていうんですか、発電のそういうものが少しでも浮いてくるようにしていけば、それが東北地方あるいは関東地方にも流れていくんじゃないかと、こんなふうに考えております。ひとつよろしく御答弁をお願いいたします。ありがとうございました。

議長

はい、総合政策課長。

総合政策課長

1点目の御質問にお答えいたします。

10年後のまちをどのように考えているのかという御質問ですが、総合計画や都市計画マスタープランに基づき、現在進めております平群駅周辺整備事業の進捗に伴い、まちの玄関口である駅前広場や道路整備などの面整備が進み、あわせて進めている線引き見直しや企業誘致などの各種のまちづくりの施策の実施により、まちの景色、風景も大きく変わっているのではないかと考えております。

議員御指摘のとおり、人口はまちの原動力であり、まちを支える根幹です。少子高齢化が進行する中で人口の自然増が見込めない中、若者世代の流入や定住化などの対策を実施することが必要であります。今後、平成25年度を初年

度とする第5次総合計画の中でも、まちの将来像を見据え、現在進めています諸施策を着実に実施するとともに、高齢者や若者世代にとって住みやすく、安心して住み続けられる、移り住んでもらえるような定住化促進策や子育て環境の充実などの関連した施策を実施することにより、人口増加等の相乗効果のある施策を考えていく必要があると考えております。

以上です。

議長

はい、高幣君。

9番

1番目の今後のまちのあり方あるいは10年後のあり方だと思っておりますが、これは総合計画等がこれからは進んでいくわけですけれども、やはりまちの方々に見えるもの、見える計画、そしてそれが肌身で感じる計画、そんなふうに私は考えていただきたいと思っておりますので、この問題については、やはり見える総合計画、理解がいただける総合計画をやっていただきたいと思っておりますので、頑張ってお願いをしたいと思います。私たちも一緒に頑張りたいと思っております。

以上です。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

それでは、2項目めの町内公共交通に関する路線バスの評価についての御質問にお答えさせていただきます。

まずは、1点目で御質問のコミバス、路線バスの料金格差についてでございます。

コミバスを導入している県内自治体にも確認をしているところではございますが、料金格差の存在はおおむねどの自治体でもあるようです。基本的に、路線バスの料金設定につきましては、バス事業者の、営業的に継続に必要な運賃体系ということになってます。また、路線バスを統括する運輸支局の審査のもと料金が定められているということから、路線バス料金の変更等については、困難な状況にあるというふうに聞いております。

一方、コミバスの料金設定につきましては、利益重視ではなく利用のしやすさや一部受益者負担等、その目的に応じたもので、なおかつ民間企業を圧迫しないということを考慮して設定しております。したがって、料金格差につきましては、それぞれのバスの性格が異なるということもありますから、差異が生じているというのは実態になっております。ただ、バスのルートや料金設定につきましても、今後の実証実験を通して、毎年の事業検証も行っていく中で必

要に応じて改善策の検証については探ってまいりたいというふうに考えています。

次に、2点目で御質問の議会が同会議、この公共交通会議に参画していないということについての御質問でございます。

御承知のとおり委員の構成につきましては、この会議につきましては地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいた法定協議会としております。この法律の第6条に委員の選任が定められておりますので、この6条に従った形で選任させてもらったものでございます。なお、平群町議会議員からの御意見につきましては、とはいえ地域公共交通会議で審議された内容について公共交通会議終了後、必ず公共交通対策特別委員会を開催させていただくことによって、各議員の御意見をいただいて、この公共交通会議に反映させていただいているというところでございます。

次に、3点目で御質問のアンケート結果を住民に公表したかどうかについてでございます。

公共交通会議の予算、規定、会議の内容、その他事業の経過等につきましては、原則すべての公開が義務づけられていますので、御指摘いただきましたアンケート結果についても平群町の公式ホームページではございますが、これを通じて公表しております。

それから、次に4点目で御質問の北部地域の交通課題について、それから、また6点目の、なぜ北部地域からのNCバス路線に関しての声が届いていないかということの御質問について、あわせてお答えさせていただきたいと思えます。

平群町地域公共交通総合連携計画策定のコンセプトとしては、まず1点目は移動制約者の移動の確保を図る。それから、2点目に町内の公共交通空白地帯の解消を進める。それから、三つ目に住民ニーズに対応する交通サービスの構築を目指す。それから、4点目に、現状の公共交通サービスの維持と向上を図るといったこの4点を中心にコンセプトに進めております。実施しました住民アンケート結果からも、北部地域の住民の皆さんを中心に路線バスのルートの変更の要望も議員の御意見のように多数いただいております。運行事業者ともこうした意見について当然伝えるとともに、対応についての協議を進める中、現時点では、バス事業者からはルートの変更につきましては、当該自治会の総意に基づいて変更することが原則でありますので、地域住民の合意が形成されれば柔軟に路線バスルート変更についても検討していく、可能であるというふうな回答をいただいているというところでございます。

次に、5点目で御質問の、どのようにコンサルをリードしているかについて

でございます。

コンサルに対しましては、まず連携計画策定の基本的方向づけっていうか、方針としまして、町のほうで昨年度に策定しました新たな公共交通対策実現に向けての提言というのは1回あります。これを基本に作業を進めるよう指示してます。そして、その上で、地域公共交通会議で、開く中で各委員からいただいた意見はもとより、公共交通対策特別委員会で各委員のほうからもいただいた意見、これらもすべてコンサルのほうに、その都度伝えながら、コンサルの持つ最新の情報やいわゆる企画提案力を発揮した連携計画を策定するよう指示しております。

同時に、次年度以降の平群町実施予定事業、とりわけ駅周辺整備事業や学校再編の問題、その他平群町の掲げるさまざまな施策にも対応できるように、町がコンサルをリードし、十分な打ち合わせ、協議、連携を前提に進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長

はい、高幣君。

9番

ありがとうございます。ただ、ちょっと申し上げたいのは、この公共交通会議のまず1番目に申し上げたいのは、私も2回か3回傍聴させていただいたんですが、住民の方の欠席が目立ってたようなんですよね。住民の方の声を聞くと言うならば、やはり代理者を出席してもらおうとか、いろんなやり方があると思うんですが、たまたま私が持っている、いま、これ第4回の名簿、出席名簿を見ましても、やはり住民さんからの欠席が1人、それから2人目、3人目、4人目というふうに結構9人いらっしゃる中で4人ぐらいの方がね、御欠席なんですよ。そういう場合には、やはり代理出席をお願いするとかして、やはり町民の皆さんの声が届くような形がこの公共会議でやっていただきたいなど。もちろん事業者は当然営利もあるわけですから、必ず代理出席をなされてるようですけどもね。それから、官公庁については、これも当然代理出席も、これは認めないといけないと思いますから、何とも申し上げませんが、非常に出席率が悪いんじゃないかなと、こんなふうに考えます。まず、一つ目、公共交通会議については、そういうところですね。あとはうちの委員会のほうにも御報告はいただいておりますから内容的にはよくわかりますけれども、傍聴したときの感覚がそういう感覚を持っておりました。

それから、その次に、これは切実なる課題、先ほども出てたようですけども、いまコミバスで東山路線を御検討いただいているようです。これについて

は、私は、南地区の方々に対する福祉あるいはそういう観点からそれは必要だとは思っております。ただ、東山へ、例えば北部の方々が病院へ行くと仮定した場合に、何ぼかかるかというところも見ていただきたいと思います。単純に元山上から東山の駅まで行くのにバスで180円から230円ですか、払い、そこから150円を今度は近鉄さんに払い、そして、東山駅まで到達すると。そうしますと、その金額は幾らかって言いますと、単純に200円から300円かかっているわけです。ところが、南部地域のコミバス利用して、これまだ値段設定はされてませんから、何とも言えませんが、もし現状の価格設定、100円バスだと、ワンコインバスという感覚なれば、100円とそれから東山駅行くまでだけで330円ですか、かかる、北部地域の方々、このあたりの格差は、これは当然町としては、もうわかった上のことだと思います。

そこで、ちょっと聞きたいんですが、大分前ですけども、こんな話がありました。バスに乗っておられる方々が、町がNCバスに補助金出してるん違いますかというのが1点、何でコミバスとNCバスが180円から230円という、この差があるんですよと、この辺、どう見られてるんですかという質問を受けたことがあります。こういう観点で、これはコミバスの方々に対しては申し訳ないことかも、言い方かもしれませんが、やはり格差是正は当然なされるべきだと思います。これは、当然、皆さん方、町税をお支払いの上、平群町に住んでるわけですから、公平感というものをもう一度考えてもらいたい、これについて答弁をもう一度お願いをいたします。

それから、アンケートの公表の話、これはホームページというふうなお話ですけども、私たちのまちにはホームページを見られている方々が何%あるのか、この辺は総務としてどういうふうに見られているのか、すぐに最近、いろんな理事者側の御答弁聞きますと、ホームページ、ホームページというふうにおっしゃいますが、私は、ホームページをごらんになってる方は、まちの何%なのか、そこも考えていただきたいと思います。

さて、次にアンケートをもう1回申し上げますけれども、こういうアンケート、ちょっと全文読んでみます。ある地域の方です。まちのあいバスは片道100円です。ところがNCバスしかないこの地域は、役所、公民館、かしのき荘へ出るには、不便な上、例えば片道かしのき荘と家まで210円プラス180円イコール300円を私は払っていますというふうに書かれております。これからの高齢化で車に乗れなくなる人も増えるでしょう。そうなれば、バスは必要です。ここにも目をつけていただきたいと思います。足がなければ老人は、引きこもりがちにならざるを得ませんというふうな投書を、これちょっと一部余分なことがありますので外しておりますけれども、一部の人のために、しかも遊び

に税金を使うのは、ちょっと強烈な書き方の方です、これは。それから、N Cバス平群住宅線が、これも地域は外しますが、事実上分断されています。現在の平群町を走っているバス路線は、その分断されているのはなぜかということ。この辺についてアンケートが出てたようです。以上、そんなほかにもまだまだ読み上げていきますと、いろいろあります。公共交通が充実しない、子育て、永住に適した住環境なのに駅までの道のりは夜間は暗く、アップダウンは多く、遠くということで、若い世代は増えるはずがない。せめてバスは全車にきっちり運行時間をあわせ、通勤通学、これも通塾とも書いております、塾ですね、通塾も大変、あわせて本数確保を絶対にしてほしい。マイカーに頼らざるを得ない現状を把握してすぐ実行してほしい。平群町は公共交通が充実し、図書館など教育的、教養的設備を整えれば、新住民は、若い世代がもっと増えるはず。そこが大きなネックになっていることをしっかりわかってください。日々本当に大変です、困っています。こんなふうなアンケートが私の目に入ったわけです。それと以外にこれと同様の趣旨のものがいっぱいアンケートの中に出ております。ほとんど北部地域の皆さん方の声です。こういうところが本当にこの公共交通会議の中で反映されているのか疑問だと思います。これについてもう一度御答弁をお願いします。

あと、コンサルの問題は、これも含めてコンサル主導ではないかと私は申し上げたいんです。このあたりが町としてリードはされてるわけですから、十分に町がわかっていないとこの問題は解決しない。

それからもう1点、具体的には、これはね、ローズタウンの方です。コミバスを上まで入れてほしいと。路線バスは下に走ってるけれども、そっから路線バスをおりた後からの上が急坂で困っていると、こういうことの御意見があります。というふうなことで、もちろん自治会さんの意見があればN Cさんは改善するというふうなお声があるんですけども、このあたり、自治会、総代会の会議等で話がなされているのか、自治会長さん、総代さんがわかっているのかなと疑問です。

以上、公共交通についての再質問をさせていただきます。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

再質問にお答えさせていただきます。

まずは、ポイントとしましては、北部地域の住民の方の御意見ということで、いま高幣議員のほうからも御紹介がありました。当然、1,400を超すアンケート調査です、膨大な自由意見も本当にこれが切実な問題なんだなというふ

うに感じれるほど非常に膨大な自由意見もいただきました。とりわけ北部地域に関しては、特にいまおっしゃられましたように、料金の問題を中心に不公平感を感じられているというふうなことは、私どものほうでも感じ取ってるところでありますし、事実そうであるというふうに思っています。

ただ、先ほども申し上げましたように、現実問題として営業バスとコミバスとの違い等々によって通常格差もある意味やむを得んというふうなこともあるっていうふうに考えております。これを今後、いましてはいかないんですけども、解消していくためには、まず一つは、解消の方法としましては、コミバス運賃を引き上げて、いわゆる路線バスと、路線バスの運賃というのは、いわゆる奈良県のいわゆる営業バスの標準的運賃ですんで、そこに合わせるということで横並びにするか、もしくは路線バスのすべてを、いわゆる路線バスをやめて撤退してもらって、すべてをコミバスにするか、もしくは、すべてを路線バスにしていくかっていうふうなことによって均一化は図れるかなというふうに思いますけども、いずれの方式をとりましても非常に大きな混乱を生じるっていうふうに思っています。そういうことも含めてありますんで、とりあえずは、いま、連携計画の目的としましては、公共交通へのいわゆる交通手段を公共交通に移行していただくというふうなことを官民間わず、鉄道も含めてですけども、徹底的に進めていくっていうことで、そんな中で3年の実証実験をしますんで、そんな中で需要、供給等々を見ながら料金格差の問題につきましても改めて検討してまいりたいというふうな考え方をしております。

ホームページにいま一応載せてます。基本的には、すべて公開、会議につきましてもオープンにしていますし、当然その会議録等々につきましては、情報、ホームページを見れない方については情報公開、もう当然お受けしますし、基本的にはオープンにしています。ただ、なぜホームページかということになりますと、当然、莫大な情報量になりますんで、これを広報に載せるというのは、非常に困難というふうに思いますんで、そういう意味じゃホームページの有用性を活用して、ホームページにすべての情報を掲載してるというふうな状況でございます。

ローズタウンのお話もありました。まだそこまで具体的に事業者のほうと自治会等をつなぎ合わせて何とか路線の拡大とかルートの変更とかいうふうなところまで町がリードしているってというような状況にはございませんけども、今後、そのようなことも考えてまいりたいとというふうに思っています。

議 長

はい、高幣君。

9 番

いまの料金の話は、国の決めたこと、いわゆる国土交通省に許認可を得てやった金額ですからというのはわかります。先ほど私申し上げた中で、まちがNCに補助金を出すという考え方はあるのかなのか、このあたり、もう1回お願いをします。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

いま現在の連携計画の中では、町がNCバスに補助金を出すってというような予定はしておりません。また、NCバスのほうからもそういう要請は受けておりません。

議長

はい、高幣君。

9番

いろいろと議論をしてもあれなんですけど、最終的に、私も営業的なことはよくわかるんですが、営業的路線にならない、いわゆる利益がだめになってきたら廃線にすると、あるいはダイヤを変更する、数を少なくすると、こういうことも、これはNCさん独自でやれることなんです。この場合、町はどんなふうに対応されますか。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

いま現状でいいますと、町内のバス路線というのは、全体的には路線によっては黒字路線もあるそうなんですけども、全体としては赤字になっているというふうに聞いてますんで、いま言えるのは、何とかコミバスのみならず路線バスの利用拡大も図りながら、いまの状態でも路線バスを維持していただきたいというふうに思っています。

議長

はい、高幣君。

9番

ちょっとしつこいような言い方ですが、たまたま揚げ足取りや言われたらあきませんけど、黒字路線があるといまおっしゃいましたね。どの路線ですか、具体的に。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

私どものほうでお聞きしてるのは、近大への路線のみです。

議 長

はい、高幣君。

9 番

近大ですね、近大路線、それはそうでしょう。別に平群町の方だけやなくて、近大病院には、生駒からも奈良市からも大阪からもあえて言えば来られるわけですから、確かに私も東山の駅で見ましたらね、路線バス待ってるときに見たら、何人が並んでおられるのを見ます。それは当然でしょう。私が言うてるのは、住民の皆さんがお住まいしている平群町から出ているバス、平群町内を回っているバスの話をしてるんですよ。もちろん近大路線はそうかもしれませんが。平群町かもしれませんが。しかし、一部に黒字路線があるという言い方は、ちょっとおかしいんじゃないですか。あこは別路線です、ある意味でね。住民さんの足になる路線のことを聞いてるんです。それはちょっと訂正していただきたいと思います。

議 長

はい、ちょっと静かに。はい、総務財政課長。

総務財政課長

訂正と言われましても、それは事業者からお聞きしている、平群町の中で路線として考えている路線の中で全体としては赤字です。一部路線、その近大病院への路線については、黒字っていうことを聞いてるんで、それ以上のことは、私ども企業のことですんで、詳しくは、幾ら赤字で幾ら黒字でっていうふうなところまでは承知しておりません。

議 長

はい、高幣君。

9 番

いまの黒字の話は具体的にどの路線やっていうのわかったことですから、我々が何も平群町内の路線では黒字はないと、逆に言えばね。皆さん方お使いになる路線ではないというふうに認識しておきます。この件はこれで結構です。

議 長

はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

それでは、大きな3点目の御質問にお答えをしたいと思います。

御質問の中には、八つの質問をいただいたというふうに思っています。

まず、一つ目でございますが、若い世代が流出をしている原因が教育環境なのだということでございますが、その事実については、私どもとしては確認を

しておりません。

学校再編の課題をどのように進めるのかという御質問でございますが、小学校再編成アクションプランに示しているとおり、平成23年度から25年度に課題ごとの検討部会を設けまして、一つ一つについてよりよい方法を探っていきたいというふうに考えております。

二つ目でございます。議員がおっしゃるように、子どもたちは我々の宝であります。そして、その子どもたちへの教育が大切なことは当然であります。教育の将来構想を考えているのかという御質問でございますが、学校教育の根幹は、文部科学省が示す学習指導要領にあり、まず、国が将来構想のもとを担っています。それに沿って奈良県教育委員会が示す奈良県学校教育の指導方針があり、そして、平群町学校教育の基本方針を作成し、よりよい教育を目指して日々努力をしているところでございます。このように、教育とは、一朝一夕に突然大きな成果が発生するものではなくて、一人一人の子どもたちを丁寧に観察し、知・徳・体の調和のとれた成長を助けていくもので、地道な活動こそが真に子どもたちのためになるものだと考えています。

次に、三つ目でございます。今後の教育環境について保護者の意見はどこにポイントがあるのかという御質問であったと思います。これについては保護者により個人差があるものと思っています。施設の充実あるいは教職員の数、あるいは少人数学習の問題、また通学の方法や子どもたちの健康面への配慮など、あらゆる面でバランスを考えながらよりよいものを探っていく必要があると考えております。

四つ目でございます。英語についての御質問でございましたが、町内4小学校では、ALTを活用しながら子どもたちのコミュニケーション能力の素地を養い、中学校につながる英語を目指して外国語活動の取り組みを進めているところでございます。今年度は、どの小学校でも子どもたちの意欲的に学ぶ姿が見られ、一定の成果が見られたと思っています。

五つ目でございます。教育についての対話を保護者の何人としたのかという御質問でございますが、この人数についてはわかりかねます。これは次の六つ目の再編について十分理解を得る場を持ったのかという御質問ともかかわってくると思います。今日に至るまでの説明の機会としては、次のとおりでございます。

まず、平成19年11月に適正規模検討委員会の答申をホームページに掲載をいたしました。平成21年1月から2月にかけて再編成検討委員会の中間まとめの報告会を行いました。これは、教職員を対象にした報告会1回、住民の方を対象にした報告会4回、そして、同じ21年6月に再編成検討委員会

の答申を広報紙とホームページに掲載をいたしました。また、平成22年6月には、再編成アクションプランの案を説明会をいたしました。学校の管理職員対象1回、そして、教職員対象を1回、8月には、議会の全員協議会で説明をさせてもらいました。また9月には、厚生委員会協議会においても説明をさせていただきました。そして、10月から小学校再編成アクションプランを全戸配付をいたしまして、合計3回の住民説明会を開催をさせていただきました。また、南小学校のPTAの申し入れによりましてPTAを対象に説明会も行いました。また、12月には小学校再編成アクションプランの住民説明会の概要報告をホームページに掲載をさせていただきました。そして、本年の3月に入りまして、各小学校の保護者の方々と意見交換会を現在進めているところでございます。

次に、七つ目の御質問でございます。跡地利用についてでございますが、町の活性化をどのように説明するのかという御質問ございました。これについても保護者の方はもちろん、地域の方々の御意見をしっかりと聞き、そして、慎重に見きわめていきながら今後決定していかなければならない大切な課題だと考えています。

最後に、八つ目でございます。再編成での財政効果についての御質問ございました。厳しい財政状況であるからこそ、これまで4校に使われていた予算を再編成後は2校で使うことによってより効率的に子どもたちの教育環境の整備充実を進めていきたいと考えています。よって、その点については再編成することで町の財政効果は、基本的には見込めないと考えております。ただし、小学校としては、廃校になる2校についての今後の維持費やあるいは補修費等が当然出てまいります。これは現在計算をすることができませんけれども、当然、そういった部分での財政効果というのは出てくるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長

はい、高幣君。

9番

冒頭に申し上げます、さっきホームページ、ホームページという話しましたが、また出た言葉がホームページ、ホームページと、このあたりがこれからの課題やと思いますけれども、いわゆる住民の皆さんに知っていただくためにホームページ、ホームページではなく、何かの形でできないのかなと、これが住民説明会とかそういうもんだと思います。そういう意味で、あんまりホームページって言われると、ちょっと引っかかりが出ます。これは結構です。

それじゃあ、さっきもう一つちょっと聞きたい。当然、総務課長おっしゃっていることはまともな話ばかりですから、私もそれに反論するものはありません。ただ、この後3月、今月ですけれども、一番最新にまた対話の会があるというふうになっておりますので、私はちょっと不思議に思いますのは、南校区で対話をなされてるんでしょうけれども、先日も厚生委員会のほうに請願書が出てまいりまして、厚生委員会の結論は、継続的にもっと考えたいというふうな結論になっておりますけれども、何らかの形で南に対する説明強化を図っていただきたいなど、これは要望です。

それから、もう一つちょっとお答えがないんですが、駅近の話しました。これはどうお考えでしょう。これは、教育委員会だけの問題じゃないと思うんですよ。トータル的にこれからの世の中、何でも駅近、駅近と言います。そういう意味では、若い世代の方が入っていただくためには、駅近に保育園あるいは幼稚園があれば、また奥様方、若い奥様方も働くには、また、若い御主人さんでも駅近であれば連れて行くことも可能であると、この駅近論についてもう1回御質問いたします。

それから、跡地、これいまの跡地と一緒にですから、このあたり、もう一度ちょっと御答弁をお願いします。

議 長

はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

意見交換会を3月に順次進めていくということを御説明を差し上げました。南小校区の保護者や地域の方々にもっと説明の強化をする必要があるのではないかと、そういう再質問であったかというふうに思います。その点につきましては、いま、それ3月に各地域の意見交換会を行っているところであります。当然、先ほども説明しましたが、以前はですね、昨年11月30日でしたか、南小のPTAからの申し入れで懇談会を行いました。今回は、教育委員会が主導で教育委員会が案内を差し上げて意見交換会を行っているということでございます。いずれにしましても教育委員会としましては、できるだけたくさんの方に、できるだけたくさんの方々と意見を交わしながらですね、合意形成を進めていくというのが基本的なスタンスでございますので、今後ですね、南小に限らず、そういった方向でそういうスタンスで考えてまいりたいというふうに思います。

それから、駅近ということで、跡地利用の関係の中で出ました。この問題につきましては、アクションプランの中で跡地利用について一定の案も示させていただいております。その駅近という観点につきましては、一つの御提案とし

てお伺いをおきたいというふうに思います。

以上です。

議長

はい、高幣君。

9 番

御苦労さまです。それと最近の傾向だけ、ちょっとだけ述べときます。

一つは、韓国がね、いま、マスコミの話題になってるんです。いわゆる塾っという、それが塾が11時ぐらいまでやられているというふうな時代を、これは賛否両論で批判されて、批判じゃなくて、賛否両論でマスコミが取り上げている事態ですので、このあたりは、やはり日本が世界に負けない形でやっていくためには、何も塾がいいという意味じゃなくって、もう少し教育の夢と構想っていうものを持って教育をしていただければ、また御父兄の方々も御理解を得られるんじゃないかと、こんなふうに思っております。

最後に申し上げますが、本年度予算では、教育再編については予算が拵がっておりませんので、このあたり、もう一度よく、いろんな事情を聞いた上で、説明をした上でまた予算計上についてはお考えになると思いますが、そういうときに、もう一度また御質問させていただきます。

これでもって終わります。

議長

高幣君の一般質問をこれで終わります。

ちょっと担当者入れかえます。

発言番号2番、議席番号10番、窪君の一般質問を許可いたします。はい、窪君。

10 番

10番、窪でございます。まず、冒頭に3月11日の宮城県三陸沖を震源とした東北地方太平洋沖地震におきまして犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表すとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、被災地におきましては、日夜を問わず被災者救助や災害対策に全力を尽くしていらっしゃる関係者の皆様に敬意と感謝の意を表します。被災地におかれましては、一日も早く普段の生活に戻られますよう、皆様の御無事を心よりお祈り申し上げます。

それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております3項目について質問させていただきます。

1項目めは、乳幼児医療費の無料化を小学校卒業までに拡充をについて質問いたします。

少子高齢化がどんどん進み、社会保障制度や経済面においても国民生活に及ぼす影響が危惧される中、子育て支援の一層の充実が求められ、その一環としてこれまですべての自治体において乳幼児は、入院、外来ともに治療を受ける機会が多く、その医療費は子育て家庭にとって経済的に大変な負担となっていることから、乳幼児医療費の助成制度が実施をされてきました。しかし、自治体によってばらつきがあり、まだまだ十分とは言えない状況にあり、さらなる拡充が求められています。

私も平成17年3月議会、平成18年12月議会、平成22年3月議会で何度も一般質問し、助成制度の拡充は非常に重要であることを強く申し上げてきました。本町では、現在、入院と通院が就学前までの無料化です。今後、中学校卒業までに拡充をすべきと考えますが、まず、第一段階として小学校卒業までに拡充すべきと考えます。そこで、3点お尋ねをいたします。

一つ目は、県下他の自治体の実施状況についてお尋ねいたします。

2点目、実施に必要な経費についてお尋ねいたします。小学校卒業まで入院のみの場合、また、小学校卒業まで入院と外来の場合。

3点目、乳幼児医療費助成制度、子ども医療費助成制度に変更し、小学校卒業までに拡充をすべきと考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

2項目めは、小中学校の特別教室の冷房化についてを質問いたします。

近年、地球温暖化による異常気象の影響で年々気温が上昇し、昨年の夏は全国的な猛暑により熱中症で病院に運ばれた人が多く出ました。そのような中、子どもたちが一日の大半を過ごす学校を子どもの生きる力をはぐくむためにも安心して過ごせる生活空間として基本的な機能が保障され、かつ学力の向上が図れる快適な教育環境にしなければなりません。本町でも21年度より各普通教室に扇風機を2台ずつ設置していただき、少しは暑さをしのぐ対策となりました。近年、この異常な暑さとして公立学校の普通教室の冷房化に踏み切るところが増加をしています。既に東京23区では、95%が冷房化しており、23年度で100%になる予定です。文部科学省の調査では、小中学校の普通教室の冷房化率は、現時点では10.2%ですが、音楽室やO A ルーム、視聴覚室などの特別教室は設置されているところを多く見受けます。本町の小中学校の冷房設備のある部屋は、各学校の校長室と職員室、保健室、コンピューター室で、ほかには東小と中学校の図書室、西小の音楽室、中学校の視聴覚室にのみ設置されているだけです。この実態は、特別教室ですら冷房化が進んでいないことがわかります。平群町においては、まず特別教室の冷房化を推進し、中学校の音楽室から設置すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

3項目めは、コミバス運行のさらなる利便性拡大についてを質問いたします。コミバス運行は、平群町の今後のまちづくりにとってなくてはならない大切な事業であります。12月議会でも質問させていただきましたが、第5回平群町地域公共交通会議や特別委員会で示された連携計画案は、さらに利便性の高いものに改善されていまして、高く評価したいと思っております。いよいよ地域公共交通総合連携計画の決定が大詰めを迎えますが、そこで、何点かお尋ねいたします。

1点目、公共交通空白地域においてコミバスでは対応できない山間部の集落内部の地域である鳴川、櫛原、福貴畑、久安寺にデマンドタクシーの導入を検討されていますが、信貴山地域にも導入すべきではないでしょうか。

2点目、近鉄電車のダイヤとスムーズに連携するコミバスのダイヤ案となるよう工夫が必要と考えますが、3点目、初香台2丁目地域で停留所の増設の要望が多く、設置が必要と考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

以上、端的に明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

議長

はい、福祉課長。

福祉課長

乳幼児医療費の無料化を小学校卒業までに拡充をということで、大きく3点に分けて質問をいただきました。

まず、1点目の質問ですが、県下自治体の実施状況についてでございます。

現在、拡充を行っている自治体は、実施内容にばらつきがございます。高校卒業まで入院、外来とも助成を実施しているのは、山添村の1村のみで、中学校卒業までの入院、外来助成実施は、近隣では、斑鳩町、その他御杖村、明日香村、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村の1町6村です。今回、御質問の小学校卒業までの拡充を実施しているのは、入院のみが大和郡山市、香芝市、川西町、田原本町の2市2町で、さらに外来も実施しているのが葛城市の1市ですが、歯科のみの助成となっております。また、23年4月から中学校卒業まで入院のみの拡充が三宅町、中学校卒業まで入院、外来助成が野迫川村、また、近隣では、三郷町が小学校卒業まで所得制限ありということで、入院のみの拡充を予定しているように聞いております。

次、2点目の実施に必要な経費についてでございます。

主に小学校就学前児童の21年度実績をもとに小学校卒業までの医療費助成額を試算をいたしますと、卒業までの入院のみで年間370万円、また入院外来助成になりますと3,350万円の支出が見込まれます。そのほか拡充のためのシステム改修が必要となり、改修費で500万円、また資格者証の発行等

で10万円が必要となるというふうに試算をしております。

最後に、3点目の乳幼児医療助成制度を子ども医療助成制度に変更し、小学校卒業まで拡充すべきとの御質問ですが、平群町では、乳幼児医療費助成事業は、県事業の支給要件である所得制限を撤廃をしております。すべての乳幼児を対象とし、助成をしているところです。また、自己負担である一部負担金については、乳幼児医療だけでなく、老人医療を除くすべての福祉医療、具体的に申しますと重度心身障害、老人等の医療あるいは心身障害者医療、母子医療、精神障害者医療にも本人の負担をいただくことなく町単独事業として実施助成をしているところでございます。今回、小学校卒業まで医療費無料化を拡充とのことですが、町単独事業としての拡充することについては、医療費の助成以外に、先ほど2点目の質問でもお答えをさせていただきましたが、それに伴うシステム改修費や資格者証の発行等の経費もかかり、かなりの支出が見込まれております。

以上のことから、現在の平群町の財政状況を勘案しますと至難であるというふうに考えております。しかし、県事業として小学校まで拡充することになれば、それにあわせて平群町も事業実施することになると考えております。県内市町村の経済状況による地域格差がなくなるように、県に対して引き続き乳児医療の拡充を要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長

はい、窪君。

10番

ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

いま県下、他の自治体の実施状況を説明していただきましたけれども、多くのところが大体県の事業にあわせまして就学前であったのが高校卒業まで、また中学校卒業まで、小学校卒業まで、これちょっといま課長述べられてすべてで何市何町か、いまちょっと計算できませんでしたがけれども、ほとんどのところがこのようにいままでの乳幼児医療費よりも拡充に向かって御努力をされていることがよくわかります。三郷町、近隣では三郷町が本年4月から入院に限り12歳まで子ども医療費の助成を無料化されます。これは所得制限ありと聞いております。また、近隣で奈良市では、今回23年度の予算に子どもの医療費助成、現状の就学前から中学を卒業まで拡充ということで、約4億9,000万円の予算計上を今回されておられると聞いております。いま聞いてまして、トータル的に平群町、システム改修に多額なお金がかかり、至難であると、簡

単に言いましたらそれは検討の余地もないような、県が動いたら県の事業が拡充したらということで結論づけられておられましたけれども、実際に、この入院と外来で3,350万円、大変、できましたら入院と外来を小学校卒業までに拡充していただきたいのはやまやまですけれども、三郷町ですら入院のみでもこの4月から始められると、いま述べましたけれども、平群町の場合、入院のみの場合、小学校卒業までであれば年間370万の支出だけでいけるわけですね。課長、システムに500万、また資格証発行に10万、そこの感覚の違いはありますけれども、システム改修は毎年毎年要るわけではありません。1回目の拡充をするときに改修費が要るわけでありまして。今議会でも補正予算、いろんな形でたくさん組まれました。交付金、国からの交付金等々でたくさんの公園の整備にもうん千万かけたり、それは国からの費用ですから、充当される事業も狭められると思いますけれども、このような合計、システムと資格証発行で510万のお金も子どもにかけられないのかという、大変いまの御答弁には、もう大変情けなく思うんですね。ほかのところではたくさんの費用をかけても、そういうことで町長はね、常々近隣町でね、近隣町とこういう子育て支援については、近隣町と同様になったとよく言われておられますけれども、この子ども医療費につきましては、大変近隣町とか大変大きな遅れをとっているように私は感じるんですけれども、再度御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

議 長

はい、町長。

町 長

この子どもの医療費助成につきましては、三郷町が今年度からです、23年度からですか、予定しているということでございます。平群町、御承知のとおり現在、財政健全化に向けて取り組んでおるところでございます。基本的には、新規事業については、できるだけ抑制して、まずは健全化を達成すると。そして、その上で、さらに安定的な財政運営を目指していくということは、第1目標でございます。当然、子育て支援の一環として小学校卒業まで御指摘のとおり入院のみでもできないかということでございますが、財政の推移を見きわめながら検討はしていきたいなというふうに思っております。

議 長

はい、窪君。

10番

いま町長のほうから財政の推移を見ながら検討していきたいと、そのような御答弁でありました。斑鳩町は、昨年度からですか、中学校卒業まで入院と外

来のみが無料化になっております。あと安堵町ですけれども、現実には、本当に入院のみ、できましたらそりゃあ入院と外来を一遍にいただいたらいいんですけど、私もやはり平群町の財政健全化をしないと住民の皆さんにかえって御迷惑をかけますので、財政健全化を一番頭に置きながら知恵と努力をして、こういう福祉政策については、やはり一歩前進をしていただかないと、やはり財政の格差が命の格差にも及びますので、この点は財政の格差を、命の、子どもたちのその医療の格差にはしていただきたくないと思いますので、一定、やはり郡内で同じレベルのところまでは持っていただきたいと思うんですね。やはり三郷町でも昨年から町長が入院のみを御報告されまして、4月から入るといってことで拡充されるということで、本当に病気がちな小さいお子さんを抱えていらっしゃる御家庭は、入院のこの助成で大変助かると、三郷の若いお母さんからもお聞きをしておりますので、平群町といたしましても、その冒頭課長が、その510万ほどのことで至難であるというお言葉は、もう大変遺憾に思いますので、ぜひ前向きに検討をしていただけることを再度確認したいと思います。

議 長

はい、町長。

町 長

先ほど御答弁申し上げましたとおり、いま現在平群町は財政健全化に向けて取り組んでおるところでございます。子育て支援ということもでございます。財政の推移を見きわめながら検討してまいりたいということでございます。

議 長

はい、窪君。

10番

しっかりと財政の推移を見ながら若い世代、また子どもたち、これからの平群町の将来を担っていただく子どもたちのことを第一義に考えていただいて、前向きに検討をお願いしておきたいと思います。子どもの医療費は、もう若くて収入の低い子育て家庭にとっては、経済的に大きな負担となりますので、前むな御答弁をお願いしておきたいと思います。終わりです。

議 長

はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

それでは、2項目めの御質問にお答えを申し上げます。

まず、奈良県の公立の小中学校の冷房化の状況でございますけれども、普通教室におきましては2.7%で、特別教室では24.8%、職員室は90.8%

ということになっております。設置率は、いま申し上げましたように、まだまだ県下では低い状況ではあります。扇風機の設置などでそれぞれ工夫をされているのが現状かというふうに考えております。

御指摘の中学校の音楽室でございますが、これは3階にございまして、近年の異常な暑さから音による周辺地域への迷惑の防止の問題や、あるいは効率的なクラブ活動を推進するために冷房設備を設置をしてほしいという要望は強くありまして、PTAからも毎年のように要望をいただいております。その点については、十分承知をしているわけでございますが、今後ですね、教育委員会全体の課題を踏まえまして、そして、その中での優先順位をよく見きわめながら設置に向けて検討努力をしてまいりたいと考えています。

以上です。

議長

はい、窪君。

10番

教育委員会として優先順位をつけて検討努力をしていきたいと、毎回PTAの要望の中には入っているということも、また、保護者の皆さんから毎回要望を出しているけれども一向に進んでいないという御意見も多々お聞きをしております。それは、前へ進まないというのは財政的な面からでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長

はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

冷房については、基本的には財政的な問題ということで、これまでお答えを申し上げてまいりましたのは、一つはですね、平成14年度にそのいわゆる3分の1の補助を基本的には考えるということがあったようです。私、直接その文書を読んでいないんですけども、ところがですね、その14年度以降も国の補助がですね、現在まで全くつかないという状況が続いていると。そのときに、国の補助がつけばですね、前向きに考えたいという話がされていたようですが、そういう状況の中で、現在はいわゆる一般財源による設置という形になっていくということで、財政的な問題が一番中心的な問題ではあります。

議長

はい、窪君。

10番

財政的なものでつきたいけれども、財政的に国が3分の1の補助を出すと云いながら出してこなかったということが原因であるという、財政的な面である

ということが、いま課長のほうからお話ありましたが、今議会の予算審査特別委員会でも、私も委員として質問させて、確認をさせていただきましたけれども、平群中学校に昨年の夏より太陽光発電パネルを要望してまいる中、夏つけていただきまして、1年間でこの太陽光発電パネルを設置することによりまして電気代の約25万円から30万円の経費が削減できるということを確認をさせていただきました。この年間25万円から30万円近い経費がこれによって節電によって削減ができるわけですから、この経費をまずは特別教室全部とは、私もできるだけ小中学校の特別教室だけには冷房はつけて、まずつけていただきたいと、このように思っておりますけれども、まず、やっぱり順番というものがありますので、そういう意味で中学校の音楽室2部屋あるとお聞きしております。この太陽光発電パネルの節電のこのお金を財源として使うことはできないのかと思います。それもなぜかと言いましたら、音楽室は2部屋ありまして、ご存じだと思いますけど、一つはコーラスの部分で、もう一つは吹奏楽の部屋として活用されているとお聞きしております。近隣からやはり先ほども課長言われましたように、騒音ということでの苦情もあるということもお聞きをいたしておりますし、また、いま中学校の吹奏楽というのは、全国でコンクールとかをされまして、大変非常に何と言うんですか、一生懸命取り組まれております。コンクールでは、大体部屋はクーラーのきいた部屋でされます。しかし、いま平群中学校では、暑いですから、窓をあけて吹奏楽のコンクールの練習をされているんですね。ご存じのように閉め切ってる部屋で練習するのとまたあけっぴろげの部屋で練習するのとでは音の感覚、音のそういうずれっというのがあるわけです。防音装置とかまたは音響のある部屋では、いい音が聞こえると同じように、そういう部分で中学校の吹奏楽のクラブの皆さんから直接私も要望をお聞きしまして、もう大変本当に苦労する中、顧問の先生もまあ平群町は財政厳しいからということで御遠慮されて、なかなか言いにくいんだと思いますけれども、やはりそういう部分からして、まずこの音楽室2部屋には、この節電による財源が出てきてるわけですから、この経費を使ってやはりすべきではないかと。設置をすべきではないかと思えます。再度御答弁お願いしたいと思います。

議 長

はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

いまるる状況等々について述べていただきました。全く状況については、私どももそのように理解をしているものでございます。特に北館と南館にあるわけですが、コーラス部が北館、それから南館につきましては吹奏楽部と

ということで現在行っております。ある意味吹奏楽部につきましては、2階なり1階なりという場所を変えることは可能なんですが、コーラス部につきましては、もうピアノは3階にあるという関係もありまして、場所も変えにくいというような状況も学校の方から状況の把握もいたしているところでございます。先ほど申し上げましたように、状況についてはよく把握をいたしておりますが、現在の段階ではですね、本当にたくさんの教育的な課題を抱える中で、教育委員会としては優先順位をしっかりとつけながら、具体的に検討努力をしまいとしか答えようがございませんので、その点については御理解をお願いしたいというふうに思います。

議長

はい、窪君。

10番

いま吹奏楽部、コーラスは3階でピアノがあるから移動できない、吹奏楽は一、二階にということでおっしゃいましたけど、移動してもクーラーがないところに、どこにも移動できませんのでね、3階よりも一、二階のほうが暑いかもしれないけれども、密室で暑いさなかに密室で練習なんてできるわけありませんのでね、なかなかちょっと御答弁もしにくいのかもわかりませんが、じゃあこの節電によるこの経費はどこへね、使われるのかと、このようなところまで言いたくなるんですけれども、いま、これ以上言っても仕方がないと思いますけれども、今回、質問させていただきましてことに当たって、もう本当にこういう部分で出たものを、経費を別のところに使うのではなくって、中学校の中でこの財源を出たことによって、経費削減されたことによってクーラーがついたんだと、子どもたちに、そのことによってもっとエコに対して、節電に対して努力をすべきじゃないかと、そういう環境教育にもつながりますのでね、これはもうぜひとも2台のことですので、2台クーラーつけることですね、そんなにたくさんの経費ね、かかるかなと。何百万もかかるかなと私はそんなふうには思いませんので、いましっかり検討して努力してまいりたいとおっしゃってますので、今後も子どもたちの文化教育を高める意味からも、よりよい教育環境の整備のための冷房の設置をお願いいたしておきたいと思います。

議長

はい、どうぞ、総務財政課長。

総務財政課長

それでは、3項目めで御質問をいただいておりますコミバス運行のさらなる利便性拡大についてお答えさせていただきます。

まず、1点目で御質問の信貴山地域におけますデマンドタクシーの導入につ

いてでございます。

公共交通会議のほうでは、これまでも観光ルートの新設や信貴山間ルートの延伸等の協議を重ねてはきました。とりわけ信貴山地域につきましては観光客に対するヒアリング調査等も行い、その結果から、来訪者の多くは自家用車であり、また近鉄信貴山下駅からの路線バスルートもあるということも含めて、いわゆる交通空白地域には若干遠い地区もあるとは思いますが、当てはまらないというふうに考えました。このような中ではございますが、御意見いただきましたデマンドタクシーの導入についても、今後検討につきましてはしてまいりたいと思っております。ただ、現時点におきましては、連携計画への具体的記述の予定はしてございません。

それから、2点目で御質問の近鉄電車のダイヤとスムーズな連携を実現するコミバスダイヤの件でございます。

この件につきましては、議員の御意見と全く同様に、近鉄電車との速やかな連携を基本として進めてまいります。その他の交通結節点につきましても可能な限り地域住民の皆さんが利用しやすいように、また高い評価をいただけるように創意工夫をしてダイヤ編成については考えてまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目で御質問いただきました初香台2丁目地域のバス停留所の増設についてでございます。

バス停の設置場所の変更や増設等につきましては、来年度から行います実証走行を行って行く中で、さまざまな観点から事業の評価や検証を重ねて総合的に検討してまいりたいというふうに思っております。現時点では、南部ルートの停留所につきましては、現行のルートをベースに基本的には考えております。

以上です。

議長

はい、窪君。

10番

ありがとうございます。まず、信貴山地域にもデマンドタクシーということで御質問させていただきましたが、今回の公共交通のこの連携計画は、公共交通空白地域を解消するための連携計画でありまして、そういう意味でその部分が、できない部分に関してはコミバスで対応できない部分に関してはデマンドタクシーの導入といま、このような方向性であります。まず、信貴山地域の住民アンケート、全町民住民アンケートをしていただきましたけれども、住民の皆さんのアンケートは何件であったか、お尋ねしたいと思います。

それから、2点目のコミバスと近鉄との連携ですね、いま課長、速やかに住

民の皆さんが乗り継ぎがしやすいように努力をしていきたいと、このようにおっしゃってくださっておりますので、どうかよろしく願いしておきたいと思っております。

それから、3点目ですけれども、初香台2丁目というのは、初香台の一番山手のほうになるんですけれども、大変道幅が狭いということでもあるんですけれども、大変あちらの地域も大変高齢化をしていっておりますので、その地域の皆さんからバスに乗りたいけれどもバス停がなかなか遠いと、このような御意見をいただいておりますので、私もその道幅が狭いのでバスの導入は大変難しいものがあるかなとは思っておりますけれども、その代替として森脇橋と光ヶ丘2丁目の間ですね、森脇橋は、ちょうど端のところですので、そこから光ヶ丘の2丁目までは、大変坂がきつく、90度に曲がって光ヶ丘の2丁目まで行くわけなんです。ですから、そのちょうど中間地点ぐらいであれば、ちょうど初香台2丁目の皆さんが、地域の皆さんがフラットの形で来られますので、その地域に一つバス停が新設していただけたら、もう少し多くの皆さんに活用をしていただけるのではないかと思います。実証走行で検討していきたいと言われておりますけれども、再度これも御答弁をお願いしたいと思います。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

再質問にお答えします。

まず、1点目のアンケート調査の件ですけれども、先ほどもありましたように全体では1,440ほどのサンプルがありました。当然その属性分析もして、地域別のやつにしてるんですけれども、ちょっといま信貴山のほうから、信貴山地域から何件のアンケートの結果の回収があったということにつきましては、ちょっといま数字を持っておりませんので、改めてまたお伝えさせてもらいたいと思います。ただ、非常に少なかったのは少なかったというふうに感じております。

それから、初香台2丁目地域のバス停の件ですけれども、いま具体的におっしゃっていただきました。いまここで回答させていただけるのは、先ほど申しましたような回答にとどまるんですけれども、当然、いろいろ今後、実証実験をしていく中で、当然要望も出てくると思いますし、状況も変わってくる場合もありますので、基本的には考えていきたいというふうに思います。ただ、バス停の変更や増設等につきましては、今回の連携計画の中では、基本的にはいまの現行のルートを維持していくということで、ただし、交通安全対策用の問題点等々がある部分については、改めて検証もしながら増設や変更をしていくとい

うふうなことを基本コンセプトとしておりますということで、御理解願いたいと思います。

議 長

はい、窪君。

10番

ありがとうございます。まず、信貴山地域の件ですけれども、1,440件のアンケートの中で少なかったと。確かにあそこの件数は10件そこそこだと思えますので、全委員の方にしていただいても少ない件数でなかったかなと思います。ただ、この住民アンケートの中で、自由意見として信貴山の方のお声がかかれているわけなんですね。それのお声が信貴山住民は、完全に無視されています。同じ納税者として甚だ遺憾です。年寄りの移動事故が起きてからでは遅過ぎますと、このような自由意見として書かれておりました。現実には、多くの皆さん、いま高齢になられますけれども、お車乗られている方がたくさんいらっしゃいます。しかし、これからだんだん高齢化する中、三郷のそういうバスにお願いしたらいいのではないかと、そのようなことでは、やっぱり納税者に対して公平、平等な感覚としては、あまりにもこのような自由意見を書かれる、書いていただくようなというのは、大変情けないことであると思えます。そういう観点から、やはりいまは大丈夫であったとしても、このアンケートの中には、来訪者の、観光客に対するヒアリング等々もされてますけれども、ほとんど観光の皆さんはドライブ等で来られますので、あまり必要ないみたいにかかれておられますけれども、その地域の住民の皆さんも平群町の住民の方でありますので、しっかりそのようなさみしい、悲しい思いをしていただかないように、やはり信貴山地域に対しても何らかのやはり対応をすべきであると思えます。これは再度、もう一度御答弁をお願いしたいと思えます。

それから、新設、停留所の新設ですけれども、実証運行していく中で検討したいけれども、現ルートの維持を今回はということですからけれども、今回、再度導入を、停留所の、やはりいままで6年間走ってきて、やはりその点のもっと改善すべきことがたくさん、やっぱりお声としてありますので、そのように決めつけしないで、これも一つ検討課題としていただきたいと思います。これは、御答弁結構です。

議 長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

信貴山地域の件についての再々質問でございますが、いま議員もおっしゃられましたように、自由意見としてですけども、3件の意見をいただいています。

あとの2件については、医療保険の問題とか学校の問題でしたんで、直接コミバス、今回のコミバスとは関係ないんですけども、1点は、それはおっしゃったような御意見でありました。全く我々としても信貴山地域を外してるという話ではありません。信貴山というのは、当然観光地としてでも重要な拠点でもありますし、そういう意味じゃあ信貴山地域の活性化っていうのはコンセプトの一つとしてね、考えております。具体的にコミバスとしての運行とか、いまおっしゃっておられますデマンドタクシーの運行というふうなことは計画には挙げてませんけども、いわゆるソフト面でモビリティーマネジメントと言いますか、いわゆる信貴山地域へのアクセスの情報ですね、そういったものについては、積極的にチラシや広報等々、ホームページ等々、いろんな媒体を通じてお知らせさせていただいていきたいと、そういうふうな形でのサービス提供をしていきたいというふうには考えております。

議長

はい、窪君。

10番

ありがとうございます。本当に信貴山の地域の方にさみしい思いをしていただかないよう、今後、これからの超高齢社会もかんがみて、またさらなる御検討をお願いしておきたいと思います。今後、コミバス運行計画の見直しによって公共交通空白区の解消が進み、バイパス沿道への交通確保ができることから、町民の皆様には、大変利便性の高いものになります。急速な少子高齢化が進む中、大変大事な施策ですので、今後もさらに鋭意努力をしていただきますことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長

窪君の一般質問はこれで終わります。

10時40分まで暫時休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時26分)

再 開 (午前10時40分)

議長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

議長

発言番号 3 番、議席番号 4 番、森田君の質問を許可いたします。はい、森田君。

#### 4 番

ただいま議長の許可を得ましたので、通告どおり質問します。

最初は、平群の特産品を買う、食べる、バイ平群運動の導入についてであります。

本町の企業誘致は、4年たってやっと1社進出したと今議会で報告がありました。なかなか思うように進んでないように思われます。それに引きかえ、奈良県では、平成19年に26社、20年度に26社、21年度に22社、22年度上期に10社、計83社の企業進出があったというふう聞いております。そこで、平群町の基幹産業であります農業を支援するため、特産品の果物、花卉、野菜などを買う食べるキャンペーン、バイ平群運動を導入、展開する考えがあるかとお尋ねします。あわせまして平群の特産品をさまざまな加工食品として開発、製造販売システムの構築が求められると思われまますので、その構築が必要だと思われまます。この特産品の加工につきましては、来年度特産品づくりを推進するため、緊急雇用創出交付金を使って農業の活性化を図るとお聞きしております。しかし、農業の取り巻く環境は非常に厳しく、政府のEPA、経済連携協定の締結、TPP、環太平洋経済連携に参加すれば、平群の農業は大打撃を受けることが予測されます。その対策の一環として、また、愛町運動としてバイ平群運動を導入すべきだと考えております。同様の趣旨です、奈良県では県内の消費を拡大するため、プレミアム商品券を発行してですね、県内の消費が拡大したというふうにお聞きしております。来年度も予算措置がなされ、実施されるというふうにお聞きしております。このプレミアム商品券につきましては、平群町では、事業者の申請がなかったというふうにお聞きしておりますし、ただ、使えるお店があったというふう聞いております。

次に、町出資公益法人等についてであります。

新しい公益法人法関連3法が、平成20年12月に施行され、余剰金の配分をしないなど、法人法の要件を満たせば登記のみで設立できる一般社団法人、一般財団法人として認可されるものと、一般社団法人、一般財団法人のうち公益目的事業を行うことが主たる目的で認定法の基準を満たしていれば公益社団法人、公益財団法人に認定される2本立ての制度になりました。ただ、20年12月の新法施行後の5年間は、特段の取組をとらなくても自動的に特例民法法人となり、これまでどおり社団法人、財団法人の名称が使えます。引き続き、主務官庁は監督が行われ、税制の優遇措置も適用されてるようであります。この問題につきましては、1年前の平成22年3月議会で一般質問で取り上げま

したが、再度町振興センター、町シルバー人材センターについてお尋ねします。

1点目は、方向づけ、進捗状況はどのようになっているのか。

2点目は、町から指定管理者制度で業務を受託しておりますが、この業務は公益性が認められるのかどうか。

以上、2点質問しました。町長並びに町当局から簡潔に明確な答弁を求めます。

議 長

はい、経済建設課長。

経済建設課長

それでは、議員御質問の1点目、バイ平群運動についての御質問にお答えをいたします。

本町は、道の駅を拠点にさまざまな農産物を使った特産品開発を手がけております。イモ焼酎や梅酒につきましては、その代表的な商品としまして現在も積極的に取り組んでいるところでございます。今後につきましては、次年度予算にも上程をしておりますが、農業部門も委託業務の中で、直売所や加工処理施設の研究、さらには新しい特産品の開発も研究をし、平群の特産品を使った二次製品をPR、また販売できるような仕組みづくりの研究や、さらには生産や加工、販売までを行います第6次産業と言われる事業展開につきましても視野に入れて検討していきたいと考えておるところでございます。

議員御質問のバイ平群でございますが、町内の消費者と生産者によります地元で生産されたものを地元で消費する、いわゆる地産地消を促進することで景気や経済情勢に左右されない地域の農業や産業の活性化を図ることができる。さらには、プレミアム商品券のようなものを発行することによりまして一層消費を促すことができ、効果が大きくなるというものであるという認識をしております。本町にも展開してはどうかという御質問でございます。この議員の貴重な御提案につきましても、次年度の業務の中で一定の検討は行ってまいりたいと考えております。メリット、デメリットも含めまして、今後、平群町の地域性にどのようにマッチするのかというところにつきまして調査、研究をしまして、いずれにしましても平群町の特성에 応じた持続可能な戦略を構築をしていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

はい、森田君。

4 番

ありがとうございます。ちょっと再質問させていただきます。

このような事例はですね、広島県ではマツダの車を買う運動、岡山県では、三菱のを買う運動をバイ広島運動とかいうことで展開しております。いまお話でありましたようにですね、取り組みはよくわかるんですけども、国の予算がついたからじゃなくて、やはりこういうですね、例えばバラの花を結婚記念日に送るとか、誕生日に送るとか、お中元にブドウを送るとかですね、具体的に事業者と手を組んでですね、私はやるべきじゃないかというふうに考えます。すぐですね、予算がついたからって事業委託とせずにはですね、こういうものは町職員、住民のアイデアを募集すべきだと思いますが、その辺のことについて再度御答弁いただけませんかでしょうか。

議長

はい、経済建設課長。

経済建設課長

バイ運動っていうんですか、これにつきましては、全国的にいろんな地域で展開をされております。ただいまの議員御指摘、発言いただきました広島、岡山ですね、それ以外にも九州の福岡、また熊本ですね、そういったところでも事業展開されているということで、ただ、これにつきましては、それぞれの地域が県外を含めて大きなシェア、また規模を誇っております。そういった中で地元にも目を向けられておるということで、このことにつきましては、確かに非常に先ほども申し上げましたように、メリット性が大きいというところがございます。ただ、平群町単位でなく、こういった運動につきましては、県も巻き込みまして、奈良県全体として展開するような、そういった形の誘導も必要じゃないのかなというところも考えております。バラ、ブドウ、小菊ですね、この辺のところにつきましては、当然のことながら平群町の主力産業でございます。これの例えば販売の戦略であるとか、また、2次製品ですね、そういったものも含めまして次年度では検討していきたいと。そのときには、当然のことながら農業者の方、また関係機関の意見も聞きながらですね、そういった戦略も展開していくというのは、そういうことで進めてまいったらどうかなというふうに考えております。

議長

はい、森田君。

4 番

非常に前向きにご検討いただくということでありがたいというふうに思っております。奈良県でもですね、こういう農業らしい、奈良らしい農業振興ということで、ポストベットタウン奈良ということで荒井知事が打ち出しております。やはり人口減をとらまえてですね、いろいろのことをやっておるわけです。

けども、本議会でもありましたようにですね、まちの取り巻く環境は、非常に厳しい状況でございます。来年度の町税はですね、本年度より2億円落ち込む。また、昨年度の国勢調査によりますとですね、奈良県の人口は5年前より1.5%減、世帯数は6.6%増、それに引きかえ平群町の人口は、17年度の2万286人よりですね、昨年度の国勢調査でいきますと1万9,712人、574人も減っております。落ち込みは2.78%というふうに聞いております。近隣の生駒市では、逆に7.3%増えております。三郷町は1.8%増えております。斑鳩町は0.3%減っております。平群町は奈良の平均より落ち込みが非常に厳しいようになっております。基礎体力と言うべき人口減は、憂慮すべきことでございます。町長初め町職員の方がですね、近隣自治体より優位性のある、魅力ある、特徴あるまちづくりを求め、自治体競争に打ち勝つような、やはりトップの力量が問われるというふうに申し上げておきます。

次、お願いいたします。

議 長

はい、総合政策課長。

総合政策課長

大きい2点目、平群町地域振興センターについての1項目め、町出資公益法人の方向性、移行のスケジュールについてお答えいたします。

地域振興センターにおいては、移行するに当たりまして、そのメリット、デメリットを含め検討をしているところでございます。現在のところ、公益財団法人への移行か、あるいは一般財団法人への移行かという決定はなされておりませんが、公益財団法人への移行手続きにつきましても、一般財団法人への移行手続きにつきましても、おおむね同様な手続きをしなければなりませんので、それぞれの移行に向け手続きの準備をしておるところでございます。

新制度移行への期限につきましては、平成25年11月末日まででありますので、定款の変更であるとか諸規定の改定等につきましては、平成23年度中に行い、認可手続きを平成24年度中には申請し、認定に要する期間につきましては、はっきりといま現在、書いてはわからないところでございますけれども、現在のところ平成25年4月完了を目標にして準備されていると地域振興センターより伺っておるところでございます。

2点目の指定管理者制度の公益性についての御質問でございます。

現在、地域振興センターにつきましては、文化振興事業、体育振興事業、農業振興事業や指定管理を受けて行っている町有施設管理運営事業等、財団法人地域振興センター寄附行為に基づくさまざまな事業を行っております。新制度における公益財団法人につきましては、その認定の基本となる法人の行う事業

のうち公益目的事業の比率が100分の50以上でなければなりません。制度移行の申請の際に法人が行おうとする事業が公益目的事業であるかどうか個別に審査され、認定されるものでありますので、現在、財団が行っている事業が新制度移行につきましても公益目的事業と認定されるかどうかにつきましても、現段階ではわからない状況であります。

以上です。

議長

はい、福祉課長。

福祉課長

それでは、シルバー人材センターについてもお聞きでございますので、シルバー人材センターについて報告をさせていただきます。

昨年、1月から理事会あるいは通常総会において公益法人移行について論議、決定をされてきたところでございます。県に移行認定申請を行っておりましたが、先週の3月10日に開催をされました奈良県公益認定等委員会において、すべての項目において認定基準に適合していることが認められたという旨の報告をシルバーより受けております。間もなく文書により正式に決定という形で通知がされるというふうに聞いております。

以上、報告させていただきます。

議長

はい、森田君。

4番

ありがとうございます。シルバー人材センターについては、一応手続も終わり、昨年度の私の一般質問のとおり進んでおるといふふうに理解できて、非常にありがとうございます。ただ、地域振興センターについてはですね、私の昨年の質問に対して、答弁はですね、方向性は理事会によって一定の方向性を決定されるというふうにかがっておりますが、その点については、なぜ進まなかったのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思っております。

議長

はい、総合政策課長。

総合政策課長

理事会のほうで審議されてる中で、昨年度の地域振興センターの方向性の決定ということでございますけれども、先ほども答弁申し上げましたとおり、理事会でも一定の協議とか勉強会等されまして、その点につきましては、議論をされておまして、先ほどの答弁でも申し上げましたが、一般財団法人の移行の手続も、公益財団法人の移行の手続につきましても、おおむね同様な手続をし

なきゃならないということで、当面、その両方を想定しての移行に向けての  
手続を準備をするということが一応一定の財団としての当面の方向性という形で  
決定、審議されている状況であるということで報告させていただきたいと思  
います。

議 長

はい、森田君。

4 番

地域振興センター理事長がですね、以前は副町長がされておったというふう  
に聞いておりますが、不在であったためにそういうことが進まなかったのかで  
すね、やはり町出資のですね、公益法人ですので、あえてお尋ねいたします。

議 長

はい、総合政策課長。

総合政策課長

あくまでも地域振興センター独自の、独立した財団法人でございますので、  
その辺につきましては、そういったことの問題が生じないように、たまたま理  
事長が不在であったということでありまして、事業内容につきましては、当  
然進めなければならないということで、そういったことにつきましては、まだ  
はっきりとはそういった原因で遅れたということではなくってですね、一定財  
団の理事会につきましても議論をされて、まず、先ほど申し上げましたように  
公益目的事業の比率が100分の50以上であるということが非常に難しい縛  
りになってくるというところで、まず、公益財団法人を目指すということで  
ございましたら、それがまず引っかかってくるということで、当面、先ほど申  
上げましたように両方の移行も、まずどちらかに移行しなければならないと、  
公益財団法人あるいは一般財団法人、どちらかに移行しなければならないとい  
うことでございますので、まず、当面につきましては、両方を想定して移行す  
る手続をとるということでございます。

議 長

はい、森田君。

4 番

いろいろ検討していただいて非常にありがたいことだと思うんですけども、  
やはり役員、理事の方も、やはり責任が非常に重くなりますので、その辺のこ  
とを留意されて、町職員も理事に数名入っておられると思いますので、注意し  
ていただきたいというふうに思います。

先ほど町のですね、指定管理者制度でですね、地域振興センター、シルバー  
人材センターが業務を委託してる2社以外にですね、社会福祉協議会も受託さ

れてると思うんですけど、優に1億円を超えておると思います。ほかの自治体におきましてもですね、やはりこれが問題だということで競争原理を働かして、いろいろ手を加え、改善を進んでおると思います。私は、こういう指定管理者制度がですね、やはり財政を改善する一つの方法じゃないかと、既成概念にとらわれず、ゼロベースで取り組めば、やはり競争原理を働かせいうことを申し上げておきます。こういうことを申し上げますと、必ず契約期間が4年間あるとか、何年間あるかということが必ず言われると思うんですけども、そんなことを言うておるようでは、改革など一向に進まないことを申し上げて私の一般質問を終わります。

議長

森田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号4番、議席番号6番、山口君の質問を許可いたします。はい、山口君。

6番

通告に基づきまして、大きく3点に分けて質問させていただきます。

1点目は、学童保育の入所についてです。

学童保育所の入所基準では、母親が産休に入ると家にいるからという理由で入所できない、こういうふうになっていると聞いています。しかし、母親が家にいるからと言っても産休は労働者としての当然の権利の行使であり、専業主婦の方とは違うのではないのでしょうか。この部分の入所基準を私は変更すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、公園の遊具についてです。

町内住宅地の公園に設置されている遊具の撤去、新設については、昨年12月議会で1,690万円の予算が計上され、22カ所の公園の滑り台やブランコが撤去新設、そして鉄棒の撤去など公園遊具の入れかえが行われることになりました。子どもたちが利用する公園の遊具は、何よりも安全でなければなりませんから、このことは早急を実施すべきだと考えます。同時に、どのような遊具を設置するのか、各公園にある地域住民の皆さんの意見を聴取すべきだと考えます。例えば私が住んでいます福貴団地の公園では、滑り台、ブランコは入れかえですが、鉄棒は撤去だけの計画です。団地の住民の方々から、子どもは逆上がりなどの練習をするのに鉄棒が必要との声が多く寄せられています。この点については、新年度予算で新たに遊具の撤去、新設が予算化され、鉄棒も撤去だけでなく新設も行われる、こういう報告を聞きました。しかし、12月議会の補正で実施に既になっている、なったりですね、もう発注された公園については、撤去だけの部分もあります。その点についてはですね、当然、新

年度予算同様に公園のある自治会についても意見を聞いて、鉄棒については先ほど言いましたように基本的には撤去した後新設する、そうして、その他についてもですね、それぞれの自治会の意見を踏まえて実施すべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3点目は、コミバスについてです。

コミュニティーバス事業については、12月議会で南部ルートとバイパスルートを一体化して2台のバスによる循環型にしてはどうかと提案しました。早速実施案の一つとして具体化していただいたことは評価します。しかし、かしのき荘と中央公民館の間に中学校前を加えて、ローズタウンや福貴団地住民、そして、中学校の保護者の方々が利用できるようにとの提案については、具体化されていません。

そこで、再度質問、提案します。具体化されないのは、吉新商店街から元山山口駅行きの路線バスとコースが重なるからでしょうか。もしそれが理由ならば、中央公民館からかしのき荘の方向だけ中学校前をコースに入れるという方法もあります。また、西山間ルートではなく、循環ルートもしくは南部ルートに組み込むことも可能ではないでしょうか。いずれにしても中学校前をコミバスのコースに入れるべきだと考えます。町当局の見解を求めます。

以上3点、明快な答弁よろしく願いいたします。

議長

はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

それでは、1点目の御質問にお答えを申し上げます。

学童保育所の入所基準につきましては、平群町の放課後児童健全育成事業施設条例の第3条、入所資格に規定をいたしておるとおりでございます。したがって、昼間、常時その保育に欠けるかどうかということが入所の基準となるものでございます。ただ、御質問をいただきましたような場合、母親の負担や放課後の児童の安全確保が必要と判断できる場合など、諸事情を考慮しなければならぬ場合については、保護者と話し合いを行いまして、入所可能とさせていただいているところでございます。教育委員会といたしましては、入所資格を基準としながらも学童保育の利用に関する保護者からの相談に丁寧にお答えをし、そして、助言を行いまして、地域の実情に応じた運営を行いながら子育て支援と就労の援助を促進するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長

はい、山口君。

6 番

答弁はそれで結構なんですけれどもね、基本的にはね、先ほども言いましたように、専業主婦の方とは違うということもありますし、これなぜ質問したかと言いますと、普段、普通ですね、小学校に子どもが行ってる家庭でですね、産休をとるような事態っていうのは、保育所と違って少ないんですね。年が離れますから、少ないと思うんです。だから、あんまりこれまで表面化してなかったと思うんですが、昨年でしたか、私のほうにも相談があって、こういう件があるということで、それで、教育委員会に相談したら、いま課長言われたようなことだったんですけれども、だったんですが、最初、申請に行ったときにですね、断られてるんですね。これが先ほど、いまおっしゃった丁寧な対応と言えるのかどうか。私は甚だ疑問です。だから、いまの答弁で結構なんですけれども、それならそれで初めっから担当のほうでですね、担当者の問題じゃないと思うんですが、教育委員会のほうできちんとそういう対応をするというのをですね、その場ですぐですね、勝手な判断じゃなく、このいま答弁あった入所資格のところにはですね、保護者の労働または疾病等の理由により昼間常時その保育に欠けることって、これしか書いてありませんから、当然、これだけ読めば最初の判断のような対応もとろうと思えば、まあ間違いではないんでしょうけども、町として丁寧に諸事情を考慮ということであれば、その辺はやっぱり教育委員会内でですね、きちっと徹底していただいて、今後そのようなことがないようにしていただきたい。その点についてはどうでしょうか。

議 長

はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

そのような事例も含めておっしゃっていただきましたので、先ほど私答えましたように、教育委員会としても丁寧に対応をしてまいりたい、この点につきましては、担当を含めましてですね、再度この考え方についての意思統一を行いたいというふうに思っております。

以上です。

議 長

はい、山口君。

6 番

この件はそれで結構です。

議 長

はい、監理課長。

監理課長

それでは、御質問の２点目の公園遊具の入れかえについてお答えいたします。

本事業は、地域子育て創生事業を活用し、計画の立案、事業申請を行いました。事業申請時には、時間的な制約があり、関係自治会の協議を行うこともかなわず提出することとなりました。実施する段階で協議するということになっております。議員お述べのように、鉄棒につきましても、一定新設すると、設置するということになっておりますが、その他の遊具につきましても設置、撤去につきましても、引き続き実施、事業実施に向け関係自治会等の意見も聴取する中で事業効果がより確実なものとなるよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

はい、山口君。

6 番

だから、１２月議会では時間的余裕がなくって、聞き取りもせずですね、町として判断で、これは地域子育て創生事業として事業認可されたもので、１２月議会で１，６００万円以上、今年度というか新年度で、これは重なる部分もあるという説明ですけれども２，６２５万２，０５０円新たに、これは１２月議会よりもですね、１２月議会で挙がっていなかった公園についても撤去、新設ということになってますんでね、これについては、だから平群町のほとんどすべての団地内にある公園の遊具について、町としては安全なものに入れかえていくということなんですがね。私その質問で、こういう計画はこの計画でとりあえずいいんですけれども、その公園を使う自治会ですね、特に若いお父さん、お母さん方に話を聞くというのは、この間、一切されてないわけでしょう。そこんどこにね、こういう計画立てました、国との関係で早急に事業計画立てないと、予算が、予算のこともあるのでというのは、それはそれで理解はできますが、きちんとやっぱりそういう聞き取りがね、ちょっと時間かかって自治会長さん通じてやるべきではなかったかなというふうに思うんです。その点、もう既にいま３月ですけれども、ちょっとね、この関係する公園、こういうふうに考えてますというのは、これからでもきちんと説明するつもりがあるのかどうか、それが１点。

それから、私が具体的に名前を出しました福貴団地については、既に発注してるということで、鉄棒は撤去のままになってます。これについては、当然鉄棒を撤去した後新設していただけるのかどうか。その点もあわせて答弁いただけますか。

議長

はい、監理課長。

監理課長

まず1点目のですね、関係自治会に説明するのかということでございますけれども、これにつきましては誠意を持って説明する中で、皆さんの御意見も拝聴して、最終的な事業実施をしていきたいというふうに思っております。

それから、福貴団地の鉄棒の件ですけども、これは当初時にですね、撤去ということになっておりました。その後ですね、いろいろ協議を行う中で、その分につきましても、また新たに撤去したものを設置するというところで今年度中に行うということで、ちょっと工事の内容を変更いたしております。

以上です。

議長

はい、山口君。

6番

じゃあそれでするしくお願いいたします。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

それでは、3点目で御質問のコミバスの中学校前へのルートの延伸追加についてお答えさせていただきます。

御指摘いただきました中学校前のルートを追加することにつきましては、西山間ルートの延長として問題ないか、路線バスを運行するバス事業者の経営を圧迫しないか等々を中心に事業者とも協議をさせていただいてきました。こんな中で、路線バスとの競合部分につきましては、特段の問題はないというふうなこともバス事業者からは確認させていただいております。そういったことから、先日には事業者も伴って御提案をいただいておりますルートの試験走行も行き、現在、とり急いで運行に係る時間や運行経費等、ダイヤ等を含めて前向きに検討を加えておるといふところでございます。

以上です。

議長

はい、山口君。

6番

競合とは関係ないということなんですが、私、住んでるからってということももちろんありますけども、この間、ずっと公共交通会議で出された、アンケートとかとられた中でですね、町の示した資料の中に、福貴団地はね、西山間ルートのエリア内の、そこを利用できるということで入ってるんですよ。それ

はもう私は非常に奇異に感じた。なぜ奇異に感じたかということ、谷が一つありますから、とても利用できるようなもんじゃないんです。せやのに、その利用の人口に福貴団地が全体が入ってるというのがね、不思議だ。そんな中で、自治会の中でのいろんな懇談会をさせていただく中でね、福貴団地も古い団地ですから、高齢化が非常に激しいです。坂がご存じのように急な坂ですからね、役場からほんの近くですけれども、その急な坂で公民館おりてくるのだから大変なんですね。そういうところにも、やっぱりいま、走っているルートが遠く離れてるならともかく、中央公民館からかしのき荘の行く間に、ちょっと回るだけでね、ほんと、私は二、三分で済むとは思いますが、その程度回るだけでいけるんだったら、その部分、福貴団地の住民、いま105世帯あります。ローズタウンの下のほうを見れば、あそこは二、三百あると、200ぐらいはあると思うんですが、そういう人たちもエリア内に入れることができるわけですから、コミバスの趣旨からいってもですね、1人でも多くの人ができるような形に最低限の変更でですね、できるということから言えば、いま前向きに検討、試験的に走りもして、前向きに検討するということですが、これは何も西山間ルートということやなくて、南部ルート、バイパスルート、そうかまたは循環型にするか、まだどっちにするか決まってませんが、今議会のいろんな話では、循環型もいいのかなというような答弁も一部であったかに思うんですがね、いずれにしてもそのどちらに入れるにしても、その近くを通るもんですから、効率よく通ろうと思えばですね、できます。1問目でも言いましたけれども、参観というのは年に何回あるのか細かくは知りませんが、これからは、やっぱりね、中学校にしても駐車場ありませんから、参観日の日は、もうあの道路、もう満杯です。そのことも考えればね、このコミバスで行けるのであれば、平日ですから当然行けるのであればですね、中学校の保護者の方の参観でも利用できるということになりますんでね、それも考えて、私はしっかりと考慮した上でですね、そういう方向に持っていただきたいというふうに思います。その点について、もう一度答弁いただけますか。

議 長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

そういったことも含めて考慮した結果、先ほども言いましたように前向きに検討しているというふうなことです。地理的な条件の問題、高齢化の問題、中学校保護者の利便性の向上、そういったことを含めてです。実際に運行、試験運行をして状況も見ていきたいというふうに考えております。

議 長

はい、山口君。

6 番

はい、ありがとうございます。以上で私の一般質問を終わります。

議長

山口君の一般質問をこれで終わります。御苦労さん。

発言番号5番、議席番号3番、岡君の質問を許可いたします。はい、岡君。

3 番

ただいま議長の発言許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問させていただきます。

私がお伺いしたいのは、ごみの減量化への取り組み方針ということについてでございます。この件に関しまして、以下三つの点について御質問させていただきたいと思っております。

まず、第1点目は、ことしの2月に開催された廃棄物減量等推進審議会において23年度のごみ減量化推進への取り組み方針が了承されたと聞いております。恐れ入りますが、いままでのですね、平群町の取り組みがかなり前進したような内容になってると、私は読まさせていただいて判断しておりますので、皆さんにも知っていただくためにその内容を具体的にお聞かせさせていただきたいということでございます。

1年前のですね、平成22年の2月に開催されました同審議会です、において、ごみの有料化スケジュールが示されておりました。その内容は、平成23年4月、ことしの4月からですね、可燃ごみの有料化をすると、こういうことを前提としてですね、ごみの減量化あるいは有料化の必要性を住民に啓発するための住民説明会を1年間をかけて全大字、全自治会のおひざもとで開催するという内容でございました。その恐れ入りますが、その実施内容と結果報告を、またどの点をですね、今年度の施策に反映させているかもあわせてお聞かせさせていただきたいと思っております。

2点目は、資源ごみのステーション回収についてであります。

この資源ごみのステーション回収につきましては、既に22年度のですね、検討課題にも挙がっておりましたと、私、記憶しておりますのですね、その検討が進み、進展が諮られているものと思っておりますが、ステーション回収の実施方法、実施時期、あるいは先行試行のためのモニタリング等を行うのかどうか、現状の検討状況をお聞かせいただきたいと思います。

ごみの減量化、分別資源化の推進には、ステーション回収の実施は避けて通れない施設であることは私も承知しております。現在の拠点回収、主たる回収である拠点回収をステーション回収に切りかえた場合、住民の分別意識のばら

つきから、分別資源化の努力がもとのもくあみになるという可能性もあるんじゃないかと思います。そこで、先進地の成功事例等を参考にしたですね、平群町のお考え、施策等をお聞かせいただきたいと、これが2点目でございます。

3点目は、23年の4月の有料化は、既に現状の計画から見ても先送りになったということははっきりわかるわけでございますけども、それでは、今後ですね、実際にごみの有料化が実施されるのはいつごろになるのでしょうかと。また、先行して行われるであろう、既にそういうふうにおっしゃってますけども、無料の試行期間、これがいつごろどれくらいの期間で行うのか、その辺の予定、計画等がほぼ決まっているようございましたら、お聞かせいただきたいと、こういうことでございます。

以上、3点が私の質問でございます。明快なる御回答をお願いいたします。

議長

はい、住民生活課長。

住民生活課長

御質問のごみ減量化への取り組み方針についての1点目のごみ減量化への取り組み方針と住民説明会の実施内容についてお答えいたします。

昨年5月から8月にかけて、全大字自治会を対象にごみ減量に向けた取り組みへの住民説明会を実施し、また、中央公民館におきましてごみ問題懇談会を4回行い、延べ1,456人の参加をいただきました。その中で、住民からの御意見の主なものにつきましては、昨年11月の町広報紙に住民説明会報告として全戸配付してまいりました。説明会や懇談会の中で出ました意見や要望から、町が進めていく施策として現在行っております生ごみ処理機の購入補助、また有価物の集団回収の助成を引き続いて行い、さらに、次の3点をごみ減量化推進への取り組み方針としてまいりました。

1点目は、カラス対策など段ボールでのごみ出しが多いことから、ごみの散乱防止対策としてごみステーションの整備に対する補助及びネットの無償配付の実施。

2点目は、分別収集をより進めるため資源ごみのステーション回収の実施。

3点目は、高齢者など支援を有する世帯の個別収集の実施であります。ごみ散乱防止対策と個別収集につきましては、本年4月から実施に向け現在取り組んでいるところでございます。

続きまして、2点目の資源ごみのステーション回収についての御質問でございますが、多くの方々から御意見をいただいているところで、ペットボトルや廃プラスチック類の分別を現在の拠点回収からステーション回収で実施するよう検討しております。現在の収集にこれらを加えれば人員や車両、また

処理までの体制を整える必要があり、検討に時間を要するところがございます。実施時期はまだお示しできる状況ではございません。また、検討として資源ごみの全町収集の予測をするため、モデル地区で排出量や状況を把握することも必要と考えております。また、懸念されていますように、ステーション回収となった場合、ごみなどの混入で分別された資源ごみまでリサイクルできないことも考えられ、回収後どう処理するかも課題でございます。このようなことから収集体制、リサイクルの方法や費用の見込みなど、先進で実施されているところも参考に、課題の対処に努めてまいりたいと考えています。

続きまして、3点目の有料化の実施時期及びごみ袋の試行時期についてでございますが、有料化の前に依然課題としている資源ごみのステーション回収を優先するものと考えており、現時点では、明確にお答えすることはできないところです。また、ごみ袋の試行を実施につきましても有料化の実施時期のめどが前提でございます。今後課題の対処へ取り組みを進め、早い時期にお示しできるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長

はい、岡君。

3番

それでは、幾つか再質問させていただきます。

私もですね、平群町が昨年1年間かけて行ったごみ減量へ向けてという住民説明会が大変御苦労されて実施されたということは聞いております。また、私も昨年6月でございましたですかね、私が住んでおる樁台のですね、住民説明会にも参加させていただきました。そのとき、先ほど出たようなカラス対策だとかごみの収集場所の確保だとか、いろんな課題が出ておりましたけども、御担当の方がですね、明確な回答ができないで、まあ言ったらボロボロにやられとったという感覚を持ってたんでございますけども、いまの拝見しますと、十分そこで得られたですね、住民の意見がかなり反映された形でごみの推進への取り組み方法が組まれているのではないかなと、この辺は大変感謝を申し上げたいと思います。

あるいはステーションの整備にする補助金だとか、カラス対策とか、こういうものの実施がいわゆるこの3月議会にですね、実施要綱が既に提出されてるということで、かなりやる気があってですね、具体的に本当に書いてあるとおり4月から実施できるというような意気込みになってるということについては、大変生かされているのではないかと感謝いたします。ただ、一つだけお願いしたいのはですね、ごみステーションの整備に対する補助金は、2分の1で、要

網を見ますと2分の1で5万円が限度だということです。あるいはカラスの対策としてのネットを無償配付するということでございますけど、ごみステーションの整備等に関しては、金を用意したから、あんた方一生懸命やりやというんじゃないですね、例えばどんなものがあるのかと、例えば最大限10万円でするんであればですね、こういうものがありますよ、あるいは既に平群町なんかで菊美台なんかは、各戸にですね、それなりの回収ボックスが備わっています。斑鳩、先進の斑鳩なんかもそういうものを持っている、現実に持っておられますんで、そういうところを十分調査して情報提供して、手の届くと言いますかね、優しいですね、いろいろと指導していただいているなど、住民の納得がいけるようなね、行き届いた施策に血の通った施策にしてほしいということをお願いいたします。

それから、二つ目の資源ごみのステーション回収でございます。私、22年度から検討課題に挙がってますから、当然そこ、それなりの進行があるのかなと思っておりました。内容から見てですね、単なる計画だけじゃなくて具体的に実行していくためのいろんな資材、人員、そういうものがなければ机上論だけで解決する問題ではないということはいくつかわかりますのでね、いずれこのごみステーションの回収というのは、大変な問題を含みますけども、実行しなければいけない問題ではないかと思えますんで、真剣に取り組んでいただきたいと、実施時期等については未定であるということなんですけども、この辺ができるだけ早く決まるように努力をしてほしいと。

それから、この件に関して一つお願いしておきたいんですけどね、この分別意識のばらつきがある段階です、ステーション回収をすればその分別意識のばらつきに伴って回収されたごみですね、洗浄度等、非常にばらつきが出てくるということは当然予想されるわけで、したがって、これに関してはですね、どこか先行試行の地域を選んでいただいでですね、十分な試行期間を求めてほしいと思うんでございますけど、これはそういうお考えがあるかどうか、お答えいただきたい。

それから、三つ目でございますけども、ごみの説明会でも聞きましたけども、ごみの有料化ありきということで平群町が実際、先行してやらなければいけないいろんな施策等についての出遅れが非常に指摘されてたように私も参加して感じております。23年の4月の実施は、これは先送りになったと。さらに、実際にいつごろ有料化されるのかというのを、ステーション回収のですね、軌道に乗るまで、前提条件としていろんなことを実施して行って、その成果を踏まえた上でですね、有料化に踏み切るというお話でございましたんで、これでいいかどうかですね、例えば24年の4月からはやるんやというような前提

で考えるのかということ、これはもう一度御返答いただきたい。

私、ごみの政策というのはですね、減量のための環境づくりをね、住民に理解してもらうための環境づくりと説明等をですね、行政が先頭を切ってやっていかなきゃいけないんじゃないかと思います。だから、結果だけを、有料化しますよという結果だけを伝えるんじゃないかですね、ごみの有料化がなぜ必要なのか、そして、いま平群町のごみ処理状況がどうなっているのか、そして、今後どう変わっていくのかというようなことをですね、住民とじっくり話し合っ、しかも施策を実行する前にこの説明をすることが行政の義務じゃないかなと、こういうふうに考えてますんでね、それから、十分な試行期間を、そういうものが一つと。

それからこれは頭で住民の皆さんが理解してこられる。さらにもう一つ、十分な試行期間をとっていただいでですね、頭で覚えたことを体で覚えるというところまでですね、これを進めていただきたい。そうすればですね、いろいろ言われてるですね、有料化したらあとでまたリバウンドするんだとかね、それは見切り発車をしてるから起こるんであってですね、しっかりした住民の納得と協力が得られるところまで話を詰めた上でやれば、リバウンドの心配はないんじゃないかなと、こういうふうに考えております。この辺のところは、一つそれなりに考えて進めていくつもりかどうかということもちょっと御回答いただきたいと思います。

議 長

住民生活課長。

住民生活課長

ただいま御質問、何点かいただきまして、まず、ステーション回収を実施すれば分別意識のばらつきによっていろんな問題が生じるのではないかという懸念の御質問でございました。

確かにいまは拠点回収という回収方法で平群町全域93カ所の拠点がございしますが、そこで、分別回収をさせていただいて、かなり意識を持っていただいで分別に取り組んでいただいでいるところで、かなり純度の高い分別回収ということになっています。これを全町的にステーション回収に持って行くとなれば、以前からも申しますように、全町約1,000カ所のステーションがございしますから、そういう中で意識の違いというんですか、またお間違えになって分別の品物が異物の混入などによって問題が生じるという懸念もございします。そういうところも十分我々としては認識をした上でございします。当然、認識をしているわけでございまして、今後大きな課題とする中で、その辺の対策についても今後検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、二つ目の御質問でステーション回収を実施していく中で、住民に十分御説明をさせていただいてきたことでございます。有料化ということで以前、確かに23年の4月からということも想定をしておったわけでございますが、住民説明会をさせていただく中で、先ほど申しましたような大きないろんな課題の住民からの御意見、提案もございまして、その点につきまして本町としては取り組みを施策として考えたところでございます。この年、この本年4月からステーションの整備に対する補助あるいはごみ出しの不便な方への個別収集の実施等、できるものはできるだけ早く実施したいということで、この4月から取り組みをする予定でいるところでございます。

あとステーション回収の問題につきましては、先ほど申しましたようにいろんな課題がございます。その点を十分検討課題を一つ一つ克服しながら進めてまいりたいと思っております。

そんな中で、先ほど申しましたような拠点回収からステーション回収になった場合、平群町でどれだけの資源ごみが出てくるかという予測をしなければならぬということも念頭に置いておりまして、一定、モデル的な地域を設定させていただいた上で、その回収量また状況などを確認するというのも必要ではないかなというふうに考えているところでございます。

あと分別回収またごみの減量化につなげていっていただくということは、我々住民さんをお願いするところは、やはり施策としてごみまたは資源の循環活用というところを大きく考えているところでございます。資源循環型社会構築に向けまして、いまごみの減量あるいは資源の再利用に向けて取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

議長

はい、岡君。

3番

大変ありがとうございます。私、ごみ減量のやっぱりキーポイントって言うのは、実態を町民に説明して理解していただいでですね、結果として納得と協力が得られると、それから実施に移していくんだということがポイントになるんじゃないかなと思っておりますので、その点をお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

議長

岡君の一般質問をこれで終わります。

発言番号6番、議席番号2番、土井君の質問を許可いたします。はい、土井君。

## 2 番

議長の許可を受けましたので、通告に基づき私の一般質問を行います。

私の質問は、財政の長期展望についてであります。

そこで、財政の長期展望について総括的なことをお伺いいたします。町長は、本予算編成の基本方針を新財政健全化計画に基づく行財政改革の推進と歳出全般について徹底的な見直し等の節減対策を重視した予算であると言っておられますが、予算の中身を見ると、扶助費の増加とか駅周辺整備事業費の増加などが加わり、予算が膨張しているのが現状であります。

そこで、二、三点お伺いいたします。

まず第1点目は、新年度予算は前年度予算に比較して10.8%増であります。また、平成21年度決算を見てみますと、経常収支率においては4.2%減で92.3%であり、改善はされていますが、本年度予算で言えば税収の落ち込みなどにより依然として財政収支が非常に厳しい状態であることを示しております。人件費、扶助費等の義務的経費が増加し、一般会計の44%以上を占め、その分事業費が圧縮されておりますが、今後の見通しとして駅周辺事業も伸びてきます。一方、税収の落ち込みもあります。しかし、駅周辺整備事業の進捗により将来的に人口の増加も図られます。また、バイパス沿いの線引きも5月には告示されます。企業誘致についても1社の見通しがあると聞いています。これによって税収の確保も期待できるものと思いますが、町長はいかがお考えですか。

2点目ですが、公債費はマイナス6.3%の減であります。その主な原因は長期債の元利償還金であります。一方、歳入においては、前年度対比約25%増の町債を計上しておりますが、償還金が最大になるときは何年度で、そのころの財政規模はどのぐらいになっていると推測されているのか。また、そのとき、その時点で借金を返すために借金をするといったおそれはありませんか、お尋ねいたします。

3点目として、最も基本的なことではありますが、町長の予算編成方針を聞きまして厳しい時代に対応する財政運営について随分配慮されていることについては認められます。平成19年度、部長制を廃止するなど大幅な組織改革が行われました。その後4年経過して現在機構改革の見通しに着手していると聞いていますが、進捗状況はどうなっているのでしょうか。町長は日ごろから総人件費の削減に言及されていますが、私としても組織のより効率的な体制確立が求められていると考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上、よろしく御答弁をお願いいたします。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

それでは、財政の長期展望についてという御質問にお答えさせていただきます。

平成23年度予算編成につきましては、歳出の見直し等の節減対策と引き続き新財政健全化計画に基づいた、基本的には基づいた行財政改革の推進を基本方針としつつも、今後ますます進むであろう地方分権化の中で持続可能な地方自治を確立していくことを目指したものととして策定いたしました。そのためには、歳出の徹底的な見直しと並行して自主財源を確保する施策を講じていかなければならないということは言うまでもありません。未来に向けて住民の方が住んでよかったと思える、そういったまちづくりのためには、受動型行政からある意味能動型行政への転換の取り組みも必要というふうに考えております。

そのためには、御意見にもあったような新たな財源確保の政策がぜひ必要となってきます。現在、進めております駅周辺整備事業について本予算の事業費が前年度比で61.3%の増を示しております。年度別の事業計画を見ても平成23年度が事業費で最も大きく本格的に実施される年度でもあります。また、バイパスの線引き見直しや企業誘致につきましても同様に、税収の確保、まちの活性化のためには不可欠なものでありまして、自主財源の乏しい本町にとりましても、今後の財政基盤の確立に必要なものであるというふうに考えております。

次に、2点目で公債費の推移についての御質問でございます。

本町の平成21年度決算の実質公債費比率は11.7%であります。平成17年度では16.7%、19年度では12.4%と年々改善はされておりましたが、平成20年度の11.2%であったことに対しまして若干上昇しているというのは現状でございます。これは、土地開発公社経営健全化事業の実施によるところが大きいものであるというような分析をしておりますが、これに加えて今後さらに駅周辺整備事業や小学校の再編成事業、下水道整備事業、また新たな土地開発公社の経営健全化事業など取り組まなければならない、そういった課題が山積している本町におきまして、新たな町債発行による公債費の償還の負担につきましては、避けて通れず増加していくものであるというふうに見込んでおります。これらの事業の影響を加味した上で地方債の償還につきましては、平成26年度の11億1,800万円がピークになるというふうな予想をしております。なお、その時期、平成26年度ごろですけれども、の標準財政規模についてでございますが、御意見でもありましたとおり線引きの見直

しによる固定資産税の増、企業誘致等商業施設の立地による法人税収入等々も加味し、また、現行の地方交付税制度が引き続きどの程度のものであるというふうな一定の条件の見込みということになりますけども、46億6,200万円程度の標財規模になるというふうな予測をしております。平成22年度の43億9,000万と比べて2億7,000万円程度の財政規模が膨らむというふうなことの見込みをしております。

公共施設の整備等の投資的事業の集中によりまして一時的に比率が増加することは公債費の場合、避けられないことではあります、制度として定められている財政健全化法のイエローライン、これは25%ですけども、これについては常に注視しながら財政運営の自主性が損なわれないようにしていかなければならないというふうに考えております。

なお、地方債の発行につきましては、これは地方財政法に建設事業等の財源に充てるべきものであるというふうに規定されておりますので、借金を返すための借金をするということは原則的にできないというふうになっております。

最後に、組織機構改革の進捗状況についての御質問でございました。大きな組織再編を行って約4年を経過した今日、改めて統合した課の業務量等の見直し点検を中心に、より最適な組織体制に変革し、迅速で効率的な事務執行ができる、そういった組織体制づくりを目指して庁内協議を進めてまいりました。そうした庁内協議を経て一定の素案はできてはおるんですけども、ただ、その実施時期につきましては、現時点における関係各課の事務執行上の情勢を総合的に判断した結果、本年4月の再編実施については見送ることとして引き続き庁内協議を行いながら、平成24年度には実行に移したいというふうな考えでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長

はい、土井君。

2番

一般会計の累積赤字はですね、解消されつつあるということですけども、經常収支比率がまだですね、92.3%、非常に高水準であります。これには、ほかにも多額の累積赤字を抱えているというわけでありますので、気を緩めずですね、取り組んでほしいと思います。

公債費についてはですね、この公債費比率、そういうものの推移について十分気を配って運営してほしいと思います。

昨年の後半から副町長不在でですね、状態が続いておりましたけども、新年度から新しい副町長も迎えるということによりですね、より効率的な町政運営

の体制がとられるものと思います。厳しい予算ですけれども、国や県の交付金あるいは補助金等を活用に努められて、少しでも明るい希望が、明るい兆しが図れるよう期待しておりますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。

議 長

土井君の一般質問をこれで終わります。

1時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時54分)

再 開 (午後 1時30分)

議 長

それでは、午前中に引き続きまして再開をいたします。

(ブー)

議 長

発言番号7番、議席番号7番、奥田君の質問を許可いたします。はい、奥田君。

7 番

議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて次のとおり質問をいたします。

国民健康保険についてであります。

国民健康保険制度が発足してことしは50年になると聞いております。このような互助制度は、世界で日本だけだそうです。受診率の低いまちほど国民健康保険税が高くなっている、これに比例して滞納はどうなっておりますか。平群町の国民健康保険税は高いと聞いていますが、どうなっているのか説明をください。全国的に1人当たりの医療費の高い県を比較すると、高い県は福岡県が105万円、低い県は長野県が71万円、奈良県が93万円となっているそうです。その中でも平群町は奈良県平均よりももっと高い7番目だそうです。福岡県は長野県の5割増し高い医療費になっています。受診率の低いまちほど国民健康保険税は高くなっているそうです。平群町の実態はどうなっておりますか、過去3年と比較してください。医療費は直接本人だけでなく国民健康保険税にもはね返っております。また、ことし2月2日、NHKの朝の番組で佐世保市の国民健康保険税などの滞納による資格証明証の発行や預金通帳の引き落としや物品の差し押さえ状況を放送しておりました。平群町はどうなってい

るのかお尋ねします。どうしたら受診率が向上し、どうしたら国民健康保険税が安くなり、滞納が少なくするのが課題であります。

そこで、次の事柄についてお尋ね、4項目についてお尋ねをいたします。

特定健康診査受診率の過去3年間の推移と国、県からのペナルティーはどうなっているか。

2番目、どうした受診率を上げることができるのか。いま以上の努力を考えているのか。

3番目、国民健康保険税の滞納者に対する対処はどうされているのか。

4番目、国民健康保険税の滞納状況の過去3年間の推移を説明していただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長

はい、健康保険課長。

健康保険課長

それでは、御質問にお答えいたします。

まず、1点目の特定健康診査の受診率の過去3年間の推移と国・県からのペナルティーでございますが、特定健康診査の受診率は20年度が31.5%、21年度が27.7%、そして22年度でございますが、この1月末現在で20.9%となっております。

それから、受診率に対するペナルティーですが、これは高齢者の医療の確保に関する法律第120条第2項に規定されております。概算後期高齢者交付金というのでございますが、これはですね、国民健康保険の予算の中で、歳出の中に位置づけられておるものでございます。この交付金は、特定健康診査受診率の達成状況や保険者に係る加入者の見込み数等を勘案し100分の90から100分の110の範囲内で政令で定めるところにより算定するというところで、本来100分の100で支出をするということでございますが、その受診率も加味したものでということにこの法律ではなっておるんですが、現実的には、まだ現時点では政令がですね、定められておりませんので、詳しい内容については把握をしておりますが、今後の経過を見守りたいと思います。

二つ目の受診率の向上対策の件でございます。

受診率の向上対策としては、被保険者証及び受診券の発送時に特定健康診査のチラシを封入して広報とかホームページに掲載することはもちろんのこと、先日ありました医師との打ち合わせの中で医療機関等にポスターの張り出しなど、啓発に力を入れておるところでございます。また、40代から50代の若い層の未受診者の方に受診勧奨とあわせまして未受診理由を問うアンケートを

送付し、分析を行っております。また、本年度集団健診と個別健診の自己負担分を600円に統一をいたしまして、来年度から特定健康診査の中にですね、心電図検査を導入をいたしました。また、それとあわせて尿酸、随時血糖検査もあわせて実施をする予定をいたしております。また、昨年度から日曜健診の実施をいたしております、既にかん検診等のセット健診も実施しておりますが、そのセット健診の対象の健診を追加をする予定をいたしております。自治会、婦人会や長寿会を初め各種団体等とも連携を図りながら、出前講座やイベントなどでの啓発に取り組むよう考えておるところでございます。

次に、3点目の国民健康保険税の滞納者に対する対処でございますが、国民健康保険制度は、被保険者の皆様が御負担をいただく国民健康保険税と国・県の補助金等で成り立っており、被保険者間の負担の公平を図る観点から、町といたしましても滞納対策に力を入れているところでございます。滞納者に対しましては、従前より納付相談の機会を確保し、分納誓約書を交わすなど被保険者証は窓口更新を基本といたしまして、滞納世帯の状況把握を十分に行いながら滞納対策に努めてきたところでございます。このような状況におきましても困難な事例につきましては、税務課と連携を図りながら財産調査を実施し、可能なものについて差し押さえ予告を発送し、納税相談を実施する機会を設けておりますが、どうしてもそのことでお納めいただけないという場合には、差し押さえを実施をいたしておるところでございます。

次に、国民健康保険税の滞納状況の過去3年間の推移でございますが、19年度で滞納の調定が約1億2,800万円程度、そのうち収入のほうは2,100万円程度でございました。次に、20年度でございますが、滞納の調定が1億3,600万円程度、収入のほうは2,400万円程度でございました。また、昨年21年度でございますが、滞納調定、約1億3,000万円程度収入のほうは2,600万円程度でございました。

以上でございます。

議長

はい、奥田君。

7番

1番についてでございますが、初めよりだんだん受診率が低くなってきております。やはりこういうふうでは、やっぱり重大な病気が起こってから診断するようになると、やっぱり重病になってからでは需用費がますます膨らんでいきます。そういうふうなわけです。できるだけ受診率を高めるようにしていただきたいと思っております。

そして2番目、どうしたら受診率を上げることができるのか、これについて

もやはり僕はコミバスの車内でもいろいろなところこういうふうな受診率を上げるための努力をしておられることは重々よくやったはんなと自分でも感じておりますねけれども、一向に上がらんと、下がってるっていうことは、やはりどこかやっぱり宣伝の不足かなと僕は思っております。それで、もう少し受診率を上げるために努力をどのようにしたらええのか、もう一遍考えていただきたいと思ひます。

そして、国民健康保険税の滞納ですけれども、やはり相談してそれぞれの家庭の苦痛もあると思ひます。いろいろな悩みもあると思ひますけれども、やはり最終は通帳の引き落としやとか財産の差し押さえまで、そこまではやっぱりいってほしいなと思っております。

そして、4番目の過去3年間の推移を見ても、やはり少しちょっと増えたような感じであります。というわけで、今後、1番、2番、3番についてももう少しどういふふうにしようと思っておられるんか、ちょっと説明していただきたいと思ひます。

議 長

はい、健康保険課長。

健康保険課長

ただいまの再質問でございます。受診率が20年度から始まりましたこの制度です、下がっておるといいますのは、いま御指摘のとおりでございます。何とか受診率向上をということで、いろいろなPRそれから出前講座も含めましていろいろと考えておるところでございます、特に、23年度、新年度予算につきましては、計上をお願いをいたしております心電図検査、これにつきましてすべての人にその機会を、受けていただく機会をということで、今回新たにその対応をさせていただきました。それとあわせて、尿酸及び随時血糖検査ですね、これらも実施をいたしたいというふうにお考えおるところでございます。特に、随時血糖検査につきましては、糖尿病の関係のですね、早期発見を目指すという点で実施をさせていただくというふうにお考えおるところでございます。

それから、滞納対策の件でございますが、なかなかそこまで、差し押さえまでというところまでいなくてですね、何とか納税相談をさしていただく中でですね、御協力いただくと、納めていただくということの努力をさせていただいておるわけでございますが、どうしてもという場合も当然あるわけでございます、そういった場合は差し押さえという手続に進まさせていただいておるところでございます。

議 長

はい、奥田君。

7 番

今後も一所懸命に努力していただきたいと思います。重病になってから透析などすると月に何百万とかかると聞いております。そういうふうにならないためにも、やはり特定健康診断を早目に全部受けていただいて、それぞれが健康に注意していただくよう努力、宣伝やとかね、いろいろな方法を講じていただきたく思います。

これで僕の質問を終わります。

議長

奥田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号 8 番、議席番号 8 番、山田君の一般質問を許可します。はい、山田君。

8 番

議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問させていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きしたいと思います。

路線バス、コミバスの運行状況、路線状況についてと平群町土砂条例について大きく 2 点お伺いします。

まず、路線バス、コミバスの運行状況、路線状況についてお聞きします。

この間、平群町地域公共交通会議におかれましても住民にとっての交通の利便性も含め、いろいろな角度から公共交通のあり方、今後の役割等についてあらゆる面から検討されており、特に、先日も公共交通対策特別委員会の中、今後のコミバスの計画案についての説明もいただきました。高齢化が進む平群町の住民にとっては、今後の生活スタイルの大きな要因であることはだれしもが異論のないところであると言えます。しかしながら、以前より便利になっていままでも気づけなかったことでも自然の驚異等により突然将来に不安を抱えることもあるようです。と言いますのは、2月14日に午後から雪が積もり、平群町を含む奈良県のあちこちで雪による交通渋滞等、車の運行に支障が出た出来事です。この後、若葉台の住民の方より急な坂道のため雪の影響で歩行も怖い上、毎日の駅までのマイカーでの送迎もできず、大変困られたこと、また将来にも不安を持ったことなどをおっしゃっていました。そのためにも、いままで仕方がないとあきらめていたが、若葉台を走る路線バスのコースを3丁目や4丁目の中まで入って来れないのでしょうか。そうするともっと利用者も増えると思うのですがとおっしゃっていました。午前中にも他の議員からも質問がありましたが、以前にも他の地域で同じような質問、要望があったかもしれませんが、住民の要望として実現するためには、どのような手続が必要なのでしょ

うか。また、将来同じように雪等の影響で通勤、通学者を含む出勤帰宅者の交通手段の確保も重要であると思いますが、今回の状況として2月14日、15日の雪の中、コミバスや路線バスの運行に支障はなかったのでしょうか。また、利用者の状況はどうであったのでしょうか。

次に、大きな2点目として平群町土砂条例についてお伺いします。

この件については、これまでも他の議員より農園天国や西小学校上の野球場建設計画、櫛原農地造成計画等について質問されてきましたが、私は、全体的な現在の状況及び今後のまちの施政方針についての観点からお聞きします。

まず、1点目は、昨年11月9日に条例違反による逮捕者が出ましたが、その後の状況についてはどのようになっているのでしょうか。また、今後のその他も含む見通しはどのようになっているのでしょうか。

2点目は、パトロールの実施体制、実施状況についてはどのように行われているのでしょうか。

3点目は、許可済みの物件についての立ち入り検査、中間検査体制はどのように行われているのか。また、土砂条例上位法も含む造成工事において当初計画から変更等、許可範囲外での造成状況になっている物件はないのでしょうか。

4点目は、無許可等違法性のある造成工事等の現在の状況について、場所及び違法な状況というのはどのような現況になっているのでしょうか。

以上、大きく2点について明確な御答弁よろしくお願いいたします。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

路線バス、コミュニティーバスの運行状況、路線状況についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目で御質問の現行の路線バスの若葉台三、四丁目への乗り入れについての御質問でございます。

午前中の高幣議員からの御質問時の答弁とも重複しますが、これにつきましては、住民アンケート結果からも路線バスのルート変更の要望も多数いただいております。こういった要望を前提に運行事業者とも協議を進める中、バス事業者からはルートの変更については、当該自治会の総意に基づいて変更することが原則というふうを考えているということで、地域住民の合意が形成されるようであれば、路線バスのルート変更についても可能であると、ともに協議してまいる姿勢は持つておるといふような回答をいただいております。

それから、2点目で御質問の2月14日の積雪が多く認められた日にコミバスや路線バスの運行に支障がなかったか、また、利用者の状況はどうであった

かという御質問でございます。

コミバス、路線バス、ともにすべてのバスでチェーンをつけて運行し、安全対策を徹底したというふうに報告を受けております。また、広域農道で通行どめがあり、コミバスの西山間ルートにつきましては、信貴畑地区で立ちどめになったというふうな、そういう状況もございましたので、消防指令車を用いてバスを先導することにより、時間は若干遅れたものの子どもたちや住民の方々を無事に福貴畑集落センターのほうまでお送りもさせていただきました。その他路線バスやコミバスの南部ルートにつきましては、運行に支障はなかったものというふうに確認をしております。

また、当日のコミバスの利用者状況についてですが、大幅な変化はなかったということも、これも報告を受けています。また、路線バスの当日の詳しい利用者の状況につきましては、バス事業者にも報告を求めたところではありますけども、バスの利用者数につきましては、ＩＣカードや定期券などの複数のデータからあわせ持った形で算出しなければならないため、回答にかなり時間を要するというところでございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

はい、山田君。

8 番

まず、1点目の件なんですけど、午前中の答弁でもいただいてまして、地域住民の合意がいただければ柔軟に対応していくというのも午前中の答弁でありました。まだ午前中のときは町がリードしてＮＣとの交渉も至っていないので今後検討していくということは午前中おっしゃってたように思ったんです。そうして、そういうことであれば住民の希望があったら、それに対応していくという答弁いただいて、それでよく理解できるんですけど、当然、私のほうにお話があった方で、住民の方もそういうことが知っておられなかったということは、町のほうからも自治会長さんを通してですね、そういう要望があるのは、自治会でまとめてくださいよということで逆に発信していただくということをお願いをしておきます。

それと、2点目ですね、雪の中、いまのお話では特に支障は出なかったということで、十分な対応をしていただいたんだなというふうに思うんですが、現実、奈良交通の路線なんかも、私の知り合いでちょっと聞くと、奈良交通も信貴山あたりはかなりの雪で、チェーンを巻いて運行に支障のないように対応したと。公共交通機関としてですね、できる限り責任ある対応をされていたと思います。今回は、特にそういった支障もなかったということ、誘導もされたと

ということで、今後も引き続いてそういうときもできる限り対応していただくということを重ねてお願いしておきます。

それと、もう1点、ちょっとお願いなんですけど、西山間のほうでコミュニティバスなんですけど、ちょっと特に中学生の利用者も、利用されてる方もおられるようなんです。この御時世です。クラブ活動なんかやってる方は、保護者の方が送迎なんか夜遅くなったりしてされてるみたいなんですけど、特にそのまま授業が終わって帰宅される中学生が、中学校の授業の状況等によってですね、利用できる日と利用できない日が、微妙な時間差であるらしいんです。特に女生徒なんかは防犯上の問題もあるんで、今後の路線バスの検討の中でもね、若干の時間等の問題があればですね、その辺も考慮していただいて検討していただきたいということ、これもともとも通告にないんで、お願いとして言っておきますんで、この点についてはこれで結構です。

議長

はい、経済建設課長。

経済建設課長

それでは、大きい2点目の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございます。11月9日に逮捕された事件のその後の経過でございます。西和警察署に確認をいたしましたところ、平成23年2月21日に奈良地検に事件送致をしたという回答がありました。現在、検察のほうで処理中であるというふうに思われます。このことにつきましては、今後、検察の判断を見ながら町としての対応につきましては、検討してまいりたいと考えております。

それ以外の案件としましては、信貴畑大橋の西側の農地造成があります。この案件につきましては、町の土砂条例とそれと県の砂防指定地の行為の違反であり、町としましては、現在、県と連携を持ちながら事業主に指導を行っているところでございます。

2点目でございます。パトロールの実施体制、状況につきましては、基本的には2人体制で週1回程度の許可現場の見回りを行っているということでございます。

続きまして、3点目でございます。許可済みの物件についての立ち入り検査につきましては、パトロールする中で現地の確認をしております。当初の計画から変更等の許可範囲以外での造成状況になっている物件はないのかという御質問でございます。計画どおり実施されていないおそれがあるときは、事業主に対しまして口頭によりまして注意指導を行っております。指導に従わない場合につきましては、文書勧告を行っております。櫛原地区の許可現場におきま

しては、当初図面では区域内で現況のまま残す予定となっていた部分について、切り土の行為がありましたので、この行為につきましては、指導を行い、是正計画書を提出をされております。上位法の許可では、西小学校周辺のグラウンド造成現場があります。この現場につきましては、都市計画法によります開発許可を受けて着手をされております。現在は休止中でありまして、町としましては、必要に応じて現場パトロールを行いまして状況把握をしておるところでございます。本件につきましても、県と連携を持ちながら引き続いて行政指導を行っていきたいというふうに考えております。

最後、4点目でございます。町の土砂条例で無許可、違法性のある造成工事等の現在の状況でございますが、現時点で把握をしているのは、広域農道の農園天国の南側に位置し、約2,000平米程度の区域で土砂を堆積している現場がございます。この現場につきましては、現在、違法性があるということで是正指導を行っているところでございます。

以上でございます。

議長

はい、山田君。

8番

何点が再質問させていただきます。

まず、1点目の質問ですけど、いろいろとこの間の状況も説明していただきました。その条例違反の逮捕のことだけではなくてですね、ほかの件についてもちょっとお聞きしたいんですけど、おそらく当然マニュアルどおり、逮捕に至ってもマニュアルどおりの対応で、今後もマニュアル等を通してマニュアルどおりに対応してしていただくと思うんですけど、その辺の各現場に対してのその都度の状況というのを記録として残しておられると思うんですけど、その辺の確認、残しておられるのかどうか。またそれが今後も公開していけるのかどうか、この点についてお聞きします。

それと、その他、いまずっと何点かの現場の話もしていただいたんですけど、粛々と口頭、文書による指導等が進んでいるのでしょうか、この点についてお聞きします。

2点目、パトロールの件なんですけど、2人体制で週に1回程度だったかな、要は許可を出しているところを重点にパトロールされているということなんですけど、私もずっとずっとあちこち細い道なんかも入ってますとね、あちこちで過去に古い部分もあるんですけど、切り土で土を出されている状況とかが何カ所か見受けられます。いまはそのままの状態で長い間放置されているような状況もあると思うんですね。それと、あちこちに山積みされた土も何カ所か見受け

られたりもするんですけど、その点については、そういったところのパトロールも必要ではないかなというふうに思うんですけど、その辺についてのお考えをお聞きします。

3点目ですが、許可済みの物件については、業者の指導、行政指導に努めていきたいということですが、これは、毅然と不公平でないように適切に対応をお願いするという事で再答弁結構です。

4点目ですね、無許可等の違法性のある造成工事、先ほど言いましたように仮置きなんかどうかわかりませんが山積みされてるとか、あちこちで土を出されているとか、そんな少量の土であったりするんですけど、基本的に条例の中では、事業区域の中で切り土、盛り土、土の搬入、搬出が伴わなければ土砂条例に適用しないということだと思うんですけど、少量であろうが、500平米っていう部分でもないんですけど、切り土、盛り土の高さの規定からいくと少量であろうが、いつだれが、過去何年前からもわからない状況もありますが、搬出されてるところも見受けられます。その辺も含めてですね、パトロール、先ほど言ったパトロールを実施することによって、どなたがやられているのかということもチェックしながらですね、適切に対応をしていただきたいと思うんですが、いろいろ農地法との関連もあると思うんですが、そういうものを取り締ると言いますか、よく耳にするのが仮置き、農地法との関連も含めてね、仮置きとか、ただ、仮置きというのはどの程度が仮置き、どの程度の期間置かれてたら仮置きとみなされるのかも含めて、明確なラインと言いますか、明確な規定が定まってないんじゃないかと思うんですけど、その辺については、今後どうしていくおつもりなのか、その辺のことをお答えできる範囲で結構ですんで、よろしくをお願いします。

議長

はい、経済建設課長。

経済建設課長

そしたら、再質問にお答えをいたします。大きく3点であったかなというふうに思います。

まず1点目でございますけども、マニュアルどおり実施をしているのかということで、要するに指導状況の記録があるのか、公開できないかという、そういう質問であったかというふうに思います。基本的には、これは条例の規定に基づきまして記録等もとっておるということでございます。公開につきましては、最初ですね、告発の件につきましては、事件中であるということで、その辺の捜査中であるということで公開については差し控えをさせていただきたいというふうに思うんですけども、通常、一般的な公開につきましては、情報

公開条例に基づく公開というふうになるのかなというふうに思います。

続きまして、2点目でございますけども、パトロールの関係でございますけども、パトロールにつきましては、先ほど最初に答弁を申し上げたとおりでございます。ただ、現有体制の、課の体制もあるんですけども、2名体制で行っておりますけども、この体制を考えた場合につきましては、許可現場のパトロールのときにほかの場所の盛り土等、仮置きも含めてですけども、そういったパトロールを行っていくという対応をしていくのがいまの現状であるのかなというふうに思います。その中で、現地確認の中で必要な場合につきましては、各法律や規則に基づいて是正指導等も行っていきたいというふうに考えております。

あと最後ですけども、仮置きの関係でございます。この仮置きの関係なんですけども、これにつきましては、昨年ですね、岡議員の一般質問でも一定お答えをさせていただいております。仮置きの定義というのは、これは字のごとくでございます。仮に、もしくは一時的に、臨時的にという、そういうことであろうかというふうに思うんですけども、土砂条例のですね、施行規則の第7条、これは許可基準なんですけども、この中の施行基準というところに堆積工という定義されております。この堆積工につきましては、高さが2.5メートル以下、期間については搬入日から6カ月以内という、そういったその堆積工の定義があるんですけども、ただ、これはですね、その許可基準でありまして、一般的な仮置きの定義ではないというふうに判断をしております。結論から申し上げますと、条例で仮置きの規制をする条文はないということでありまして、現行のその条例の中で明確な定義づけがないという、そういうことありますので、対応に非常に苦慮をしておるといっております。比較的仮置きの規模の大きいものにつきましては、また、かつ長期にわたって放置されてるといって、そういった箇所につきましては、事業主のほうから聞き取り調査をしまして解消いただくように指導をしておるといっております。この件につきましては、各自治体、全国的な事例も参考にすることで、そういったその定義も参考にすることで、今後その条例の見直しの中で一定面積であるとか土量、またその仮置きの期間、そういったところにつきましても定義づけをしていきたいなというふうに考えておるといっております。

あと農地法の御質問がありましたけども、基本的にその農地法につきましては、農地を農地以外に使用するということに対しまして許可が必要というふうになってございます。例えば農地を農地として利活用する場合、これは期間にもよるんですけども、農地法の許可は不要であるというふうな判断でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長

はい、山田君。

8 番

仮置きについても今後定義づけも含めて検討していきたいという答弁いただいたのかなと思うんですけど、いろいろと大変だと思いますが、平群町、広域農道ができて、かなり上のほうもいろいろと開発と言いますか、埋め戻しという土砂条例に抵触するような案件もかなり増えています。過去において営農団地も大きな農業の事業として平群町、県事業ですが、行われてきたわけです。いま農業の促進の平群町としましてもですね、いろんな農地造成等の案件もこれからも出てくると思いますが、適切な、適切にまた何と言いますか、ちゃんと行われるかどうかということを中心にちゃんと見据えながら進めていきたいと思うが一つですが、この平群町、本当にせんだっての東北の地震による津波の災害等に比べましても、本当に災害の少ないまちだと、私自身、小さいころから住んでおっても感じております。津波等の心配もございませんが、地震等によって何かあるかもわかりません。一番恐れられるのは、私の考えられるところするのは土石流等の問題も十分注意をしていかなければならないかなと思う中で、違法性のある大きな土砂等の埋め戻しをされる、法に従っていない砂防堰堤もできていない、調整池もないというような違法性のあるもの、特に対応していただくためにもパトロールの強化も含めて今後も県と連携して監視を十分に行いながら適切な行政指導、また規制、県とも協議しながら、規制等も含めて対応していただきますようお願いを申し上げまして一般質問を終わります。

議長

山田君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号9番、議席番号1番、戎井君の質問を許可いたします。

はい、戎井君。

1 番

1番、戎井でございます。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきますが、質問に入る前に、私からもこのたびの東北関東太平洋大地震と津波震災でお亡くなりになられた方に弔意を表明し、御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆さま方に心からお見舞い申し上げます。私どもにわたって恐縮ですが、私もジェーン台風と第2室戸台風で2度水害に遭いまして、家を流されました。テレビで津波の状況を拝見して、あのころのことを思い出して背筋が寒くなった思いでございます。同時に、いま救助や復旧に当たられておられる方、また外国からもたくさんの方がお見え

いただいているところでございまして、感謝を申し上げたいと思います。それから、御自身も被害に遭われておられるはずなのに職務に精励されておられる現地の自治体の職員の皆様、自衛隊の皆さん、消防あるいはボランティアの皆さん、その他たくさんの皆さんに心からなる感謝を敬意の意を、誠をささげたいと思います。

質問でございますが、今回は2期目のスタートに当たりまして、岩崎町長の向こう4年間への抱負と申しますか、心構えとでも申しますか、基本的なお考えと具体的にどのような施策をこの4年間で実現させようとしておられるのか、この点をお伺いいたします。

御案内のとおり、今回の選挙では、信任されたとはいえ多くの御批判もありました。多額の累積赤字を実質3年間でほとんど解消し、財政健全化に道筋をつけられたことは大いに評価されるべきところではありますが、一方で、この改革への痛みが住民の皆様にとって想像以上に厳しいものであったと理解し、この現実を真摯に受けとめねばならないと思います。選挙期間中にも訴えておられましたが、この財政健全化は、平群町の明るい将来に向けて、さらに安定化へ取り進めねばなりません。自主財源の少ない本町にあって、頼みの国や県からの交付金、補助金はこれまた一向に安定しない政府の基本姿勢に見通しのつけがたい困難な環境にあると思います。自前でできることは、ひたすら節約あるのみとは、あまりにも情けないことではあります。さりながら、確たる財源の目当てもないのに大ぶろしきを広げて、さてとなるとあれもできない、これも中途半端、いやあの約束は4年間の任期中にという約束でしたとか言ってその場をしのぎ、果ては実証実験と称して、これはもう時間稼ぎにしか過ぎません。おいしそうな話をばらまかれて、これに乗せられて政権交代とやらを実現はしたものの、その拳句がこのていたらくです。やはり右も左もごちゃまぜの寄り合い世帯の限界を垣間見るきょうこのごろであります。このような国の現況を見るとき、肝要なことは、地に足のついた現実的な手法で財政健全化を図ることを意を尽くすことこそが国にも地方にも求められているとの思いに至るものであります。どうお考えでしょうか。

小学校の再編成問題も財政健全化あつての議論であります。再建団体になってしまった夕張市の小中学校の統廃合は、待ったなしに大幅な規模で行われたと聞いております。夕張の場合は、文字通り財政面からのアプローチだけでしたけれども、本町のように次代を担う平群の子どもたちのあるべき教育環境の議論こそがまじめに行わなければならないと考えるのですが、どうもどっかがかみ合わなくなってしまうように思います。ぜひとも建設的な議論に修正を急ぐべきだと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

先の選挙結果を踏まえ、これらの課題を初め当面の諸問題をどのようにとらえ、どのように対処されるおつもりか、できるだけ具体的にお示しいただきたいと思います。

以上です。

議長

はい、町長。

町長

大きくは向こう4年間の抱負を述べよと、こういう御質問かと思えます。

1期目の4年間は、町民の皆様への御理解と御協力をいただきまして、御指摘のとおり現実的手法で財政の健全化に努めてまいりました。おかげさまで今年度末には、累積赤字も相当解消できるところまでくることができました。町民の皆様には心から感謝を申し上げなければなりません。

しかしながら、一方では多くの御批判もいただいております。これらのことを真摯に受けとめ、今後の行政の進め方におきましては、より丁寧に町民の皆様へ説明責任も果たしながら取り組んでまいりたいと考えております。

今後4年間は、これまで取り組んでまいりました行財政改革の継続とより一層の改革推進に加えまして、現在取り組んでいます新たなまちの再構築とも言える政策や活性化策に町民の皆様とともに積極的に取り組んでまいります。

まず、行財政改革の一環であります行政組織改革の再点検と再構築につきましては、一定の方向が定まりつつありますが、時期につきましては24年度を新たなスタートとしたいと考えております。同時に、これまで以上に法令遵守を徹底したまちづくりを目指してまいります。

新たなまちを再構築し、夢あるまちの形をつくっていくと、この施策につきましては、以下に述べさせていただきます。

まず、平群町のまちの中心市街地の整備であります駅周辺整備事業につきましては、積極的に推進し、平成24年度中を目途に駅前広場を完成させ、駅前にバスを導入していきたいと考えております。これまでの取り組みの成果といたしまして、本年5月には、バイパス沿線及び樺井地区の線引きの告示が予定され、大型店舗の立地が期待できます。さらに、県事業ではございますが、本町も全面協力して取り組んでまいりました樺井橋のかけかえも課題が解決し、樺井王寺線の拡幅と合わせまして渋滞解消に向け大きく前進いたしました。樺井王寺線につきましては、今後も県郡山土木事務所と連携しながら早期開通を目指してまいります。

企業誘致につきましては、特に上庄のバイパス西側地区を先行させて取り組みます。県の企業立地推進課とも連携しながらPRパンフレットも作成しなが

ら企業への売り込みに全力を挙げてまいります。

下水道事業につきましても、認可区域の拡大により住宅団地やバイパス沿いを中心に積極的に推進し、平成29年度までに普及率60%をめざし、し尿処理経費の軽減や水環境の改善を図ってまいります。

観光政策としましては、平群町の埋もれた観光資源として椿井城、信貴山城を観光の目玉の一つに据え、地域住民の力もお借りしながら整備を進めていきたいと考えております。さらには、平群町全体の観光基本構想、基本計画も策定し、まちの活性化につなげてまいります。

農商工連携の取り組みといたしまして、地元農産物を使って生産から加工、販売までを視野に入れた特産品の開発にも取り組み、地域産業の振興に努めてまいります。

コミュニティーバスの実証実験につきましては、本年10月を目途にスタートさせ、坂のまち平群町の交通空白地を解消し、高齢者から子どもまでが交流し、活動できる元気なまちを目指します。

防犯、防災強化に向け、自主防災組織への補助金交付などの支援策を通して住民団体との連携強化を進めてまいります。

ごみの減量化に向けまして、ごみステーションの整備補助や高齢者など支援を要する方へのふれあい収集に取り組みます。残されたステーション回収につきましても課題を解決し、実施に向けて取り組んでまいります。

教育施設であり、かつ避難施設でもあります小中学校の体育館は、平成26年度までにすべて耐震化を完了させます。これにより学校施設は100%の耐震化となります。さらに大きな課題であります小学校再編成につきましては、当面は保護者や地域住民への説明会を開催し、さまざまな疑問や不安にお答えしながら合意形成に努力をしてまいります。

いずれにいたしましても、未来ある子どもたちのよりよい教育環境の整備を一日も早く実現できるよう一層の努力をしてまいります。

幼保一体化施設につきましても、子育て支援策とあわせて幼児教育の充実に向け取り組んでまいります。町民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、これらの施策を推進し、高齢者から子どもまでが安心して暮らせる緑豊かで心豊かな子どもの歓声が聞こえるまちを目指してまいりたいと思っております。

以上、答弁させていただきます。

議長

はい、戎井君。

1番

大変抽象的な質問に対して全般にわたって御答弁をいただき、ありがとうございます。

ございました。組織の改革やあるいは農商工への取り組みあるいはごみ減量化等、その他の課題については、他の議員の皆さんからの御質問があり、詳細な御答弁が担当部局からございましたので、その点についてはよく拝聴させていただきました。幾つかもう少し具体的に伺っていく、具体的にというか、もう少し伺いたいと思いますが、駅周辺の再開発で24年でしたかに、駅前広場が完成してバスが入るということですが、先ほども何回か質問が出ておりましたコミバスの実証実験、これは3年、ことしの秋にスタートして3年というふうに聞いておりますが、当然バスが駅前まで入るようになりましたら、この実証実験のやり方も弾力的に見直す必要があるのかと思いますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

それから、椿井橋のかけかえについてお話いただきました。ようやくというか、明るいお話だと思えますが、いまの時点でお聞かせいただけるスケジュール、どんなふうなことになるのか教えていただけたらと思います。

同じようなこと、意味で、企業誘致の話で、これも他の議員からも出ておりましたけれども、これも相手さんのことがあることですから、なかなか全面的に公表というわけにはまいらんのでしょうけど、いつごろになったら会社の名前とか、いつごろその企業はお入りになるとか、お見えになるとかいうことをいつごろになったら聞かせてもらえるのかなという期待があるんですが、この点お答えできる範囲内でお願ひできるでしょうか。

以上3点です。

議 長

はい、町長。

町 長

駅前広場へのバスの導入でございますが、一応、いま現在24年度中を目途に駅前広場を整備完了させるということでございます。その後、当然NCバスについてもコミュニティバスについてもですね、特にコミュニティバスにつきましては、実証実験期間中でございます。当然、停留所は駅前広場に導入されるものと考えております。

それから、椿井橋のスケジュールは、当然、解決したわけでございますので、今後、詳細設計、工事と入っていくということでございますが、詳細は担当課長のほうから答弁をさせます。

企業誘致につきましては、当然いま予定されておるわけでございますけれども、まず、西側地区の地権者と企業との間で売買契約など、その他いろんな整理しておかなければならないことがあるかと思えます。それがほぼ見通しができて、発表できるのは、ことしの夏ごろかなというふうなことを考えております。

以上でございます。

議 長

はい、経済建設課長。

経済建設課長

それでは、樺井橋のかけかえのスケジュールの再質問にお答えをいたします。

過去の議会で地権者の了解は一定得られたという、そういった答弁をさせていただいております。昨年10月に土地売買、それと建物の移転補償の契約締結は完了しております。既存建築物につきましては、地権者サイドで除却をいただくということになるかというふうに思います。それと、県のスケジュールでございますけれども、現在ですね、予備設計を発注をされております。これは以前にもその設計はあったんですけども、かなりその設計した年度が古いというようなことで、工法的な部分、それであるとか、警察等の関係機関の協議によりまして予備設計が必要であるということで現在発注をされております。それが終わり次第、継続して詳細設計を発注をされます。この詳細設計の発注につきましては、平成23年度の夏ごろであるというふうに聞いておるということでございます。詳細設計については、23年度末をもって完了するというところでございますので、その後、工事に着手するというところで、平成24年度に入ってから工事着手という、そのようなスケジュールであるということ聞いておるところでございます。いずれにしても、町としましては樺井交差点と言いますのは南の玄関口でございます。今後につきましても早期着手、また、早期完了いただきますように県に要請をしまいたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議 長

はい、戎井君。

1 番

ありがとうございました。企業誘致につきましては、ぜひとも円満に話し合いをして契約ができて、早く会社の名前等がわかるようにバックアップしていただければと要望しておきたいと思っております。

また、樺井橋につきましては、県の事業でございますが、町からも積極的に支援をしていただきたいと思います。

町長の御答弁の中で、小学校の再編成につきましては、当面、地域住民への説明会でさまざまな不安や疑問にお答えして合意形成に努力をするというお答えのみでございましたが、12月議会でも少し私申し上げましたけれども、現在、先ほどの先日の厚生委員会で出ました、出されました嘆願書もございまして、署名も800名からの方の署名があったというふうに聞いております。南

小学校の存続あるいはアクションプランの見直し、白紙化といったような声が非常にかまびすしいのでありますが、逆に再編成を急いでほしいと、私の子どもや孫が入学するまでにやってほしいという声もたくさんありますし、現在、南小学校に通わせている、現に通わせている方の御父兄からもそのような意見をいただいております。ただ、こういう促進をしてほしいという方々の御意見は、なかなかいまの雰囲気では、口にできない雰囲気がまちじゅうに漂っているように見受けられまして、アクションプランの白紙化であるとか、南小学校の存続を願う声ばかりが一方的に高く出ているのではないかというふうに私は思えてなりません。この問題は、私、質問のところでも申し上げましたように、将来の平群町の子どもたちのことを考えて再編成をしていかなければならない、それが子どもたちの教育環境にとって大変重要なことであると、いま通っている子ども、いま子どもさんを通わせている父兄の方々の意見だけでこの問題、将来の問題を先送りしたり、白紙、ましていわんや白紙に戻すというようなことがあっては、決して私はならんと思います。冷静に将来、南小学校なり西小学校なりに入る予定であった子どもたちのために、どうすればいいのかというような議論をぜひ、だから私は質問のところで建設的な議論に方向を変えてほしいというふうに申し上げました。町長初め教育長、教育関係者の皆さんにぜひその点、そういうふうな方向で住民の皆さんやPTAの皆さん、御父兄の皆さんに説得をされ、できれば26年の開校という予定が不退転の決意で望めるようなことを臨んでいただきたいということを意見として申し上げておきます。

以上で私の質問を終わります。

議長

戎井君の一般質問をこれで終わります。

2時45分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時32分)

再 開 (午後 2時45分)

議長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

議長

健康保険課長から発言を求められておりますので、許可をいたします。健康保険課長。

健康保険課長

申し訳ございません。先ほど奥田議員さんからの特定健診に対するペナルティーの件で、少し間違っておりましたので、おわびを申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律第120条第2項に規定されておりますのは、概算後期高齢者交付金と申し上げましたが、概算後期高齢者支援金でございます。おわびをして訂正をさせていただきます。

議長

それでは、発言番号10番、そして、議席番号11番、池田君の一般質問を許可いたします。はい、池田君。

11番

議長の許可を得まして、大きく分けて2点につきまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、バス回転場跡地売却に係る裁判の経緯についてであります。

これはですね、いろいろいままで議論もされてきたところなんですが、西向バス回転場跡地売却は、町の鑑定士による鑑定価格に基づいてマイタウン平群やマスコミ各紙に告知し、インターネット公売にもかけて正規の手続を踏んで入札した結果、鑑定価格より約200万円の高値で落札されたものです。これに対して、有効面積は200坪であるという根拠のない主張や不当な安値で売却した等の宣伝が繰り返され、平成20年、岩崎町長に対して不当な安値売却による損害賠償請求の監査請求がなされたわけですが、監査委員会からこの監査請求には、理由がないと棄却され、それで住民訴訟に訴えられたものであります。審議は十数回に及んでいるようですが、裁判の論点は、鑑定価格の当否に移っていて、今回の町長選では、適正な再鑑定価格は3,343万円で、町長は2,000万円安く売却し、町に損害を与えたことになる、あたかも3,343万円の鑑定価格が適正価格であるかのように町長選の宣伝材料に使われたものです。しかしながら、何が適正な鑑定価格であるかは、裁判所が判断すべき司法権限であることは言うまでもありません。一刻も早く裁判所の公正な結論が出されることが望まれます。

そこで、次の質問を行います。

3,343万円という鑑定価格の原告側の算定基準は何なのか。

当該裁判における町の主張の要点は何なのか。

当該裁判の結審はされたのか。

結審されたとすると、判決はいつ行われる予定か、これが1点目の一般質問でございます。

そして、2点目につきまして、人事評価制度の本格的運用に向けてでございます。

人事評価制度の確立は、財政改革と同時進行に取り組むべき重要な課題であると、この間、一般質問で何回となく申し上げてきました。平成21年3月議会での私の一般質問に対して、人事評価制度の研修を行い、慎重を期したために試行実施が遅れた。21年度のできるだけ早い段階で試行を実施する。また、試行を2年間行って十分習熟してから本格実施に入る予定であるとの答弁がなされております。

今回の試行は、管理職を対象に行われてきたわけですが、本格実施に向けてクリアすべき課題も多くあるのではないかと予測します。

そこで、次の質問を行います。

2年間近く行われてきた試行の概要と課題について伺います。

一般職を含めた試行を行うのかどうか。

そして、本格的実施の時期についてはいつか。この3点についてであります。

以上、明快な御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

議長

はい、監理課長。

監理課長

議員御質問の1点目のバス回転場跡地売却に係る裁判の経緯についてお答えいたします。

1点目の原告の算定基準と2点目の町の主張の要点の御質問につきましては、現在、係争中であります。判決も出ておりませんので、答弁は差し控えさせていただきますというふうに思います。

3点目の御質問につきましては、2月22日に奈良地裁での訴訟の取り調べが終わり、結審となっております。

4点目の判決の日時でございますが、5月26日午後1時10分から奈良地裁にて行われる予定となっております。

以上です。

議長

はい、池田君。

11番

ただいまの御答弁で と につきまして、まだ係争中であるということで答弁は控えたいということでしたが、しかし、結審はもうされているわけです。結審されてるということは、原告側の主張は、もうだからすべて出そ

ろっていると、逆にまた被告側、町側の主張も全部出そろっているという状況ですので、もうそれ以上変更の余地はないわけなので、あとは判決を待つのみということで、住民の皆さんもですね、この点についていろいろ関心もおありですし、またいろいろと誤解も多くあるように見受けられます。お答えいただきたかったというのが本音なんですけれども、係争中ということで判断を差し控えたいということでございますが、私といたしましてはですね、原告側の3,343万円の鑑定価格については、敷地には何の支障もなく建物が建てられることが算定基準の基本となっていると理解をしているところです。大まかな理解として、そういうふうに私は理解をしておりますし、町の主張はですね、いままでいろいろお聞きした中で、私なりにまとめてみれば、もともとあった河川の擁壁の上にですね、基準に合わないブロック擁壁が2段積み重ねられて、その安全性を確保するために安息角30度を取り、県の条例によって結局2倍のですね、範囲には建物の建築を制限したということによって町の鑑定の価格になっていると、そういうふうに判断をしているわけなんですけど、この私の判断が誤っているのか、正しいのか、そここのところの答弁をもしうかがえるならばお答えいただきたいと、そういうふうに思います。

議長

はい、監理課長。

監理課長

池田議員からですね、池田議員がいま申されて点についてどうなのかという判断ということなんですけども、先ほども言いましたように結審はされております。ただ、いまちょうど判決、裁判所のほうが判決文を作成されているときでございます。この場というのは、やっぱり公の場でございますので、その中でやっぱり一方的な発言にもなりかねませんので、その点につきましては、もう重ねてこちらのほうは答弁を差し控えさせていただいたというふうに思います。

議長

はい、池田君。

11番

非常に残念ではあるんですが、この大きな鑑定価格のですね、開きについて、5月26日には、裁判所のほうから判決が行われるということでありますので、私の意見は私の意見としてその裁判所の判決を今後見守っていきたいと思います。

以上です。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

2項目めの人事評価についての御質問にお答えさせていただきます。

まずは、その1点目です、人事考課の試行概要、試行実施してはありますが、試行概要と課題についての御質問です。

平群町におけます人事考課につきましては、御承知のとおり平成22年4月から管理職を対象に実績考課と能力考課を試行実施しております。実施の状況につきましては、まず前段で4月から5月にかけて全職員を対象に職員研修等を実施し、6月末に実績考課として組織目標設定シートと個人目標管理シートを作成し、副町長、課長級、主幹級で中間面談も行い、最終的には、3月の達成度確認をもって終了というふうにしております。

また、能力考課につきましては、11月1日を基準日としまして考課シートを作成し、1次考課者の面談を経て完成させるというふうにしております。

ただ、いずれの考課者も、考課者としてのキーパーソンとなる副町長が昨年10月中旬より不在となっております。そのため、不完全な内容となっております。そのことを除きましては、基本的にはほぼ予定どおり実施することができました。

なお、課題ということにつきましては、初めての実施ということもありまして、記入に当たっての戸惑いも多くお聞きしています。また、提出日が遅れたり、そういった課題もあり、現在、対象者全員にアンケート調査を依頼する中で、これの結果分析を年度内にまとめて、改めて人事考課策定委員会のほうにも図りながら次回の実施へとつなげていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、本年度の実施は、本町にとりましても初めての経験であり、実績考課のシート作成等に戸惑いの意見もありましたが、どの作業も面談等を通して組織目標の方向性や方針について考課者と非考課者との間でミーティングを行うということに重点を当てて進めてまいりました。課によっては、業務内容も大きく異なって、実績考課の目標設定等の難しさも感じながら、現在のところ試行実施を進めているところでございます。

次に、2点目の一般職を含めた試行実施についての御質問です。

これにつきましては、御承知のとおり、いまま言いましたように昨年10月から副町長が不在でありました。したがって、本年度、平成22年度の試行実施が不完全なものとなったということもありまして、職員組合とも協議した結果、平成23年度も改めて引き続き管理職を対象とした試行実施を行い、その完全試行を見た上で当初計画どおり一般職を含めた実施を行っていくという予定をしております。

最後に、3点目の一般職も含む本格的実施の時期でございます。

試行実施を行い、その成果について検証を行った後ということの予定をしておりますので、現在のところ言いますと平成24年度というふうに考えております。

以上でございます。

議長

はい、池田君。

11番

試行実験をいろいろと行われてきたということではありますが、副町長が不在であったということは、これは事実としてそうであったわけですが、しかし、それではですね、やはり理由にならないのではないのかなという気がします。基本的には、職員の方一人一人が自己評価を行う、厳しく自己評価を行って課題を設定し、また、それを上司もしくは第三者が評価し、そして課全体ですね、課題とは何かということ、その課全体で明らかにし、それに向かって全力で課題達成の本格的な活動を行っていただく、ないといけないという、そういうことだと思っておりますが、その前段の試行につきまして、その遅れていると、しかも次の23年度、また管理職だけで完全実施を行うということなのでございますが、最初の につきまして はですね、実績考課あるいは能力考課シートについて等のシートについて、三つありましたかね、シートについて格段の変更点はないが、実際は戸惑い等があって記入漏れやら日にちに提出が間に合わなかった等があったという御答弁でしたけれども、基本的なですね、シートですね、等についての問題点はあったのか、なかったのか、その点について再度御答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、 につきまして、一般職を含めた試行は、だから24年度は、23年度は管理職で完成させるというような御答弁でしたけれども、組合との話し合いで完全実施をしてくれという要望があったということはわかるんですが、これね、管理職だけでこういう試行を行うというんじゃなくて、私は、やっぱり一般職も含めて次の23年度からですね、試行を、試行です、あくまでもね。試行に踏み切ってそれぞれが習熟をしていく必要があると思っておりますが、その点についてちょっともう1回お尋ねをします。そういうお考えがあるのか、ないのか。そして、組合の意向は意向として尊重すべきでしょうけど、もう少し時期を早めるべきであって、その辺の了解もですね、組合側と協議して進められて、ぜひ23年度中に、一般職も管理職も含めて試行を行っていただきたいと、そういう、その辺の御答弁、組合との交渉等についてどういうお考えか、お聞かせいただきたいということです。

そして、 はですね、本格的実施というのが結局そうすると24年度というお話でしたから、一般職を含めた試行というのは行われるのか、どうなのか、そこはもうちょっと明らかにしていただきたい。

以上3点について、よろしくお願いします。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、シートをつくってやってるんですけども、シートの内容に問題がなかったのかというふうな御質問だと思います。いま基本的には1回やったところでありまして、やるまでにも随分いろいろ策定委員会も、以前にも申し上げましたように、30回程度やって、いろいろ職員の中でももってきたものでありますんで、シート内容については、このまま特に問題があったっていうのは、認識は持ってません。ただ、先ほども申し上げましたようにアンケート調査もして、実際にやった中でどういう意見があったかっていうことを、これからまとめて分析していきたいというふうに思っていますので、もしそんな中で課題等がありましたら部分的修正もしていきたいなというふうに思っています。

それから、2点目の一般職も含めて試行すべきではないか、できれば23年度中にはというふうな御意見でありました。当然、そういうことも可能でありますし、そういう積極性も必要であろうかなというふうに思うんですけども、職員組合とのいわゆる交渉の場でも、組合のほうからもこの辺、要するに人事評価については非常に大きな関心も持ってあって、これは誤解があってはいけないんですけども、職員組合も人事評価について否定的な考え方はしてないようです。前向きに自分たちの能力開発のためにやっていくっていうことであるので、積極的に意見も言ってやっていくということについては、異論はないというふうなことなんですけども、ただ、初めてのことなんで一通りすべてやってみて、で、課題を整理した上で全体でやってほしいということが職員組合としての趣旨の内容でしたんで、その辺については受けとめて、そのようにやっていくというふうなことで回答してさせてもらっております。そういうこともありまして、23年度中には、管理職でまだやっておりません管理能力、実績考課と能力考課なんですけど、もう一つ運営管理考課ってというようなのも予定しておりますけども、それは22年度できませんでしたので、その辺についてもやってまいりたいというふうに思っています。そんなんで、一般職につきましては、そういう状況でありますんで、24年度から全職員に広めていくというふうなことで考えています。

議 長

はい、池田君。

1 1 番

そうすると、いまの御答弁では、一般職を含めて試行というのは行わないで、24年度から本格的実施に移ると、そういうふうに理解をしたところですが、ただですね、23年度管理職だけで行うというふうにおっしゃってますが、やはりね、これはなれないといけない部分があるはずですし、また、一般職、普通ここはどんな企業でも、どんなとは言わないです、多くの公共団体でもこの人事考課というのは、それぞれ行われているところが多いわけですし、それぞれの中、とにかく最初は自己評価を基本に置くということをややはり一般職の方にもきちっと体験して理解して、それを評価していくと、そんなような試行は、これぜひ23年度の管理職だけでやるというんじゃなく、管理職を完成させるという意味でしたら、半年間で完成させればいいんで、後の半年間を使ってですね、一般職と管理職をあわせて試行の期間とし、そして、本格的実施を24年度行うということが私は筋ではないのかなというふうに思いますが、その点についてもう一度御答弁をお願いします。

議 長

簡単明瞭に御答弁願います。

総務財政課長

そういう見方も当然あってしかるべきだというふうには思いますけども、結論としましては、職員組合とは、そういう先ほど申しましたようなことで結論づけております。

議 長

はい。

1 1 番

結構です。それじゃあ私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長

池田君の一般質問をこれで終わります。はい、どうも御苦労さんです。

発言番号11番、議席番号12番、繁田君の質問を許可をいたします。はい、繁田君。

1 2 番

質問に入ります前に、一言申し上げておきます。東日本大震災におきまして被災をされました多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。また、亡くなられた方の御冥福をお祈りいたします。

けさほど町長から御発言がありましたが、県や国からの要請があれば速やか

に救援物資の搬送など行っていただきたいということも改めてお願いをいたしておきます。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。本日は大きく分けて2点通告を入れております。

まず、第1点目については、平群町役場の組織再編についてということでお聞きをしております。

午前中、他の議員からも類似の質問がございましたが、改めて質問をさせていただきます。本町では、行財政改革の一環として役場組織の見直しを行い、2007年4月からは部制度を廃止して14課に統廃合するという思い切った再編を実施いたしました。部制度の廃止につきましては、従来の縦割り行政を排除し、組織の横のつながりを生むことで事務の効率化を図り、住民サービスの向上につながるのではないかと私も期待を持って推進をするように提言したことがございます。

しかし、現在の役場の実態を見ると、必ずしもこの見直しが功を奏したとは言いがたい状況ではないかと思えます。課を統廃合したために従来1課1課長体制であった部署が1人の課長が二つの課の仕事を掌握しなければならなくなったのは事実であり、係には主幹がおられるとはいえ課長職の責務は非常に重くなってきています。また、人件費の削減のため、退職者の補充を行わず、一方では、予想外の退職者などがあつたため、職員一人一人の負担も増えてきています。病気などによる長期休職などは、見逃すことのできない問題です。また課を、これは私、通告では縦断と書いたんですが、多分正確には横断だと思うので、横断と読みかえさせていただきます。課を横断する形でノウハウを構築して一定の成果を挙げてきていた収納対策課を廃止したことも再度見直すべきではないかと考えます。昨年、私の一般質問に今年度末までに一定の方向性を示すとの御答弁をいただいておりますが、いま現在どのようになっているのでしょうか。さらに、総合政策課の位置づけもきわめてあいまいなように思われます。現在鋭意取り組んでおられる地域公共交通の検討会議は、単にコミバスを走らせるというだけではなくて、これも午前中、他の議員から指摘がありましたように、路線バスをも含めた交通手段の確保の問題であり、また観光面や小学校の再編に絡んだスクールバスの問題、あるいは高齢者や障がい者の移動の保障という観点から見れば、町役場を横断する形で総合政策課が本来担当すべきではないかと思えますが、どうも現在、総合政策課を生かし切れていません。この点も今後見直しが必要ではないでしょうか。

2点目は、岩崎町長2期目の行政執行についてということで通告をさせていただきます。

その大きな1点目、今回の選挙結果を踏まえて、今後4年間の町長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

本年1月23日に挙行されました町長選挙におきまして、岩崎町長が当選をされて現職におられるわけですが、同じ対立候補に対して4年前には1,600票余りあった差が、今回は28票と予想外の僅差でありました。実に有権者の3分の1は投票所に行かず、岩崎町長は、当選されたとはいえ有権者の3分の1からは支持されていないという厳しい御指摘の声もございます。町長御自身はこの選挙結果をどのように受けとめ、今後、2期目の4年間の行政執行をどのようにしていきたいと考えておられるのでしょうか、お示しください。

2点目は、人口対策についてお聞きをいたします。

町長の政策には、まちづくりの基本となる人口対策についてあまり言及をされていません。しかし、まちづくりの根幹は人口政策だと考えます。

次に、細かい質問をいたしますが、一つ一つ御答弁をお願いしたいと思います。

人口の減少を食いとめ、同時に人口増加を図るためのキーポイントは、1、子育て支援策の充実したまちであること。2、高齢者や介護者にとっての安全、安心のまちであること。3、障がいのある人もともに暮らせるまちであること。4、若年層の平群町に対する愛着が深まり、郷土愛を持てるようなまちであること。5、企業が積極的に進出したいと思えるような環境の整ったまちであること。主にこの5点ではないかと思えます。

順次質問をさせていただきます。

1番目の子育て支援策について。

町長は、公約では、幼保一体により幼児教育に力を注ぎますと書かれています。若年層の転入を促進する上で、保育環境の充実は非常に大切なことです。千葉県の流山市では、待機児童の解消と保護者の利便性の向上を図った結果、人口増に成功したということです。本町では、現在、待機児童はないというように聞いていますが、幼児教育や保育教育を充実させるための施策として今後の取り組みに期待をするものです。平群駅周辺整備事業や小学校の再編問題ともリンクをさせながら進めていかれることと思えますが、西小学校の跡地とか南小学校の跡地とかに立地とか、立地についていろいろうわさが飛び交っております。しかし、幼保一体型の施設となれば、やはり駅前での設置がベストであります。午前中、他の議員からも指摘がありましたように、駅近というふうにおっしゃっていたと思いますが、やはり駅前というのが立地としてはベストであります。一体化施設を建設する上で非常に大事なポイントとなります。ぜひ駅前での施設建設を検討していただきたいと思えます。

2点目は、高齢者や介護を担っている家族の安心についてお尋ねをいたします。

新年度の予算説明でもありましたように、緊急医療キットの配付制度が明記されていましたが、高齢者の孤独死を防ぎ、また、高齢者の異変を早期に発見するための方策は、今後、ますます重要になってきます。安否確認についての本町での取り組みをお示しくください。また、地域での住民間の交流を促進し、つながりを深めるために、現在小地域ネットワーク活動が行われています。40の大字自治会のうちで活動を展開しておられるのは、まだ3分の1ぐらいだと思いますが、担当課としてこの事業を広げていくためにどのような取り組み、御努力をしておられるのでしょうか。要介護状態の御家族を介護しておられる介護者の中には、1人で悩んだり、1人で頑張り過ぎたりしてうつ病になられる事例もあります。高齢者社会に向けて今後ますます安心、安全のまちのあり方が求められますが、こういった介護者が気軽に相談できる窓口の紹介や介護サービスの紹介など、また介護認定の手続などをご存じない方たちにもっと情報を提供していくために、本町ではどのように対応しておられるのでしょうか。

3点目、企業誘致についてお尋ねをいたします。

企業誘致によるまちの活性化も町長の1期目の公約だったと思います。当然、平群町の環境にマッチした公害のない企業ということが前提であります。企業誘致は県でもなかなか進展を見ない難しい課題ですが、先ほど担当課長の説明によりますと、上庄地区西側、バイパスの西側にようやく1社来ていただけるという見通しがついたという説明でございました。しかし、東側については、どのような見通しを持っておられるのでしょうか。今後4年間でどのように取り組んでいかれるのか、お示しをいただきたいと思います。

最後に、若年層の流入についてお尋ねをいたします。

大学進学などで平群町から転出をされた方々を平群町にUターンしてもらえようように策を講じることも重要な課題です。Iターン、Uターン促進のための施策はあるのでしょうか。また、転入を促進するための住宅対策も必要となつてまいります。平群町では、年々空き家が増えてきていると聞いておりますが、この空き家対策も急務であります。こういった空き家情報の発信なども町として考えておられるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上、何点かにわたり質問をいたしました。但、当局の簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

議 長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

それでは、1点目の組織再編の御質問について御答弁させていただきます。

御指摘にもありましたように、長年にわたって当然のようになれ親しんでまいりました組織形態や業務環境の大きな変更を短期間で行ったということは、その一方である意味当然のことかも知れないんですけども、おっしゃっておられた課長級の負担増等含めて、全職員の中でも、いままって戸惑いを生じさせているってということも一方の現実ではないかなというふうに思います。

具体のこととして、収納対策課の話が御質問がございます。御意見のとおり平成21年7月に収納対策課を廃止し、税務課に統合しました。これは、収納対策課設置の当初の目的がおおむね達成されたものとの判断とあわせて、統合によります税務行政の円滑化やスケールメリットの活用を期待したものでございます。現在、この間に培ってまいりましたノウハウを引き継ぎ、税務課の収納対策係として収納対策業務の強化に努めているところでございます。

ただ、収納業務の重要性からかんがみまして、さらに補完的な対策として町長を長とする収納対策会議を設置し、関係課で定期的な情報交換も行いながら進めておるということは御承知のとおりだと思います。また、本年度より新たに町税の専門指導職員も配置して、収納対策には特に配慮しているところであり、その成果についてもあらわれているものというふうに考えております。

次に、庁内で進めてきました組織再編についての進捗状況でございますが、大きな組織再編を行って4年を経過しております。そういった中で改めて統合した課の業務量等の見直し、再点検を中心に、より最適な組織体制に変革し、迅速で効率的な事務執行ができる、そういった組織体制づくりを目指して昨年6月の末でありましたが、各課ヒアリングも実施し、また、その後8月から本年1月下旬にかけて関係課との意見調整も行い、また、課長会議等々の中でも議論を重ねてまいりました。なお、この間、選挙管理委員会や監査委員会からの要請も受ける中で、選挙事務の主管課の変更等の部分的な事務改変は行いましたが、抜本的な改変につきましては、先ほど申し上げましたようにいろいろ協議、議論の結果、一定の素案はできております。ただ、実施時期につきましては、現時点における事務執行上の情勢を総合的に判断した結果、本年4月の再編実行実施につきましては見送ることとし、引き続き関係課とも慎重に意見調整、協議を行っていく予定をしております。

また、総合政策課に関しての御意見につきましても、庁内における内部協議におきましても議員がおっしゃるよう、当初の目的が十分に機能し切れていないのではないかというふうな内部での現状認識もしております。そういうことも含めて改めて分権時代にマッチした行政の中核機能としての役割を総合政策課が果たせるよう努めていくということの確認をしているところでもございま

す。今後も議員の御指摘を真摯に受けとめながら、組織再編の協議にあわせて検証を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上、1点目の御答弁とさせていただきます。

議長

全部言うた。よっしゃ、はい、繁田君。

12番

再質問をさせていただきます。

収納対策についてはですね、専門の方も入っていただいて、鋭意取り組んでいただいているという点については、評価をしたいと思うんですけれども、ただ、いま課長から説明がありました収納対策会議ですね、これは町長を長とする会議ということなんですけれども、やはり町長の職務というのは、非常に膨大な量の職務を抱えておられると思うんです。それで、収納対策会議の長まで町長が努めるというのは、非常に過重負担になるのではないかなと思うんです。ですから、以前のようにやはり収納対策課というきちんとした、係ではなくてきちんとした課ですべてを網羅する、滞納というのは、税だけではありませんから、この間、ずっと問題になっております水道料金も含めて、各保険料もございます。そういう意味では、やはり課の壁を越えて全般的にやっぱり対応していけるための課というのは、やっぱり私は残すべきだったのではないかなというふうに思っています。この点についても再度組織の再編に当たってですね、どのように考えておられるのか、再度お示しをいただきたいと思います。

それと、総合政策課については、町長室長ではないんですけれども、一応その町全体の中での問題をきちっと整理するあるいは対応していく、いわばそのプロジェクトチームみたいな位置づけになってくるんじゃないかなと思うんです。後で答弁いただきますけれども、例えばその人口問題についての対策ということも、これはだれが御答弁されるのかわかりませんが、一つの課だけで対応できる問題ではないんです。いま幾つか問題点として挙げさせていただきましたように、これやっぱり役場の組織を横断する形で、ほとんどの課がかかわってくるような重要な問題になってきます。そういう場合は、やっぱり総合政策課で地域公共交通の点でも指摘しましたように、総合政策課というところがあるわけですから、そこでやっぱりきちんとプロジェクトチームをつくって取り組んでいかなければならないというふうに思うんですが、実際に平群町役場の中核機能を果たせるようにということは、もう少し具体的にどういうことをおっしゃっているのか、示していただきたいと思います。

それと、次年度ですね、4月からの改変の実現は少し無理だということなんですけれども、改変に当たっての一番基本的なコンセプト、考え方ですね、そ

れはどのような点をもって再編成しようというふうに考えておられるのか、もとの基本的な部分なんですけれども、その点についてもお聞かせをいただきたいと思えます。

議長

はい、総務財政課長。

総務財政課長

再質問にお答えさせていただきます。

収納対策課については、やはり残すべきではないかというふうな御意見でありました。その点について再度ということでしたが、収納業務、徴収業務につきましては、これの成果を見るというのは、単純にその収納率、徴収率だけではなかなか見切れない部分があると思うんですね。やはり国税徴収法とか法にのっとった形で徴税をどう進めていくか、具体的には財産調査とか執行停止、滞納処分、それらをやっていくと同時に、納税者の保護という立場もありますんで、そういったことをトータルでやっていかなければならない。そのノウハウってというのは、ある意味この間ずっと強化をしてきましたし、我々も日々決裁する中で税務課だけではなく国保税等々についても、かなり踏み込んだ形で財産調査も行い、いわゆる滞納処分等々についても踏み込んで行っておるというふうなことで、かなりな早期成果を見てるというふうに思います。町長がやはり収納対策については、トップとして、トップリーダーとして非常に重要な、最重要政策というか、業務ってというようなこともありますんで、本部長ということで、本部長ってというか、長としてその会議を統括するってということは、ある意味町長としても重要なことであり、今後も必要ではないかなというふうに思っております。

それから、2点目の総合政策課の役割についてですが、具体的には、何度も申して思うんですけども、先ほど議員からもありましたように、これからは分権化社会、分権化の時代です。いままででしたらある意味国や県から回ってきた指示をそのままやっておったんですよけども、これからは分権化の中で、地方で考えて物事を決めていく、政策をつくっていくということが重要です。そういったことをしていく中では、当然その横断的連携ってというのは非常に重要ですし、トップマネジメント、トップリーダーのマネジメント力が非常に重要になってます。それを支えていくための組織が必要ということで、国で言いますとある意味官房機能ですね、そういったものを町の中で総合施策課としてやるというふうに、担っていただくというふうなことの目的で新設しました。ところが、なかなかそうは言っても、そうなかなか簡単には現実問題としてはいかなかったというふうなのが現実でありまして、かと言うてま

たもとに戻すかということにつきましては、庁内で、原課も含めて協議する中で、やはり当初の役割をもう一度見直してやっていこうやないかというふうな話になっているというふうなことでございます。

それから、組織改編の基本的なコンセプトっていうことでありますけども、これにつきましては、先ほどの御説明にもありましたように、基本的には、簡単に言いますと最も効率よく、迅速で効率よく業務ができる、そういう組織体制を少人数ですね、できる、そういうものを、そういう組織を、最適な組織をつくっていくっていうことを最も大きなコンセプトとして考えて協議してまいったところでございます。

以上です。

議長

総務財政課長、簡単明瞭にちょっと答えてよ。それね、もう2回目の、再質問に対する御答弁違うかな、せやから、そこら辺を考えて、最初の質問に対する答弁やったら別やけど、そこら辺もちょっと配慮しながら答弁してくださいね。

はい、繁田君。

12番

総合政策課については、その本来の目的、機能を果たしていくように今後、しっかりとあり方を確立していただきたいというふうに思います。

それから、収納業務についてで言えばね、これちょっと言い方は悪いんですが、滞納をしておられる方っていうのは、重複してる場合があると思うんですね、結構。そういう場合、朝どっかの課が行ってですよ、また昼から次の違う課が行って徴収を行うっていうことは、それこそ効率的な事務執行から言うと非常にむだがあるんじゃないかなというふうに思うんですね。その点でも収納対策課が果たしてきた役割は大きいし、大変評価をしていたわけなんですけれども、いまのところ復活の見通しについては考えておられないようなんですけれども、そのノウハウが散逸しないようにしていただきたいというふうに要望しておきます。

それと、ある課が行って、また違う課が同じ人のところに徴収に行くと、集金に行くというふうな非効率的なやり方っていうのは、これはもう見直していただくべきやと思うんですね。そういうのは、やっぱり住民の方たちもよく見ておられますから、真に効率的な事務執行を行うということであるならば、この点については、留意してやっていただきたいというふうに思います。住民の目から見てですね、役場というの、よほど時間があるんやなというふうな印象をゆめゆめ与えないように執行をしていただきたいというふうに思います。

1 点目については以上で結構です。

議 長

はい、町長。

町 長

大きな 2 番の御質問の でございます。

このたびの選挙結果を踏まえてこの 4 年間の政治姿勢ということでございます。選挙期間につきましては、御指摘のとおり非常に厳しい御批判をいただいたと真摯に受けとめなければならないと考えております。御批判の主なものは、急激な改革による町民の皆様の痛みなどにあるのかなと考えております。説明責任を果たしながら行政を進めてきたつもりではありますが、まだまだ足りなかったことに加えまして、財政健全化に伴う住民負担が私に対する批判となったと考えております。

今後の行政運営につきましては、これまで以上に丁寧に、正確な情報の発信に加えまして、町民の皆様の声に耳を傾けながら説明責任を果たし、合意形成を大切にしていくことであると考えております。同時に、財政健全化の早期実現とまちの活性化策によりまして、町民の皆様が安心して暮らしていただける明るいまちを一刻も早く実現することが私の使命であると考えまして、全身全霊取り組んでまいります。

議 長

これ人口対策は誰が言うの。はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

それでは、 の子育て支援についての問題で、私のほうからお答えを申し上げたいというふうに思います。

幼保一体化によりまして幼児教育に力を注ぎますということの中での御質問でございますが、午前中にも少し回答をさせていただきました。幼保一体施設につきましては、小学校再編成のアクションプランの中で西小学校もしくは南小学校の跡地を利用して平成 27 年 4 月の開園を目指すというふうに出しております。御提案の一体化施設を駅前というのも選択肢の一つではございますが、運動場など相当な面積を必要とすることや、あるいは財政的な保障の問題、さらにまた駅前ということで周辺用途との調和の問題など、今後検討しなければならない課題も少なくありません。一つの御提案としてお聞きをしておきたいというふうに思います。

以上です。

議 長

高齢者はだれが言うの。だれがいきます、高齢者の分。福祉課長、はい、ど

うぞ。

福祉課長

それでは、続きまして高齢者や介護者にとっての安心のまちづくりということで、内容的には三つに分けて質問いただきました。

まず、高齢者が安心して地域で暮らし続けるためには、保健、医療、福祉サービスが効果的に提供されることが重要であります。ひとり暮らしや高齢者世帯、健康に不安を抱えるなど、高齢者には見守りや安否確認など自立した生活を支援するためのサービス提供が必要となってきました。町が行っているサービスの中には、栄養改善や安否確認を行う配食サービス、乳酸菌飲料配付サービス、急病や災害時の緊急時に速やかに生命の安全を確保するため緊急連絡先に通報できる緊急通報装置の貸与事業等を行っておりまして、今年度、試験的に緊急通報装置貸与者全員にその方の病歴やかかりつけ医、緊急連絡先などを明記した用紙を筒に入れて冷蔵庫に保管していただく救急医療情報キットを配付をし、消防署とも連携を図りながら、万が一の緊急時に迅速に対処できる体制づくりを進めてまいりました。23年度により多くの高齢者の方に利用していただけるよう、本格的に実施をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、小地域ネットにかけてでございますが、しかし、高齢者が年々増加していく中、地域の結びつき、人間関係が希薄化していく中で行き届いたサービス提供を行うには、公的機関のサービスだけでは限界がございます。そこで、見守り活動の一環として平群町社会福祉協議会が中心となっている小地域ネットワーク活動が必要となると考えております。御指摘のとおり、登録しておられる団体は16団体というふうに聞いております。少しでもマンパワーの構築、地域力を高めていくためにも地域の民生委員や地域住民の方々の御協力をいただき、支え合い、助け合いの活動が今後ますます広がり、高齢者はもとよりすべての町民が安心して暮らせるように平群町社会福祉協議会とも情報の共有化、財政支援等も含めてより一層連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、家族介護に対する援助についてですが、要介護認定者になっても住みなれた家、地域に住み続けたいというのは多くの高齢者の願いです。一方で、介護する側の家族にその負担がかかっています。介護疲れは、主として閉鎖的な人間関係の中で起こると言われており、突然介護生活が訪れ、1人で頑張り過ぎ、共倒れに陥る場合もございます。町の援助サービスの中には、要介護者を介護している介護者が交流を図り、日ごろの介護疲れをリフレッシュできるよう日帰りレクレーションを実施する家族介護者交流事業、紙おむつ等を支給

し、家族介護を経済的に支援する家族介護用品支給事業等がございます。また、介護保険のサービスでは、デイサービスやショートステイなどを利用させていただくことにより、介護する人も介護される人もリフレッシュできると考えております。介護者が1人で悩まず、抱え込まず、頑張り過ぎないように町としましても介護のサービスの周知、相談に努めてまいりたいというふうに考えています。また、平群町では、ボランティア団体として平群町介護者家族の会もございます。機関紙の中でもまずは相談してもらおうということについても訴えておられるようでございます。相談窓口を町としても知ってもらおうなど、これからも家族介護者の皆さんの協力も得ながら継続して働きをかけてまいりたいというふうに考えております。

それと、平群町地域包括支援センターや役場福祉課など、相談窓口にも相談、多数相談はございます。また、ご存じない方などには、いままでもチラシや広報で周知をしておりますが、今後も継続して周知徹底をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長

はい、経済建設課長。

経済建設課長

それでは、3点目の企業誘致の御質問にお答えをいたします。

現在、上庄の西側地区につきましては、市街化調整区域の地区計画案の作成をとり行っておるところでございます。これは、一定の案ができ次第、町の都市計画審議会に諮問答申をいただきまして、決定に向けて進めてまいりたいと考えております。

先日の予算総括審議で、議員からは御質問がありましたが、23年度で緊急雇用の事業で企業誘致の基礎調査業務を予定しております。これは予算可決後、速やかに業務発注を行う予定となっております。今後、企業へのアンケート調査を実施をし、進出意欲のある企業の調査も行います。土地利用の計画やイメージパースを作成します。同時にパンフレットも作成する予定となっております。その後、進出意欲のある企業への直接の訪問やPRを行う中で誘致活動を展開をしていきたいという考えでございます。御質問の東側の誘致のスケジュールでございますが、まず、優先順位としましては上庄バイパスの西側地区の区域のすべてに企業を誘致をするということを目標に推進を図ってまいりたいと考えております。あわせましてバイパス東側地区につきましても土地利用に係る問題点や企業のニーズを調査をしながら、地権者との調整も含めまして誘致活動を展開をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長

はい、総合政策課長。

総合政策課長

4点目の若者のUターン、Iターン促進のための方策はという御質問にお答えさせていただきます。

少子高齢化、その進展で人口の自然増が見込めない現状では、議員御指摘のとおり若年層の転入促進や定住化を図り、人口の増加を図る方策が必要であります。そのような観点に立ちまして、現在継続的に実施しております役場、住民生活課の窓口におきます転入転出者へのアンケート調査も実施しているところでございますが、若年層の傾向といたしましては、転出者では、結婚や就職を機に転出される割合が高く、転入者では、親との同居や結婚、転勤、転職などのそれを機に転入される割合が比較的高いという結果が出ており、主には、仕事やライフスタイルの変化にあわせ利便性の高い、住みよい住環境を選択されてる傾向が高いと思われまます。空き家対策も含め、若者世代の転入促進のため、空き家情報を発信との御提案でございますが、空き家といっても個人等の資産でございます。まちでは、町内でどの程度空き家があるかといった実態を把握する、そういったデータもございません。民間の不動産事業者もある中で、どの程度ニーズや需要があり、法令上可能な範囲で行政が実施できるかなど、何点かクリアしなければならない課題も見えてきます。アンケート調査では、買い物や交通の利便性や子育て環境が重視される中、まちの緑豊かな自然環境や住環境を求め転入されている方もおられ、若年層のニーズの把握、分析も行い、町の住環境など、こういった部分が若年層にマッチするかなど、他の市町村の実施事例も参考にしながら、今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長

はい、繁田君。

12番

再質問を行いたいと思います。

まず、町長にお尋ねするんですけども、非常に厳しい批判として真摯に受けとめていかなければならないという御発言でありました。今後です、丁寧で正確な情報を提供しながら住民の皆さんのお声に耳を傾けながらという御発言だったんですけども、このあたりは具体的にどのような行動をしようというふうに考えておられるのか、それをお聞かせいただきたい。それから、やはり急激な改革によって住民の方にやっぱり相当な痛みがあったのではないかと

ということも町長みずから分析をされているわけですがけれども、財政がいまやっとその累積赤字が解消されるというところまで来たわけですが、住民の方々に対して、例えば固定資産税率を見直すということがあるとすればですね、どういう状況になったときに、そういう見直しをする用意があるのか、考えがあるのか、その点も含めて答えていただきたいと思います。

それから、子育ての支援策について、教育委員会の総務課長のほうから答弁がありました。アクションプランの中では、西小の跡、または南小の跡というふうにうたわれているんですけれども、おっしゃるように、その駅前で相当程度の広さの用地を確保するというのは難しいかもわかりません。ただ、やはり子育てをしながら仕事をしておられるということになれば、当然、移動の手段としては近鉄路線を使われるということも想定範囲であるわけですから、やはり駅前あるいは他の議員がおっしゃっているように駅に近いところというのが立地条件としてはベストになります。どうしてもそれがかなわない場合ですね、は、どのような対策を講じていこうというふうに思っておられるんでしょうか。先ほど質問の中で千葉県流山市の例も申し上げましたけれども、そういった部分についても研究、検討をされているのか、お答えをいただきたいと思います。

それから、高齢者や家族介護、介護者の対策については、いま課長からるる御説明がありましたけれども、非常に平群町の場合は、きめ細かい対策をとっていただいていると思います。ただ、残念なのは、そういうことをご存じでない方もまだいらっしゃるということなんですね。ですから、そういう情報がきちんと家族の皆さんに伝われば、本当に1人で悩んで倒れる寸前とか、病気になる寸前といった状態は当然回避できるというふうに思います。ですから、情報発信というのは、こちらは発信しているつもりでも受けとめる側に届かなかったということも多々あるわけです。どこまで努力したから十分とは言えませんが、さらに今後情報の発信あるいは窓口での丁寧なやっぱり相談業務の充実、そういうことについては、さらに努めていただきたいというふうに、これは要望しておきます。答弁結構です。

企業誘致についてであります。

これは、緊急雇用でいろいろ調査を今後されるということなんですけれども、これは総合計画では入ったかどうかは、ちょっと覚えてないんですが、フラワーロードですね、西側の山麓線のところでかつてゴルフ場を予定されていた土地、あそこの利用計画ということで平群の自然、西山間の自然環境を生かしたレクリエーションゾーンにするというふうな、何かそういうパンフレットかリーフレットか計画書みたいなものをいただいた記憶があるんですけれども、

企業誘致というと、私たちはついつい工業系、生産性、生産工場みたいな工業系をイメージするんですけども、そういった自然を活用した企業誘致ということも範疇に入れて取り組んでおられるのかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

それから、若者のUターン、Iターンについてなんですけれども、いろいろ平群町に対する郷土愛をはぐくむためにですね、ふるさと納税のときに、やっぱりバラをあげたほうがいいんじゃないかというふうな意見もあるんですけども、それはさておいて、入ってきて、転入していただくためには、やっぱり住居というのが一番必要になってきます。これはちょっとよその町なんですけれども、長野県の松川町というところで定住人口増対策検討委員会というのがあって、提案書というのが、これインターネットですぐとれますから、また見ていただいたらいいと思うんですけども、いま大体私が指摘した問題については、すべて網羅をされてプロジェクトチームでいろいろ検討された結果が書かれています。その中で空き家バンク登録制度の新設という提言があって、これに私は注目したわけなんですけれども、町内にある空き家情報を登録制として定住のために空き家を利用したいと希望する方々に所有者情報等、適正な紹介をしますという内容のものだそうです。これはもちろん所有者の許可を得なければこういう情報を公開することはできないわけなんですけれども、やはり取り組んでいただいて、大阪の本町あたりでしたら、平群町から1時間以内の通勤圏ですから、そういうところなどにもどんどん発信していくという、もっと何て言うか、積極的な取り組みが必要ではないかと思うんですが、この点についてはどのようなお考えをお持ちなのか、示していただきたいと思います。

議 長

はい、町長。

町 長

まず、より丁寧な合意形成の具体策ということでございますが、私、就任以来ですね、一番最初に町民の皆さんに御説明したのは、平群町の新財政健全化計画ということで、まず全戸配付させていただきまして、直接住民の皆さんと対話する集会を開催させていただいたわけでございます。これは毎年実施させていただいております。一昨年につきましては、インフルエンザの影響で資料として全戸配付したのみに終わりましたが、基本的には、直接資料を配付した上で住民の皆さんと直接対話をする、これが私の一番の基本姿勢でございます。

それにつきましては、それ以外、ごみ減量化の取り組みあるいはまた小学校再編成、アクションプランにつきましても同様なやり方で直接対話という形で

当たらせていただいております。その中身を、やり方としてはそういうことかなと思うんですが、その中身をもっとより丁寧にするということでございまして、具体策はと言えば、そういうことに、普及に丁寧にということに尽きるわけでございます。

それからですね、固定資産税の見直しがあるのかということでございます。

当然、財政が健全化した暁にはですね、そのことも当然検討しなければならないということでございます。その時期については、なかなかこれお答えするのも非常に困難な現状であろうかと思っております。そういうことでお答えとさせていただきます。

議長

はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

再質問にお答えを申し上げます。

幼保一体施設の問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、いまアクションプランの中で位置づけをしているということがございます。それで、いわゆる人口増にですね、成功した例として、流山市の例もおっしゃっていただいているわけでございますが、いわゆる幼児教育あるいは保育のですね、環境の充実ということをおっしゃったかと思うんですが、そういった観点の中でいわゆる駅に近いというのも一つの大きなポイントになるというふうにおっしゃったというふうに思います。なるほどと言いますか、全くポイントとしては、一つのポイントとしては、もうそのとおりだというふうに私も思います。ただですね、何と言いますか、必ずしもですね、これはひょっとすると誤解を生むかもわかりませんが、あえて申し上げますと、駅前に近くなければだめだということではないと思うんですね。一つはですね、これはもう私の個人的な考え方もわかりませんが、やっぱりいわゆるその都市型と言いますか、都会型と言いますか、そういったところとですね、平群のような自然豊かに恵まれた地域とでですね、やはり場所等についてもやっぱり考え方も変わってくるんだというふうに思うんですね。本当に子どもたちの、本当に就学前の子どもたちの教育にとってよい環境とは何かということをもまず一番先に考えなければならぬというふうに思っているわけです。その上でですね、当然働いておられる保護者の就労の問題も、当然これは考えなければいけない。そういう観点から、駅に近いところであるほうがいいということも理解ができるわけです。ただ、先に言いましたように就学前教育の子どもたちの教育を充実をさせるといふ観点も含めて考えますと、必ずしもそうでなければならないということでもないんじゃないかなというふうにも考えているところでございます。そうい

う意味では、もしも議員おっしゃいましたように跡地の利用がかなわなかった場合にはですね、いま言いましたような二つのポイントを中心にしたそういう二つのポイントはある程度満足できる、そういった場所をやっぱりみんなの知恵の中で探していくということになるのではないかというふうに考えています。以上です。

議長

はい、経済建設課長。

経済建設課長

それでは、再質問にお答えをいたします。

西山麓線のエリア、沿線で自然環境を利活用したような企業誘致は検討するのかという、こういった御質問であったかというふうに思います。まず、上位計画なんですけども、都市計画マスタープランの土地利用計画がございます。この中で明確に工業ゾーンという定義づけをされておるのは、先ほど申し上げました上庄のバイパスの西側、東側地区、このエリアとあと竜田川の西宮地区、この2カ所、2地区でございます。西山麓線の沿線につきましては、これは、観光交流ゾーン、それと、あと自然環境ゾーンという、そういった土地利用計画の定義づけをされております。この中で農産物直売所、ファーマーズマーケットの記載、それであるとかあと自然型のレクリエーション機能を有する拠点、観光レクリエーションや観光教育の場としての利活用を図るという、こういった定義になっております。私どもとしましては、当然のことながら、この都市マスの土地利用計画っていうのは上位計画ということでございますので、これに即して立地誘導を図っていくということでございます。立地の手法等も検討が必要であろうかというふうに思いますけども、もし例えばそういった中でそれに合致するような企業であるとか、そういったところがもし進出希望がされるならば、個別、具体的にまた協議はする必要があるかというふうに考えます。ただ、先ほど言いましたように、そういう上位計画に基づいて利用を図っていきたいという、こういうことでございます。

議長

はい、総合政策課長。

総合政策課長

再質問にお答えいたします。

まず、空き家情報的なものの情報発信されている市町村につきましては、インターネット等で私も調べてみますと、何例かの事例はございまして、奈良県内で言いますと吉野町であるとか東吉野村とか川上村、明日香村等々、どちらかと言いますと山間部のまちからの情報発信ということはございました。ただ、

議員が御提案いただきました長野県の松川町での取り組みにつきましては、ちょっと承知していない状況でございますので、まずは、インターネット等でも情報収集は可能かと思えます。まず、情報収集、調査研究からしてまいりたいということで御理解いただきたいと思えます。

議長

はい、繁田君。

12番

いま町長のほうからですね、直接対話を毎年実施していると、今後も続けるということだったんですけれども、最初、タウンミーティングをされたときには、四つの校区に分かれてかなり精力的にされたと思うんですけれども、それから少し回数というか、開催場所がですね、限定されてきているように思います。やはりより丁寧という姿勢をお持ちであるならば、もとの形というか、4小学校区、少なくともそれぐらいの範囲に絞って住民の方たちが参加しやすいような環境づくりを心がけていただきたいというふうに思います。せっかくタウンミーティングを開催されても、来ていただけないような時間帯とか場所であれば対話もできないわけですから、それは住民の方が参加しやすいような形でやっていただきたいというふうに思います。

それから、具体的には、固定資産税の見直しについてお聞きをしたんですけれども、まだまだ財政の健全化を早期実現したいという町長の御意向です。企業誘致もようやく進んできているような中で、1日も早く財政を健全化させていただいて、住民の皆さん方の負担を少しでも軽くなるように御努力をいただきたいと、これは要望しておきます。

それから、子育て支援策、幼保一体の立地条件についてなんですけれども、自然豊かな環境の中で、就学前の子どもたちを育てて育成していくというのも非常に大事なことだと思います。ただ、一つ視点として欠けているんじゃないかなと思ったのは、だれでもが自動車に、車に乗れるわけではないわけで、車通勤の人ばかりではありません。車に乗れて、車で通勤しておられる方でしたら、駅に離れたところであっても子どもさんを連れてそのまま会社に行けるわけですが、そういう条件でない方もたくさんおられると思うんですね。ですから、そういうことの配慮をすると、どうしても駅前で用地を確保できない、なかった、駅から離れたところで建設せざるを得なかったという事態になってもですね、千葉県流山市、先ほどから言ってるんですが、流山の場合でしたら、駅前まで一たん子どもさんを連れて行って預けます。その子どもさんを今度はピストンバスってというか、子どもさんを専用、移動を専用、目的としたバスが出て、駅前で子どもさんを預かって、その子どもさんを保育所なり子ど

も園なりに送っていくというサービスをしてるんですね。このサービスを始めたために若年層が非常に助かるということで、どんどんいま流山のほうに入ってきているという、これもインターネットで調べていただいたら情報としてすぐとれると思うんです。ですから、利用者の方々がいろんな方がいるということ念頭に置きながら、今後もその計画を進めていただきたいというふうに、これも要望しておきます。

企業誘致の件についてなんですけれども、課長おっしゃったように、これはマスタープランで工業ゾーンに指定されていますので、基本的には、やっぱりその計画でいかないといけないと思うんですが、ただ、あの地域については、農業用水が流れていまして、下流域で現に農業を営んでおられます。上庄地区の方々が、やはり一番心配しておられるのは、農業用水がいまのまま、きれいな水のまま保たれるかどうかということだと思うんです。ですから、これからの企業誘致に際しても、その部分ですね、農業用水の安全性の確保という点を最大に考慮していただいて、企業誘致のほうも鋭意これも可及的速やかに進めていただきたいと要望しておきます。

最後の、住宅政策についてもですね、とりあえず若い人に入っていたかかないことには、人口増は図れませんし、税収も見込めないわけですから、いま、きょうは空き家情報をとということでお話をしましたけれども、いろんな事例をこれからも研究していただいて、対策を講じていただきたいと思います。人口問題、人口対策についてと言えば、これはきょう本当に各課の課長から答弁をいただいたんですけれども、先ほども言いましたように全庁挙げて取り組まなければいけない非常に重要な政策です。町長には、そのプロジェクトチームを立ち上げていただいて、しっかりと10年後、20年後の平群町のまちづくりのために計画性を持ってやっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議 長

繁田君の一般質問をこれで終わります。

時間延長いたします。午後7時まで時間を延長し、4時20分まで暫時休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時08分)

再 開 (午後 4時21分)

議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

議長

発言番号、12番、議席番号5番、植田君の質問を許可いたします。はい、植田君。

5番

今期最後の質問に立たせていただきます。私のほうからも一言質問に入る前に、今回の東北地方の大変な地震、甚大な被害が広がっています。そういう中で本当に尊い命が失われる、このことに関しては、本当に心から御冥福をお祈りいたします。また、多くの被災者の方々には、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、私の質問に入らせていただきます。

1点目は、資源ごみの回収体制の充実についてであります。

この問題は、これまでも何回か取り上げをさせていただきました。ごみステーションでの資源ごみの回収体制の確立がごみ減量には不可欠との提案もしてまいりました。そういう意味では、いつごろをめぐりにこのごみステーションでの回収体制の確立をスタートされるのか、午前中の質問もあったようなんですが、再度御答弁をお願いいたします。

2点目については、廃食油の燃料化、BDFの実績と今後の見通しについてお聞きをいたします。

これも予算委員会の日も多少論議がされた問題ですが、よろしく願いいたします。

大きい2点目は、高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の助成制度について御質問させていただきます。

昨年9月議会でも取り上げさせていただいた問題ですが、日本人の死因の4位に肺炎があり、その95%が65歳以上の高齢者が占めています。平群町でも死因の3位にこの肺炎が来ています。肺炎で一番多い原因菌が肺炎球菌であり、死亡率が非常に高いと言われています。ワクチン接種で約80%に効果があるということもデータとして示されています。また、この肺炎球菌のワクチンは、耐性菌にも効果があるとされています。いま全国的に助成する自治体が増えてきている中、平群町でも75歳以上あるいは後期高齢医療対象者に対して助成を行うべきではないかというふうに提案をさせていただきます。

3点目、最後ですが、第5期の介護保険計画での保険料の引き下げについてであります。

これも12月議会で、昨年12月議会で取り上げさせていただきましたが、

年金生活者にとっては、国保税の大きな負担に加え介護保険料の負担も大きく生活に不安を抱える高齢者が増えてきています。第4期の保険料策定に当たっては、基金の1億3,500万円のうち5,700万円を取り崩すと試算して基準額を200円引き下げました。しかし、結果的には、この5,700万円は取り崩しの必要はなく、逆に基金が1億7,000万円近くにまで増えています。今議会の予算総括のときにも22年度は黒字になるとの見込みもありました。改めて取り過ぎた保険料は第5期の保険料策定に当たって、基金を使って保険料の引き下げをし、高齢者の負担を軽減すべきではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、明確な御答弁、よろしく願いいたします。

議長

はい、住民生活課長。

住民生活課長

それでは、御質問の1項目めの資源ごみの回収体制の充実についてでの1点目の御質問のごみステーションでの資源ごみ回収の実施についてでございます。

午前中にも他の議員からの同様の御質問がございまして、同じお答えになるかと思いますが、資源ごみのステーション回収につきましては、これまでも検討を重ねてまいりましたが、収集体制や処理方法の変更など課題が多くございまして、検討に時間を要するところとございまして、現時点では、明確に実施時期をお答えできる状況ではございません。今後さらに先進の実施事例も参考にしながら検討していく中で早い時期にお示しできるよう努めてまいりたいと考えます。

次に、2点目の廃食油の燃料化の実績と見通しの御質問でございますが、廃食油の回収は、竜田川水質汚濁防止の取り組みの一環として平成6年から行っており、当初は、リサイクル石けんに加工し、活用してまいりましたが、平成21年度からは、地球に優しい燃料として軽油の代替燃料でありますBDFに生成し、清掃センターでのごみ収集車や重機に利用しております。廃食油の燃料化へは、平成21年度に300リットル、平成22年度は2月末時点で1,600リットルを生成し、活用しているところでございます。

今後の見通しとして、廃食油の回収量も年々増加しているところで、平成23年度は2,400リットルの回収を予測しており、これらを燃料化へつなげていくよう考えています。今後、さらに廃食油の回収を進めながら循環型エネルギーとして燃料化への取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長

はい、植田君。

5 番

いま課長のほうからごみステーションの問題については、まだまださまざま解決しなければならない問題があるので、時期については、早期にはしていきたいが、明確に答弁できないということだったんですけどもね。これは、この問題は、ごみ問題、私これまでいろいろ質問させてもらってきましたが、その最初のほうからね、やはりごみの分別をするという段階でその回収体制をどうするのかということが非常に大きな問題だと。ここで有料化という問題が出たときに、住民の多くの方々からも今回私が質問させてもらったような問題が多くの方々から指摘をされたというのは、十分行政のほうもご存じだと思います。そういう意味ではですね、これをほんまに一刻も早くやっていく、進めていくと、きちっとした回収体制をとるということが、本当にごみを減量することにもつながりますし、そのことが基本的には、平群町のごみ行政が大きく進む、そのことが財政的な面でも私は変わってくるのではないかと。有料化の問題が言われたときに、結局ごみを減量、ごみを減らすために有料化が有効だというふうなことも当局のほうがおっしゃってきたことがあったと思うんですけども、その前にやるべきことがあるんじゃないかということで、来年度の予算の中では一定の交付金を使ってのステーションでの設置、ごみボックスの設置やネットの配付という形を一定の形では位置づけられました。ただ、それ、私はそれ以上に、今回の質問させていただきましてごみステーションでの資源ごみの回収というのは、多くの住民の方々が一拠点回収では持っていけないと。だから、実際、わかっているけども可燃ごみの中に資源ごみを、まあ言うたら混入をさせて出している状況があるというのをよくお聞きをします。高齢者にとっても、そこまで分別をして持っていくことができないと。そういう意味では、これが本当に急がれる状況にあるわけですね。早い時期にしたいけれども、明確に答弁できないってことなんですけど、これいつを基本的には、いつごろをめどにするということを決めないと、話があんまり前へ進まないと思うんですね。ある一定行政がもう腹をくくって、そこまでにやっぱりきちっとこの体制をつくるんだと、そういうことをきちっと明確にして、それに向けて必要なことをどんどん詰めていくと、そのことが私は求められると思うんですね。そういう意味ではですね、一刻も、ある意味早い形でのステーション回収を進めるという意味では、一定のめどというんですか、何年何月とまでは言いません。少なくとも来年度中とか、そういう中での方向は示していただきたいし、一部には、課長の午前中の答弁やったかな、ステーション回収ができなければ有料化のほうもみたいな話もあったんですけど、私は、ステーション回収ができてごみが減量

すれば、当然、ごみの有料化はする必要はないと思ってるんですけども、これは私の意見ですけどもね。とりあえずいつごろ、もう少し具体的なね、方向性が示せないのか、これは再度御答弁をお願いしたいと思います。

それと、BDFの廃食油の燃料化について、23年度には2,400リットルぐらいを目標にしたいということだったんですが、いま現在、回収場所は3カ所だということですよ。今年度、公共施設でもう少し広げていきたいというふうな話も予算委員会的时候に出たと思うんですが、私は、町内です、スーパーの、スーパー系統にもですね、その回収に、回収場所をですね、提供してもらおうという、協力を得るといふふうな形で、できるだけいろんなところで気軽に皆さんがそういうふうな形で協力をできる体制を広げていくと、これが必要だと思うんですけども、その点についてどのようにお考えなのか、もう少しお示しをいただきたいと思います。この2,400リットルというのは、大体いま平群町でこのBDFによって稼働している回収車ですかね、それがどれぐらいの稼働する燃料となるのか、参考までにちょっとお聞かせ願えたらと思います。

議長

はい、住民生活課長。

住民生活課長

再質問にお答えいたします。

資源ごみのステーション回収については、いつごろかということで再質問いただいております。何度も申し上げますが、いまの時点では、お答えできることは、状況ではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、BDFの回収につきましては、拠点はいま3カ所、ご存じのように3カ所で回収をしているわけですが、回収量も年々増えてきている状況で、さらにまた回収拠点を増やしていくということも我々課題として取り組んでいるところでございます。ただ、いかんせん油でございます。危険性もあるというところから、目の行き届いていただける施設等も必要かというところで、おっしゃっていただいているスーパー等にも一定お声かけもさせていただく中で、協力いただければありがたいと思っておりますので、今後進めていく一つとして考えていきたいなというふうに思っております。

それから、BDFの稼働ということで、ちょっと私、どのようにお答えさせてもらっていいか、ちょっと理解できなかったんですけど、稼働。ちょっと。

議長

2,400リットルで、1台がどれぐらい、パッカー車が1台どれぐらい稼働できるのか。

5 番

再度質問しましょうか。

住民生活課長

ちょっといま稼働のことで2,400リットルを、油、来年度見込みをしているわけで、これもBDFに何とかつなげていくということで、稼働としては、いま現在、先ほど申しましたように清掃センターのパッカー車あるいは重機に利用しているわけでございまして、基本的には軽油の代替で軽油並みの使用という形になると思いますんで、そういうお答えでよろしいでしょうか。そのようにお答えしておきます。

議 長

違うねや、2,400リットル使うたらね、パッカー車、何台、どのぐらいのパッカー1台でどのぐらい1日使うのん。それ計算してくれたら何日間使えるって言えるやんか。1週間に50リットル、もっと使うんか、パッカー1台で、森田君、これちょっとしいな。重機だけでええやん、パッカーだけでええでっせ、パッカー1台、1日何リットル要るの。はい。

住民生活課長

いまちょっと確認しまして、BDFの稼働はパッカー車1台で1,600リットルの稼働ができるということでございます。1年間でございます。

以上です、すみません。

議 長

ほんまに1年間でそんなにいけるか。森田君、1週間50リットルでどうするんの、清掃活動でおまえ。まあええけど。はい、植田君。

5 番

ごみステーションの資源ごみの回収体制については、課長のほうからお答え、今の段階では答えられないという御答弁だったんですが、町長自身はどれぐらいをめどにというふうに考えておられますか。ごみの有料化も町長のほうからそういう相当まだあるんだという方向でこれまで来られてるわけですから、ただ、住民合意がなされない間はできないということで、いま現在ストップというか、進んでいないという状況なんですけれども、その中でやっぱりこのごみステーションでの資源ごみ回収というのは一番大きなネックだと思うんですが、それをいつごろ解消されるというふうに、解消していこうというふうに思っておられるのか、もし町長のほうがお答えいただけるようでしたらお願いいたします。

議 長

はい、住民生活課長。

住民生活課長

課題として収集体制あるいは中間処理の体制あるいはリサイクル事業者への引き渡し等、個々に課題がございます。そういうことからもちろん収集体制もございますし、財政的なところもございます。そういうシミュレーションもまた進めていかなければならないというところがございますので、いまその課題に向け検討をする中で、実施時期についてはある程度煮詰まった中でお答えをさせていただくというところをお願いしたいと思います。

以上です。

議 長

はい、植田君。

5 番

この問題については、これ以上お聞きしても多分お答えは同じだと思いますが、ただ、最後にですね、先ほども少し申し上げましたが、できるだけ早いごみステーションでの資源ごみの回収というのは、これはやっていただくことは当然そうなんですけれども、このことがごみ有料化をするということには私はならないと思います。これによってごみが減れば、当然ごみ有料化はごみを減らすためにその効力があるんだというふうにおっしゃってききましたが、ごみが減ればその必要性はないわけですから、このことについては一言申し上げておきたいと思います。議長、この問題については結構です。

議 長

わかりました。はい、健康保険課長。

健康保険課長

それでは、2点目の高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の助成制度について回答を申し上げます。

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25から40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。ワクチン接種により肺炎球菌感染症の80%を抑えることができると言われておるということで、先ほど議員のほうもお述べになっておられます。インフルエンザワクチンと両方接種することで肺炎や死亡を抑えると言われており、ワクチンによる予防やワクチンによる予防することへの意義を実感しているところがございます。

御質問の任意接種であります高齢者への肺炎球菌ワクチン接種に対する助成制度でございますが、経済的な負担の軽減のみならず安全性の確保という面からも慎重にならざるを得ません。町独自の判断は困難なことから、国や予防接種部会等の専門家集団による見解など、国の動向に注視しながら当町において今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

議長

はい、植田君。

5 番

課長のほうから、町独自の判断は無理というふうな御答弁だったと思うんですが、これ、いま全国の自治体で本当に広がっているんですね。それは、それぞれの自治体がそれぞれ自治体の独自の判断で、この高齢者への肺炎球菌のワクチンが大きなやっぱり成果を挙げているという、あるいはそういう期待を込めてスタートさせているというところで全国的に広がってきているんだと私は思っています。去年の9月のときにも、少し紹介させてもらったんですが、長野県の波田町ではですね、ワクチン接種に係る費用の16倍のいわば医療費の削減ができた、できているというふうな報告もされていますし、北海道せたな町というところでも、それまで日本一老人医療費がかかっていたまちがですね、このワクチンの助成制度をスタートをさせて、それを進める中でですね、これちょっといま現在、このときとちょっと時期がずれるかもしれませんが、全国1位だったのが800位ぐらいまで老人医療費に係る、まあいわば医療費が下がったというふうなことも言われています。そういう意味では、それぞれの自治体がそういうまあいわば予防医療にかけることが実際の医療費を削減していくことに大きな効果があるというところで、それぞれの判断の中で、スタートをさせてきていると思うんですね。そういう意味で、平群町としてもそういう立場に立った、まあいわば予防医療を進めて、また高齢者の経済的あるいは心理的、また体への負担という、肺炎になれば大変な体、リスクも、体への負担もありますし、経済的な負担も出てくると。まして入院となればその費用もかさむということで、それをまあいわばワクチン接種で8割方防げるというのであればですね、当然、そこに投資をしていって住民の健康を守るということでもですね、平群町としてやっていただく、いただきたいという問題になるわけです。ちなみに私が先ほど言わせてもらった方々に、もし半額の助成という形です、いまどういう助成をするのかというのは、全国的にいろいろあります。65歳以上からやられているところもありますし、75歳以上のところもあります。助成費用も半額から全額というところもありますし、また、2,000円とか3,000円とか定額の金額を、まあいわば助成しているというところもあるんですけど、まあ半額として計算したとき、大体平群町の、私が先ほど言いました対象者でいけば、2,400人ほどいらっしゃるわけですね、平群町で。そして、半額として計算しましたら大体3,500円です。この間の高齢者の平群町でのインフルエンザの受診率を見ますと大体50%ぐらいな

んですね、対象者の方の半分ぐらいがインフルエンザの接種を受けられているということで計算しますと、それでいけば大体420万円ぐらいの費用がかかるというふうに見られます。これが斑鳩町は大体3,000円の助成を定額でされてるんですね。これで平群町で計算すると、大体360万円程度というふうな費用になると思います。そういう意味ではですね、何らかの形でやはり高齢者の健康をやっぱり保持していくと。それとあわせて医療費の負担を減らしていくという意味ではですね、やはりこういう積極的な予防医療を進めていただきたいと思います。

もう一つ、なかなか対象者の経済的な問題も含めてあるのであれば、これ一つの提案ですが、古希の2倍という形で助成をしていくのも一つの方法かと思えます。平群町で大体この2月末で70歳の方が大体370名いらっしゃるんですね。その方々に半額助成でやったとして64万、65万ほどです。全額助成をしたとしても129万円ほどでいけるわけですね。そういうふうな高齢者の一つのお祝いではないんですが、70歳まで元気に来られたと。それ以後もですね、これ1回接種をすれば大体5年間ぐらいその効力というんですか、ワクチンの効力はあると言われていきますから、そういうふうな形でのですね、高齢者を大切にすまちという形での支援も一つの方法かと思えますが、再度、このワクチンについての行政側の前向きな行政制度をつくっていくというお考えがないのかどうかお聞きをしておきたいと思えます。

議長

はい、健康保険課長。

健康保険課長

ただいま再質問でございますが、積極的な予防医療のためにそういった助成制度を創設してはどうかと、こういうお考えではないかなというふうに思います。先ほどちょっと説明をさせていただきましたように、国や予防接種部会等の専門的な集団による見解というふうなことを申し述べさせていただきましたが、昨年ですね、4月の21日に厚生労働省は、厚生科学審議会の感染症分科会、予防接種部会においていろいろと検討を始めておるところでございます。この中で、昨年の10月からお願いをいたしております子宮頸がんまたヒブワクチン、そして、小児用肺炎球菌等ですね、いろいろとそういった中で検討を加えられておったということでございます。また、10月の初めにですね、申し訳ございません、8月ですね、昨年の8月の末ですね、厚生労働省が、国ですね、23年度予算の要望の中にそういったものを取り上げるというふうな情報もいただいております。そして、10月の7日にですね、この部会ですね、委員長さんのほうですね、見解を出されております。その中では、ヒ

ブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん、予防接種法上の定期接種に位置づける方向で急ぎ検討すべきであると、こういった国の一連のですね、流れがございまして、町としては10月1日から子宮頸がんに対する予防接種に対して補助制度を町独自として設け、結果的にはですね、11月の26日に国のほうがですね、この3ワクチンに対して補助制度を設置をしたということで対応させていただいているというところでございます。そういった厚生労働省、こういった部会ですね、いろんな動向を見ながらですね、今後、町としての検討課題とさせていただきたいと、こういうことで答弁とさせていただきたいと思っております。御理解のほう、よろしくお願いいたします。

議長

はい、植田君。

5 番

いまの課長の答弁ですが、平群町は、いわば高齢者への予防には大変消極的だというふうな私は見解を持ちました。この件は以上で結構です。

議長

はい、福祉課長。

福祉課長

そしたら3点目の質問でございます。第5期介護保険計画での保険料引き下げについてということでございます。

町の第5期介護保険事業計画で基金を活用し、保険料の引き下げをしていくべきではとのことですが、第5期の平群町介護保険事業計画での保険料引き下げにつきましても、高齢者人口の増加、介護給付費も増加しているところであり、現時点で予測しがたい状況です。計画は高齢者を取り巻く状況、ニーズの調査、被保険者数や認定者数の推計、サービス利用者の見込み等により策定委員会で審議をいただきました。策定委員会での審議により答申を受け、最終的に判断されるものと考えていますので、サービスの質の確保、向上を図りながら給付と負担のバランスを確保して保険料が定められるものであり、基金の積み立てを活用し、安定した介護保険の運営を図るために23年度の策定委員会で御議論願いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長

はい、植田君。

5 番

12月のときと同じような答弁だと思うんですけども、策定委員会にね、保険料を、第5期をどうするのかということを行行政側のほうから諮問するわけ

でしょう、ある意味。そのときに、4期のときもそうだったんですけれども、基金が1億3,000万ほどあると、これはやっぱり保険料の負担が大きいという声がある中でですね、5,700万取り崩して3年間ですよ、そのときも当然介護保険の利用者の増も、動向も見込んでこれくらい年々増えていくだろうと。だけど、200円下げてもこの5,700万あればいける、カバーしていけるということで第4期のときには基準額で200円を下げたわけですね。しかし、その見込みが全く違っていてですね、まあいわば5,700万取り崩すどころかですね、基金が逆に積み上がってしまったという状況があるわけですよ。で、それがまあ1億7,000万円近くになると、今回の22年度の見込みでは700万、1億7,000万多少切ってる状況に、いま基金の状況見せてもうたらなってるんですが、だけど、sonだけ膨れ上がってるわけですね。少なくとも、そういう意味では、取り崩しは十分可能やと思う、何ぼ取り崩すのか、これは問題、議論が要るところなんですけれども、この間、見ていまして、そういう見込みと実質の状況が大分ずれていると、そういう中で、とにかく住民の中では、国保もそうですが、介護保険料もやっぱり負担が大きいという声があるわけです。基金はためるために置いとくものではありません。取り過ぎても当然住民に返していくということが私は前提だと思うんですね。1億7,000万もあるわけですから、当然、これをですね、住民の方々に第5期の策定に当たってはですね、町のほうから介護保険料を引き下げる形での諮問をすると、そういう姿勢を持つべきではないかというふうに言っているんです。それを、基本的には策定委員会の中で議論していただくという問題だと思うんですよ。行政側がどういう姿勢に立つのかということをお聞きしていますので、その点再度御答弁願います。

議長

はい、福祉課長。

福祉課長

第4期作成に際して予測した数字と実態とで反対になっているということも含めて御指摘をいただきました。それはそれとして、今回、ここに答弁とさせていただきますように、あくまでもその策定委員会で最終的に決定をするという姿勢については、変わりございません。しかし、議員御指摘のとおり基金はあくまで積み立て、際限なく積み立てをするための基金ではございません。制度を安定的に運営するための基金でございますので、当然、一定程度、これはどれくらいが妥当なのか、基金を積み立てておくことが一定程度というのは、どれくらい妥当なのかということについても、当然策定委員会で論議されるべきものであったというふうに私も思います。いま現在、事務方で今度の制度改

正、1人当たり月額で1,000円ほど上がるというふうに政府は、政府審議会のほうは答申を出しております。しかし、最終確定ではございませんが、それを前提とした場合に、24、25、26年、この第5期の3カ年の中である程度のシミュレーション、現段階で大まかなシミュレーションをやっております。その調子で申し上げますと、介護保険料全体で8億4,000ないし5,000万ぐらいが入るといふふうにされます。それと、給付費総額、これは39億、40億近くこの3年間、第5期で発生するというふうに予想しております。それに対して1号被保険者24.02%で介護保険料が支払いをしますけども、そうしますと9億5,000万を超える金額が支出していかなければなりません。入と出との関係で言いますと1億500万程度を不足する。政府の言うとおり1,000円程度の引き上げをすればある程度クリアできるのかもしれませんが、そういうわけにもいきません。基金も一定額を大幅に超えているというふうに思います。妥当な基金の積立額を設定するということと同時に、いまある基金の有効な活用についても当然策定委員会のほうに事務局としては報告をさせていただきました。やみくもに積み立てをすることを前提に動いてきているわけでもございませんので、その辺についても御理解を願いたいというふうに思います。

議長

はい、植田君。

5番

いま課長のほうがいろいろおっしゃったんですけどね、ただ、それであるならばですね、策定委員会、正しいある意味数字っていうんですか、4期のような、もう全く反対のような、実際に国のほうは1,000円程度上がるとかおっしゃっているけれども、ただ、それは個々の自治体がどういう利用状況になるのかということで大分変わってくる問題もあります。そういう中でですね、まあいわば平群の場合は、4期のときに相当そういう見込みと実際の結果が違っているという状況が出てくるわけですから、そういうことも十分今度の5期に当たってはないようにしていただいて、基金っていうものがやはりもう取り過ぎたものは私は返していただくということで、そのことも十分踏まえてこの5期の計画に当たっているんな資料をきちっと、正確なものを示していただくということを申しまして私の一般質問を終わります。

議長

植田君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 4 時 5 5 分)